自動車検査員研修資料

－　平成２２年度版　－

国土交通省四国運輸局整備・保安課

目　　次

第一章　整備事業関係
Ⅰ　最近の主要通達等
1．自動車検査用機械器具の保守管理要領等及び自動車検査用機械器具定期点検表について（平成２１年７月３０日　事務連絡）　……… 1
2．「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について（平成２２年1月１９日　国自技第２４８号、国自整第１２０号）　……… 4
Ⅱ　参考資料
①　平成２１年度指定整備事業者の処分状況一覧表　……… １１
②　監査での主な指摘事項等　……… １６
③　行政処分事例集（(社)日本自動車整備振興会連合会）　……… ２１
④　保安基準適合標章をフロントガラスに貼付する場合の注意事項　……… ３９
⑤　大型車ホイールの新・ＩＳＯ方式について　……… ４２

第二章　検査業務関係
Ⅰ　最近の主要通達等
1．「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について（平成２１年7月２２日プレスリリース）　……… ４６
2．道路運送車両法の一部改正（地方税法等の一部を改正する法律附則第２２条に基づく改正）に伴う自動車税等の納税確認について（平成２１年９月7日　国自技第１５３号、国自情第８０号）　……… ５１
3．「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について（平成２１年１０月２３日プレスリリース）　……… ５５
4．「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について（通知）（平成２２年３月３１日　国自技第３１４号）　……… ６７
5．外装基準の適用猶予に関する周知について（依頼）（平成２２年３月３１日　国自技第３１８号）　……… ７４
6．「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（平成２２年２月５日　国自技第２６４号、国自環第２４３号）　……… ７６
7．マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて（平成２２年3月３１日　国自環第２９５号）　……… ７９
Ⅱ　参考資料
①　今後適用が予定されている保安基準等の適用整理一覧　……… ８８
②　黒煙の検査方法が変わります　……… ９５

第三章　自動車検査独立行政法人関係
1．審査事務規程の第５１次改正（平成２１年１２月４日プレスリリース）　……… １０４
2．審査事務規程の第５２次改正（平成２２年3月４日プレスリリース）　……… １０６
3．審査事務規程の第５３次改正（平成２２年3月３１日プレスリリース）　……… １０７

第四章　軽自動車検査協会関係
1．協会の業務等　……… １０８
2．最近の検査場における事故状況について　……… １１１
3．重量税還付申請について　……… １１３
4．【高度化システム】運用イメージ図　……… １２１

第一章　整備事業関係

Ⅰ　最近の主要通達等

事　　務　　連　　絡
平成２１年７月３０日

各運輸支局首席陸運技術専門官　殿

四国運輸局　自動車技術安全部　整備・保安課長

自動車検査用機械器具の保守管理要領等及び自動車検査用機械器具定期点検表について

標記について、別紙のとおり作成したので業務の参考とされたい。

自動車検査用機械器具の保守管理要領等

機器の名称	測定上の注意事項	点検要領				保守要領	保守上の注意事項
		点検箇所	仕業	3か月（仕業点検に次の点検を加えたもの）	6か月（3か月点検に次の点検を加えたもの）		
オパシメータ	(ｲ) 検出部は直射日光や排出ガスが直接当たらない場所に設置すること。 (ﾛ) 導管を折り曲げて測定しないこと。 (ﾊ) プローブは高温になるので、取り扱いに注意すること。 (ﾆ) 測定中は換気に注意すること。	指示部	電源に充電池を使用しているものは、充電状態を点検する。			充電不足の場合は取扱説明書に基づき充電する。充電できない場合はメーカーに修理を依頼する。	(ｲ) 振動や衝撃を与えないこと (ﾛ) ほこりのかかる場所や高温、高湿、直射日光の当たる場所に保管しないこと。 (ﾊ) プローブ及び導管は専用のものを使用し、導管の長さを変更しないこと。
			電源を入れ、デジタル表示の各部が正常に表示しているかを点検する。			デジタル表示の一部が消えている場合は、メーカーに修理を依頼する。	
			暖機運転の終了後、ゼロ指示を点検する。			不良の場合はメーカーに修理を依頼する。	
			エラー表示の有無を点検する。			エラー表示がある場合は取扱説明書に基づき解除する。解除できない場合はメーカーに修理を依頼する。	
			各スイッチの作動状態を点検する。			不良の場合はメーカーに修理を依頼する。	
			自動測定モードを備えているものは測定開始操作で測定を開始することを点検する。			不良の場合はメーカーに修理を依頼する。	
		検出部	レンズ、ミラー、保護ガラスの汚れ及び損傷などを点検する。			汚れのあるものはクリーニングペーパーなどで清掃し、損傷のあるものは交換する。	
			保護ガラスのホルダがあるものは、ホルダの取り付け状態を点検する。			不良の場合は、正常な状態に調整する。	
			掃気用ファンの作動状態を点検する。			不良の場合はメーカーに修理を依頼する。	
				【１か月点検】 測定セル内の汚れの状態を点検する。		汚れている場合は、付属のブラシで清掃する。	
		プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れなどを点検する。			つぶれ、割れのあるものは同一形状のものと交換し、つまり、汚れのある場合は布又は圧縮空気などで清掃する。	
			プローブ固定金具の作動状態を点検する。			不良の場合はメーカーに修理を依頼する。	
		コード類	損傷などによる接続不良箇所がないかを点検する。			不良の場合はメーカーに修理を依頼する。	

（第３号様式）

自動車検査用機械器具定期点検表

機器の名称	点検箇所	点検内容	点検の種類	3月	6月	3月	6月	3月	6月	3月	6月	3月	6月	3月	6月
			点検年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
サイドスリップテスタ	指示計	ゼロ点の状態（踏板を±3mm/m動かした後を含む）													
	本体及び周囲	オイル、小石、泥等の付着の有無													
	コード類	損傷、接続不良箇所の有無													
	警報装置（判定部）	設定値（５目盛）でのブザーの吹鳴、ランプ点灯の有無													
	各リンク機構及び復元装置	作動状態、踏板の戻り具合													
	ローラ・レース及び踏板	各部の汚れ、がた、ゆるみ、錆、摩耗等の有無													
ブレーキ・テスタ	指示計	指針のゼロ点の状態													
	ローラ	オイル、泥、水等の付着の有無													
	ギヤ・ボックス及びダッシュ・ポット	オイルの量、汚れの有無（汚れは６月毎）													
	リフト・操作弁及びコンプレッサー	リフトの作動状態、エア漏れの有無及びコンプレッサのフィルタの水抜き、汚れ、オイルの量													
	コード類	損傷、接続不良箇所の有無													
	ローラ及びローラ・ベアリング	異音・損傷の有無													
	チェーン	チェーンの汚れ具合、ゆるみ													
	Ｖベルト	汚れ、損傷の有無、ゆるみ													
速度計試験機	指示計	指針のゼロ点の状態													
	ローラ	オイル、水、泥等の付着の有無													
	リフト・操作弁及びコンプレッサー	リフトの作動状態、エア漏れの有無及びコンプレッサのフィルタの水抜き、汚れ、オイルの量													
	コード類	損傷、接続不良箇所の有無													
	ローラ及びローラ・ベアリング	異音・損傷の有無，ローラの回転状態													
	ジョイント及びガイド・ローラ	ジョイントのがた、ゆるみの有無、ガイドローラの回転状態													
	指示検出部	検出器の取付状態、カップリングのゆるみ、ベルトのゆるみ、損傷の有無													
前照灯試験機	指示計	各指針のゼロ点の状態													
	レンズ及び反射鏡	汚れ、くもりの有無													
	水準器	気泡の有無及び位置													
	レール	泥、小石等の付着の有無													
	車輪、支柱及び昇降台	作動状態、曲り、錆等の有無													
	レール	曲がり，水平度の狂いの有無													
音量計	指示計	指針のゼロ点の状態													
	指示制御ダイヤル、電圧増幅度調整つまみ	指針のセットの状態													
	コード類	損傷、接続不良箇所の有無													
	測定器	暖機後（約３０分通電）の状態													
	マイクロホン	ほこり等の付着の有無													
騒音計	指示計	アナログ式指針のゼロ点の状態													
	電池	液漏れの有無													
	校正装置	ＣＡＬ位置での校正レベル状態													
	マイクロホン	ほこり等の付着の有無													
	コード類	損傷、接続不良箇所の有無													
一酸化炭素・炭化水素測定器	指示計	指針のゼロ点の状態又はデジタル表示の状態													
	校正　ゼロ校正	ゼロ点の状態													
	校正　簡易校正装置	作動状態及び指示値													
	校正　スパン校正	スパンガス指示値（頻度はメーカ指定）													
	フロー・モニタ（流量計）	作動状態													
	プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れ等の有無													
	フィルタ	汚れの有無													
	ポンプ	異音の有無													
	水分離器	たまっている水の量													
	コード類	損傷、接続不良箇所の有無													
黒煙測定器	指示計	ゼロ点の状態及び附属標準紙での指示値													
	プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れ等の有無													
	空気圧調整器（構造上、ないものを除く）	制御圧の良否													
	エア・パージ機構	エア・パージの作動状態													
	吸引ポンプ及びペダルスイッチ	作動状態													
	紙送り装置（構造上、ないものを除く）	ろ紙の有無、作動状態													
	コード類	損傷、接続不良箇所の有無													
オパシメータ	指示計	ゼロ指示の状態及びデジタル表示の状態													
	検出部	レンズ、ミラー、保護ガラス、ホルダの汚れ及び損傷状態													
	測定セル	汚れの状態													
	掃気ファン	作動状態													
	プローブ及び導管	つぶれ、割れ、つまり、汚れ等の有無													
	プローブ固定金具	作動状態													
	コード類	損傷、接続不良箇所の有無													

記載上の記号	点検	分解	交換	修理	調整	締付	清掃	給油	管理責任者印
	レ	○	×	△	A	T	C	L	

国自技第２４８号
国自整第１２０号
平成２２年1月１９日

四国運輸局長　殿

自動車交通局技術安全部長

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

今般、「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成 7 年 3 月 27 日付け自技第 43 号、自整第 63 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後は、これにより関係者に周知徹底を図られたい。

なお、関係団体等には、別紙のとおり通知したので念のため申し添える。

別紙

国自技第２４８号の３
国自整第１２０号の３
平成２２年１月１９日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿
社 団 法 人 日 本 自 動 車 工 業 会 会 長　殿
社団法人全国軽自動車協会連合会会長　殿
社団法人日本自動車販売協会連合会会長　殿
社団法人日本中古自動車販売協会連合会会長　殿
日 本 自 動 車 輸 入 組 合 理 事 長　殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部長

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

今般、「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成 7 年 3 月 27 日付け自技第 43 号、自整第 63 号）を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、貴傘下会員（組合員）に周知徹底方お願いいたします。

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて

（平成７年３月２７日付け自技第４３号・自整第６３号）

新	旧
道路運送車両法の一部を改正する法律（平成６年法律第８６号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成７年運輸省令第８号）が公布され、本年７月から施行されることとなったところであるが、改正後の道路運送車両法第９４条の５第１項又は第９４条の５の２第１項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については別紙「保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」によることとしたので、関係者に周知徹底を図られたい。 なお、「保安基準適合証及び保安基準適合標章の取扱いについて」（昭和４４年自整第２９４号）は省令の施行日の前日をもって廃止する。 附則（平成２２年１月１９日　国自技第２４８号、国自整第１２０号） １．本改正規定は、平成２２年４月１日から施行する。 ただし、別紙第１項(3)を加える改正規定及び別紙第４項(2)③の改正規定（別紙１(3)①に規定する一連番号に関する情報に係るものに限る。）は、平成２２年５月１日から施行する。 ２．施行前に指定自動車整備事業者が配付を受けた適合証綴にあっては、なお従前の例によるものとする。	道路運送車両法の一部を改正する法律（平成６年法律第８６号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成７年運輸省令第８号）が公布され、本年７月から施行されることとなったところであるが、改正後の道路運送車両法第９４条の５第１項又は第９４条の５の２第１項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については別紙「保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」によることとしたので、関係者に周知徹底を図られたい。 なお、「保安基準適合証及び保安基準適合標章の取扱いについて」（昭和４４年自整第２９４号）は省令の施行日の前日をもって廃止する。

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて

(平成7年3月27日付け自技第43号・自整第63号)

新

別紙

保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領

1 用紙

(1) (略)

(2) (1)の表中の各葉に、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)第一号様式及び第二号様式その他保険証明書に係る事項の欄等関係通達により求められるものが、印刷されていること。

(3) (1)の表中の各葉に、次に掲げる不正防止対策が施されていること。

① 指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)第一号様式及び第二号様式(表面又は裏面)の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに上葉・中葉・下葉からなる一組ごとに固有の9桁の一連番号が印刷されていること。

② 中葉に地紋が印刷されていること。なお、一部の地紋は蛍光インクにより印刷されていること。

③ 下葉に、表面を複写した場合複写した紙にのみ複写をしたものであることが明確に分かる地紋が出る用紙が使用されていること、及び、表面に地紋が印刷されていること。

旧

別紙

保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領

1 編成

(1) 保安基準適合証(限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。)及び保安基準適合標章(以下「適合標章」という。)となるべき用紙は、次の表のとおりワンライティング方式として編成されていること。

編成	種　類	用　途
上葉	保安基準適合証(控) 限定保安基準適合証(控)	指定自動車整備事業者の交付控とする。
中葉	保安基準適合証 限定保安基準適合証	指定自動車整備事業者の交付用とする。
下葉	保安基準適合標章	指定自動車整備事業者の交付用とする。

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて

（平成７年３月２７日付け自技第４３号・自整第６３号）

新	旧
２　記載方法 （略） ３　適合標章の表示 （略） ４　用紙配付等 (1) 各地方自動車整備振興会（以下単に「自動車整備振興会」という。）は、適合証及び適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合証綴」という。）を、指定自動車整備事業者からの求めに応じ、配付すること。 (2) 自動車整備振興会は、次の各号に掲げるところにより、適合証綴の保管及び配付について管理すること。 ①　当該管理の責任者として保管責任者を定めること。 ②　配付台帳（別表１及び別表２）を作成すること。 ③　適合証綴を授受した場合、速やかに適合証綴の表紙に綴番号を押印し、配付台帳（別表１）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に１(3)①に規定する一連番号に関する情報を、記入すること。 ④　印刷不良等の適合証綴については、処理状況を配付台帳（別表１）の備考欄に記入すること。 ⑤　適合証綴を指定自動車整備事業者に配付する際は、次の各号に掲げるところによること。 イ　配付台帳（別表２）に記入すること。 ロ　当該指定自動車整備事業者の授受出納簿（５(1)の規定に基づき作成されたもの（別表３））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。	２　記載方法 （略） ３　適合標章の表示 （略） ４　用紙配付 (1) 適合証及び適合標章となるべき用紙（以下「適合証綴」という。）の配付は、社団法人日本自動車整備振興会連合会が傘下の自動車整備振興会を通じて指定自動車整備事業者に対して行う。 なお、適合証綴を配付する場合には指定自動車整備事業者に対する配付台帳（別表１及び２）を作成するとともに、適合証綴の配付数を明確に把握するため、適合証綴の表紙に綴番号を押印して配付すること。 (2) 指定自動車整備事業者は、適合証綴の授受出納簿（別表３参照）を作成し、適合証綴数の収受状況を明確に把握すること。

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて

（平成７年３月２７日付け自技第４３号・自整第６３号）

新	旧
(3) 自動車整備振興会は、適合証綴の配付の際、価格を明示すること。なお、適合証綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配付の際に明示する価格は実費相当とし、指定自動車整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。	(3) 自動車整備振興会は、適合証綴の適確な配付を図るため、配付に際しては必ず指定自動車整備事業者の授受出納簿を確認する等の手段を講じること。
(4) 削除	(4) 自動車整備振興会は、適合証綴の保管責任者を定めて管理するとともに、適合証綴の印刷不良品等については、その使途を明確にしておくこと。
5 交付状況の把握等 (1) 指定自動車整備事業者は、適合証綴の授受出納簿(別表３)を作成し、適合証綴数の収受状況を把握すること。 (2) 指定自動車整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定め、管理すること。 (3) 指定自動車整備事業者は、適合証及び適合標章の交付状況を把握すること。 (4) 指定自動車整備事業者は、適合証綴を使用後２年間保存しておくこと。 (5) 指定自動車整備事業者は、次に掲げる不正防止対策を講ずること。 ① 適合証又は適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該適合証及び適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。 ② 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。 ③ 電算機により適合証又は適合標章の記載(自動車検査員の氏名及び印を除く。)を行う場合は、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用することは差し支えないが、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終了した時点で確実に編綴、保存すること。	5 交付状況の把握 (1) 指定自動車整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定めて管理するとともに、適合証及び適合標章の交付状況を常に明確に把握すること。
6 削除	6 適合証綴の保存期間 (1) 適合証綴は、その使用が終了してから、２年間保存しておくこと。
7 削除	7 不正使用の防止 (1) 適合証又は適合標章を書き損じた場合には記載面を朱抹し、当該適合証及び適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて

（平成７年３月２７日付け自技第４３号・自整第６３号）

新	旧
別表１～３　（略）	(2)　適合標章を交付しない場合には、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。 (3)　電算機により適合証又は適合標章の記載（自動車検査員の氏名及び印を除く。）を行う場合には、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用することは差し支えないが、適合証及び適合標章にあらかじめ一連番号をすべて記載し、かつ、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終了した時点で確実に編綴、保存すること。 別表１～３　（略）

第一章　整備事業関係

Ⅱ　参考資料

平成２１年度指定整備事業者の処分状況一覧表

四国運輸局

運輸局 (運輸支局)	処分年月日 （聴聞）	処分内容	停止期間	違反条項	違反の概要	監査の動機等	法令違反の究明方法等
四国 (高知)	H21.4.7 (H21.3.25)	自動車分解整備事業の停止 保安基準適合証等交付停止	１０日 ２５日	道路運送車両法第９４条の５第１項及び第４項並びに第９４条の６第１項違反	(１)自動車検査員は、保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付した。（１台） (２)指定整備記録簿に記載誤りがあった。	特別監査	不正車検で警察に摘発されたことから特別監査を実施したところ、リヤバンパー及び消音器の開口方向が不適合である自動車に対し、自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明をし、事業者はこれを交付していた。
四国 (高知)	H21.4.16 (H21.3.26)	自動車分解整備事業の停止 保安基準適合証等交付停止	１０日 ２５日	道路運送車両法第９４条の５第１項及び第４項並びに第９４条の６第１項違反	(１)自動車検査員は、保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付した。（１台） (２)点検整備後、検査の一部を実施せずに保安基準適合証を交付した。（１台） (３)指定整備記録簿に記載誤りがあった。	特別監査	不正車検で警察に摘発されたことから特別監査を実施したところ、助手席側ドア側面下部の窓ガラスに装飾板が装着された状態で、自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明をし、事業者はこれを交付していた。
四国 (高知)	H21.4.17 (H21.4.16)	保安基準適合証等交付停止	４０日	道路運送車両法第９４条の５第１項違反	(１)保安基準適合証の検査年月日を虚偽記載し、適合証を交付した。（１台） (２)点検整備を全て実施せず適合証を交付した。（１台） (３)検査を一部実施せず適合証を交付した。（１台）	計画監査	立入監査を実施したところ、一度交付した保安基準適合証が書損扱いとなっており、再度同一自動車に対し検査年月日、交付年月日を変更して保安基準適合証が交付されていた。 関係帳票類を確認したところ点検整備を全て実施せず、検査の一部を実施せず、保安基準適合証を交付していた。

運輸局 (運輸支局	処分年月日 (聴聞)	処分内容	停止 期間	違反条項	違反の概要	監査の動機等	法令違反の究明方法等
四国 (愛媛)	H21.5.27 (H21.5.12)	保安基準適合証等交付停止	２５日	道路運送車両法第９４条の５第１項違反	(１)保安基準不適合状態となるおそれがある自動車に対し、保安基準適合証を交付した。	特別監査	保安基準に適合していないと思われる事業用自動車の運行について情報があったため、当該運送事業者に立入監査を行い担当係官が現認した後、指定事業者に対し特別監査を実施したところ、保安基準に適合しなくなるおそれがある自動車に対し、保安基準適合証を交付していた。
四国 (愛媛)	H21.8.25 (H21.8.21)	自動車分解整備事業の取消 指定自動車整備事業の取消 自動車検査員の解任	― ― １人	道路運送車両法第９３条第３号、９４条の８第１項第４号、９４条の５第１項及び第４項、第９４条の６第１項、９１条第１項違反	(１)自動車検査員は、保安基準に適合しない自動車（不正改造車等）に対し、点検整備及び検査を全て実施せず、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付した。（７台） (２)指定整備記録簿(分解整備記録簿)に虚偽の記載をした。 (３)事業者は欠格事項(道路運送車両法第８０条第１項第２号ニ)に該当	特別監査	不正車検で警察に摘発されたことから特別監査を実施したところ、自動車検査員は不正改造車等７台に対し、点検整備及び検査を全て実施せず（ペーパー車検）、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明をし、事業者はこれを交付していた。
四国 (香川)	H21.11.11 (H21.11.5)	自動車分解整備事業の停止 保安基準適合証等交付停止	１０日 ２５日	道路運送車両法第９４条の５第１項及び第４項並びに第９４条の６第１項違反	(１)自動車検査員は、保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付した。（１台） (２)指定整備記録簿に記載漏れ、記載誤りがあった。	計画監査	立入監査を実施したところ、事業場内に黄色回転灯を装着した大型特殊自動車が駐車していたので、関係帳票類を確認したところ、自動車検査員は、保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付していた。

運輸局 (運輸支局	処分年月日 （聴聞）	処分内容	停止 期間	違反条項	違反の概要	監査の動機等	法令違反の究明方法等
四国 (愛媛)	H21.12.18 (H21. 12.17)	保安基準適合証等交付停止	１５日	道路運送車両法第９４条の５第１項及び９４条の１０並びに第９４条の６第１項違反	(１)自動車検査員は、同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付した。（１台） (２)指定整備記録簿に記載漏れがあった。	特別監査	登録部門より、変更登録及び番号変更の申請にきた車両が、自動車登録番号標が返納されているのに継続検査の申請を行い、新しい自動車検査証が返付されているとの情報があったので特別監査を実施した。 自動車検査員は、自動車登録番号標が返納され取り付けられていない自動車に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付していた。
四国 (徳島)	H21.12.24 (H21. 12.21)	保安基準適合証等交付停止	１５日	道路運送車両法第９４条の５第１項及び９４条の１０並びに第９４条の６第１項違反	(１)自動車検査員は、同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付した。（１台） (２)指定整備記録簿に記載誤りがあった。	特別監査	使用者から、定員が自動車検査証と異なっているのに継続検査に合格しているとの連絡が、当該事業場に入ったため、当該事業場から運輸支局に連絡が入った。 支局が特別監査を実施したところ、自動車検査員は、同一性の相違する自動車に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨証明し、事業者はこれを交付していた。

運輸局 (運輸支局)	処分年月日 （聴聞）	処分内容	停止 期間	違反条項	違反の概要	監査の動機等	法令違反の究明方法等
四国 (香川)	H21.12.24 (H21.12.22)	保安基準適合証等交付停止	２０日	道路運送車両法第９４条の５第１項及び９４条の６第１項並びに自動車損害賠償保障法第９条第７項	(１)点検整備を一部実施せず適合証を交付した。　（１台） (２)自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証を交付した。。 (３)指定整備記録簿に記載漏れ、記載誤りがあった。	計画監査	計画監査で当該事業場に立ち入り、帳票類を審査、保安基準適合証を交付した自動車の自動車保険証明書欄が記載されていなものがあったので事業者に確認したところ、自動車損害賠償保険証明書の提示がされていないにもかかわらず適合証を交付していた。 また、書損処理されているのに適合標章がない自動車があったため事業者に確認したところ、一度適合証を交付したが自動車損害賠償保険証明書が届いてなかったため、適合証の有効期間内に継続検査処理することが困難と判断し書損とした後、証明書が届いてから点検整備を一部実施せず完成検査を実施し、同一車両に対し再度適合証を交付していた。
四国 (愛媛)	H22.1.7 (H22.1.6)	保安基準適合証等交付停止	２５日	道路運送車両法第９４条の５第１項及び第４項並びに９４条の６第１項違反	(１)自動車検査員は、保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付した。　（１台） (２)指定整備記録簿に記載誤りがあった。	特別監査	街頭検査においてタイヤの摩耗で整備命令を交付した車両の継続検査申請が、街頭検査の翌日当該事業場からあったため、事業者に対し特別監査を実施し関係帳票類を調査した。 自動車検査員は、保安基準不適合状態である自動車に対し保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付していた。

運輸局 (運輸支局	処分年月日 （聴聞）	処分内容	停止 期間	違反条項	違反の概要	監査の動機等	法令違反の究明方法等
四国 (徳島)	H22.3.31 (H22.3.18)	自動車分解整備事業の停止 保安基準適合証等交付停止	１０日 ２５日	道路運送車両法第９４条の５第１項及び第４項並びに第９４条の６第１項違反	(１)自動車検査員は、保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付した。（１台） (２)指定整備記録簿に記載漏れ、記載誤りがあった。	計画監査	立入監査を実施した際、事業場内にリヤバンパーが取り付けられていないダンプが駐車していたので、関係帳票類を確認したところ、自動車検査員は、保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対し、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者はこれを交付していた。

監査での主な指摘事項

１．指定整備記録簿の一部記載漏れに注意すること

特にブレーキの計算結果の記載もれ、警音器やフォグランプの様に目視や聴感で検査を行った際の結果の記載もれ等が多く見受けられます。

自動車検査員は、指定整備記録簿の記載が終わって保安基準適合証に証明を行う際に、もう一度記載漏れがないか等について確認を行ってください。

事業場管理責任者は、保安基準適合証の決裁を行う際に、指定整備記録簿についても記載漏れ等がないか確認を行ってください。

２．保安基準適合証の最終検査申請日の記載もれに注意すること

保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下「適合証」という。）の交付の際に、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間と、適合証の提出により更新されるべき自動車検査証有効期間の全部が重複しないときは、自動車損害賠償責任保障法第９条第４項の規定により適合証を交付できないこととなっています。

このため、適合証の有効期間（検査の日から１５日間）の最終日が旧保険証明書の保険期間の終了する日後であって、新たに締結した保険証明書の保険期間が、旧保険証明書の保険期間の終了日から継続して、１２ヶ月又は２４ヶ月のときは、適合証の有効期間の最終の日に検査を申請した場合、更新される自動車検査証有効期間の全部と重複しないものとなるため、1ヶ月の保険期間の追加が必要となります。

しかし、この取扱いでは旧保険証明書の保険期間の終了日までに検査の申請を行った場合には、保険期間を１ヶ月追加することなく自動車検査証有効期間の更新がされることから、余分な負担を課しているとの議論が絶えないことから、最終検査申請日を適合証に記載することで対処したものですので、最終検査申請日の記載漏れが無いようにしてください。

詳しくは、自動車検査員必携１５６５ページ「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取り扱いについて」をご覧ください。

なお、最終検査申請日を記載せずに、保安基準適合証等を交付した場合には処分の対象となります。

〈参考〉

① 最終検査申請日までに自動車検査証の更新手続きができなかった場合は、自動車損害賠償責任保険を１ヶ月分締結し保安基準適合証を訂正等することにより、自動車検査証の更新手続きを行うことができます。ただし、保安基準適合証の有効期間を過ぎた場合には、原則として持込検査を受けてください。

② 最終検査申請日が、土・日曜日、祝日等で運輸支局が休みの日に当たる場合は、保安基準適合証に記載する最終検査申請日を、その直前の運輸支局開庁日とすることもできます。

３．社内監査を定期的に実施すること

社内監査は、指定整備事業者として自動車の整備について基準に適合する設備、技術、管理組織等が維持されているかどうかを指定整備事業者が自ら監査するものです。社内規程において定めた者が定期的に行ってください。

（自動車検査員必携１７０６ページ「社内規定（作成例）」参照）

４．従業員教育を定期的に実施すること。また、実施の記録を残すこと。

従業員の教育は、指定整備事業者として関係する法令の遵守、技術の維持向上のために行うものです。法令に関しては主に事業場管理責任者が、技術的な事に関しては主に主任技術者が行いますが、年間計画を立て定期的に実施して記録を残すようにしてください。

（自動車検査員必携１７０５ページ「社内規定（作成例）」参照）

５．使用しない保安基準適合標章は朱抹しておくこと

保安基準適合標章を交付しない場合には、不正使用を防止するために当該保安基準適合標章の表面を朱抹し、保安基準適合証綴から切り離すことなく保安基準適合証（控）とともに保存してください。

（自動車検査員必携１７０４ページ「社内規定（作成例）」参照）

６．適合証授受出納簿は、受け入れの際、使用の毎に記載し担当者印を押しておくこと

自動車整備振興会で保安基準適合証を購入した際には、授受出納簿の取扱者印欄の振興会欄に振興会の取扱者が印鑑を押しますが、工場欄にも印鑑を押してください。

適合証綴の使用が終わったら、その都度、日付、使用欄の綴番号、適合証欄の交付及び書損枚数、標章交付件数、残綴数を記載し取扱者印欄の工場欄に印鑑を押してください。

取扱者印は、適合証綴の保管責任者は事業場管理責任者となっていることから、事業場管理責任者の印（認印で可）が適当です。

７．保安基準適合証に記載する保険会社名は正確に記載すること

保安基準適合証に記載する保険会社名は、正式な名称を記載することが基本となりますが、省略して記載する場合には自動車検査員必携１５６３ページの別記２により記載することが必要です。

８．保安基準適合証を書損とした場合は朱抹し、その理由を記載すること

保安基準適合証又は保安基準適合標章を書き損じた場合には不正使用防止のために記載面を朱抹し、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章を保安基準適合証綴から切り離すことなく保安基準適合証（控）とともに保存しておいてください。

また、その際に書損とした理由を記載しておいてください。

（自動車検査員必携１７０４ページ「社内規定（作成例）」参照）

９．概算見積書を交付すること

概算見積書は、定期点検整備の依頼があった場合に交付することが義務付けられています。

また、交付の際には必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性についても説明しなければなりません。

（自動車検査員必携１６１ページ「道路運送車両法施行規則第６２条の２の２）

１０．検査年月日を改ざんしないこと　（処分要請）

検査を行った日は、保安基準適合証の有効期間の起算日となる等非常に重要な日です。納税証明書が無い等で保安基準適合証を書損した場合、再び保安基準適合証を交付する際に検査年月日を交付年月日に合わせて記載せずに、実際に検査を行った検査年月日を記載してください。

なお、書損とした保安基準適合証に記載された検査年月日から、１５日を超えている場合には原則として持込検査を受けてください。

１１．同一性の相違する自動車に適合証を交付しないこと　（処分要請）

自動車検査員が検査を行う場合には、自動車検査証、登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）、自動車検査証返納証明書に記載された寸法、重量、定員等について相違が無いことを確認してください。

なお、継続検査に際して寸法等の変更がある場合については、自動車検査員必携２５３２ページの「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」により判断してください。

１２．自動車損害賠償責任保険を車検の依頼者が締結する場合、本通を確認して保安基準適合証を交付すること　（処分要請）

自動車損害賠償責任保険は、本通を確認することが自動車損害賠償責任保障法において規定されています。したがって、電話やＦＡＸでの確認は認められません。

依頼者から急かされたとしても、本通を確実に確認して保安基準適合証の交付を行ってください。

相談事案等
検査関係

１．デイライトが片方点きませんが、検査は合格になりますか。

点灯しないデイライトに係る電球及びすべての配線が取り外されていなければ、合格とはできません。

２．フォグランプが片方だけ点きませんが、検査は合格になりますか。

球及び配線を取り外せば合格となりますが、その自動車の製作年月日が平成１８年１月１日以降であれば、左右対称に取り付けられていることが必要となりますので、点灯するように修理するか、左右両方の球及び配線を取り外さなければ合格とはできません。

また、平成１８年１月１日以降の自動車で、後付けのフォグランプを取り付ける場合には、取付の高さ、自動車の最外側からの距離等について規定されていますのでご注意ください。

３．ブレーキランプ等でＬＥＤ球を複数使用している自動車で、そのうちの１個が点きませんが、検査は合格になりますか。

ＬＥＤ球を使用した灯火が増えていますが、１個でも点灯しなければ合格とはできません。

４．後部反射器にＬＥＤ球が取り付けられていますが、検査は合格になりますか。

ＬＥＤ球が取り付けられていても、後部反射器としての基準に適合するものであれば合格となります。

記録簿関係

１．電動パワーステアリング装着車が多くなりましたが、点検の際、記録簿にはどのように記載すれば良いですか。

自動車点検基準に基づく、パワーステアリング装置の点検項目は、「ベルトの緩み及び損傷」、「油漏れ及び油量」、「取付の緩み」になります。電動パワーステアリング装置の場合は「取付の緩み」だけの点検になると思われますので、それ以外については該当無しということで、斜線を入れてください。

なお、各自動車メーカーで「取付の緩み」以外の点検推奨項目があれば、点検を行うことが必要です。

保安基準適合証関係

１．保安基準適合証の訂正を行う際、○字抹消○字挿入と記載していますが、○字訂正と記入しても良いですか。

保安基準適合証の記載内容に誤りがあって訂正を行う場合、誤り箇所を二重線で消し、正しい内容に記載し直し二重線で消したところに訂正印を押すことで構いませんが、それにより記載内容が見えなくなる場合には、保安基準適合証の右半分の走行距離計表示値記載欄の下部に、今まで通り○字抹消○字挿入と記載し押印してください。

２．スピードメーターが故障していたので交換しましたが、走行距離計が「０」になりました。保安基準適合証には、交換前の走行距離計表示値を記載すれば良いですか。

自動車検査証に記載される走行距離計表示値は、検査を行った際（又は点検整備時）の走行距離計表示値を記載することになります。したがって、保安基準適合証には「０」を記載してください。

なお、自動車使用者の今後のメンテナンスの参考になるように、交換前の総走行距離を記録簿の「メンテナンスに関するアドバイス」欄等に、記載することをおすすめします。

車検の べし！べからず！10か条

一、受付時に車検証と現車の同一性確認を必ず行なうべし！

一、現車をしっかり確認したうえで、概算見積もりを実施すべし！

一、暖機運転が必要なテスターは、営業開始前にスイッチを入れるべし！

一、点検・整備及び検査の実施結果は、その都度記録すべし！

一、検査年月日は正しく記載されていることを確認すべし！

一、不正改造車を受付するべからず！

一、車検整備中の車両に適合証を交付するべからず！

一、車検整備していない車両に適合証を交付するべからず！

一、他の工場で車検整備した車両に適合証を交付するべからず！

一、適合証を交付後は、お客様にお渡しする前にそのまま整備するべからず！

自動車指定整備事業適正運営
行政処分事例集

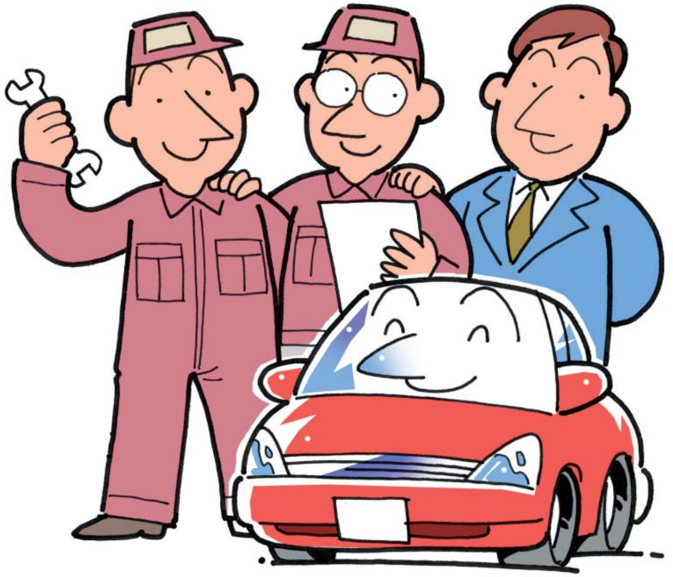

事例から学び再発防止に取り組みましょう！

事例ごとの「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等がありますので参考としてください。

社団法人　日本自動車整備振興会連合会

01 概算見積書の未発行

違反内容

概算見積書を発行せずに定期点検の受付を実施。

処分内容

◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 定期点検受付時の対応が不十分だった。

再発防止策

概算見積書を基に料金説明を徹底するよう、再教育を実施。

Check Point 概算見積書発行のルール徹底

02 同一性の未確認（原動機型式）

違反内容

原動機型式が車検証と異なる車両（車台番号の偽造）に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:15日
◆検査員解任:1名

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

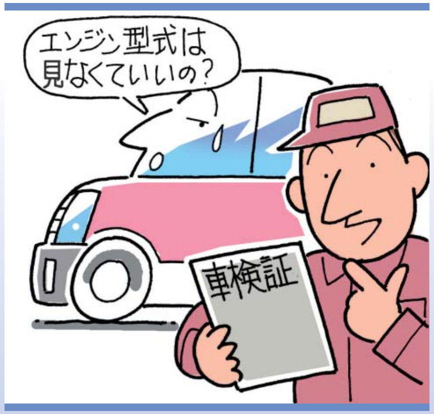

背景・問題点 原動機型式の同一性の確認を怠った。

再発防止策

車台番号及び原動機型式の写真撮影を実施。
同一性確認要領をパネルにまとめ作業場へ掲示。

Check Point 原動機型式の同一性を確認

03 同一性の確認不足（車台番号）

違反内容

車台番号が車検証と異なる車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止：15日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

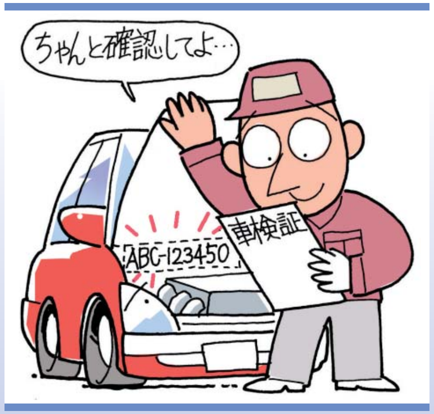

背景・問題点 車台番号の同一性の確認が不十分だった。（「0」と「6」の読み違い）

再発防止策

問題点の周知徹底と社内監査を実施。
社長出席の緊急店長会議を実施。

Check Point 車台番号の同一性をしっかりと確認

04 同一性の確認不足（中古新規検査時）

違反内容

中古新規登録で、登録識別情報等通知書と同一性の異なる車両（後付用品フロントスポイラー装着車）に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止：15日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 現車と登録識別情報等通知書との諸元の相違確認を怠った。

再発防止策

事例紹介と社内教育の実施。
車両の同一性に不審点がないか確認の再徹底。

Check Point 登録識別情報等通知書と車両(寸法など)を確認

05 同一性の確認不足（クレーンブーム）

違反内容

クレーンブームが後方格納式であるものを前方格納に改造したまま（クレーンフック取付状態）検査を実施し、車検証の全長と相違（同一性の相違）がある状態で保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:30日　◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点

受付担当者、検査員が前方格納式であると思い込み、同一性の確認を怠った。

再発防止策

事例を含めた社内教育の実施。
社内監査の徹底。
定期的な指定業務研修の実施。

Check Point クレーン付車両は正規の格納状態であるかを確認

06 不正改造の見落とし（全幅・重量）

違反内容

架装車両へ追加架装した車に対して、重量・全幅の同一性の相違を見落とし保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:30日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点

追加架装の構造変更届出をしていない車両に対して、同一性の確認を怠った。

再発防止策

構造変更の勉強会を実施。
改造車の車検時は、どこまで構造変更されているかの確認を徹底（不安な場合は持込車検）。

Check Point 架装物の全幅・重量等を確認

07 不正改造の見落とし（車高）

違反内容

車高が車検証と異なる車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:15日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 車高の同一性の確認を怠った。

再発防止策

社内教育にて法令遵守の徹底。
社内チェックシートによる同一性の確認を実施。

Check Point 車高の同一性を確認

受入点検

08 不正改造の見落とし（タイヤのはみ出し）

違反内容

タイヤがフェンダーからはみ出している車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:25日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

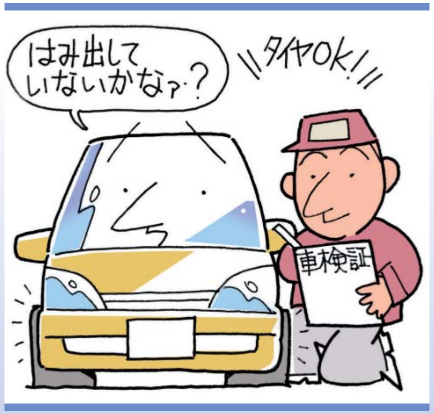

背景・問題点 タイヤのはみ出しの確認を怠った。

再発防止策

事例を含めたコンプライアンス研修を実施。

Check Point タイヤのはみ出しは測定器具を使用して確認

09 不正改造の見落とし（オーバーフェンダーの取付）

違反内容

全幅を超えた車幅の車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:15日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 全幅の同一性の確認を怠った。

再発防止策

検査員が行なわなければいけない確認作業の再徹底。
取扱以外の車種への再注意。

Check Point 取扱車種でない場合の後付用品による改造に注意

10 不正改造の見落とし（フロントガラスへの用品貼付）

違反内容

フロントガラスにレーダー探知機を貼付けた車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:25日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 用品を外してから検査しようと思っていたが、外し忘れて保適証を交付した。

再発防止策

指定整備の適正運営についての指導を実施。

Check Point フロントガラスへの用品等の貼付に注意

11 不正改造の見落とし（黄色回転灯の取付）

違反内容

道路維持作業車でないのに黄色回転灯装着車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:30日
◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 黄色回転灯の装着条件の認識が不足していた。

再発防止策

事例を含めた社内教育の実施。
社内監査の徹底。
定期的な指定業務研修の実施。

Check Point 回転灯は装着条件を確認

12 不正改造の見落とし（リアスポイラーの取付）

違反内容

リアスポイラーが最後端になっている車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:55日　◆検査員解任:1名
◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 リアスポイラーの保安基準の知識が不足していた。

再発防止策

不正改造、保安基準についての勉強会を実施。
指定整備の流れと管理組織の再確認。

Check Point エアロパーツは保安基準の適合を確認

13 不正改造の見落とし（白色反射器装着車）

違反内容

白色の反射器が取付けられている車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:25日　◆検査員解任:1名
◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点　コンビネーションランプの反射器の色の確認を怠った。

再発防止策

検査員の業務、検査方法の勉強会を実施。

Check Point　クリアレンズ装着車は反射器の色に注意

受入点検

14 不正改造の見落とし（荷台のあおりのストッパーラバーはみ出し）

違反内容

車検証に記載されている幅と異なる車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:20日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点　荷台のあおり部のストッパーラバーが左右ともオーバーしているのに確認を怠った。

再発防止策

同一性の確認徹底と適切な作業指示の徹底。
完成検査の2名確認を実施。
本部巡廻指導の実施。

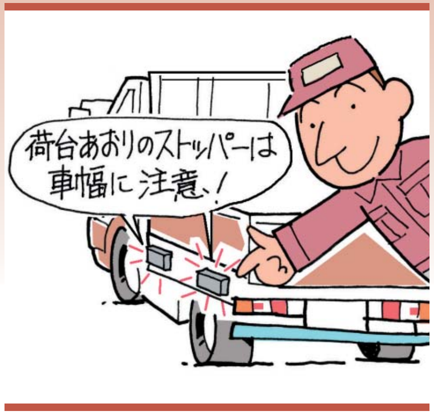

Check Point　ストッパーラバー取付車は車両寸法（同一性）に注意

15 保安基準不適合の見落とし（20t超ステッカー等の不備）

違反内容

20t超ステッカー・最大積載量表示及び側方後部反射器なしの車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:15日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 表示義務のあるステッカー等の確認を怠った。

再発防止策

社内教育による法令遵守の徹底。
社内チェックシートによる同一性の確認を実施。

Check Point ステッカーや反射器の取付状態を確認

16 保安基準不適合の見落とし（反射器の不備）

違反内容

車両後部反射器未装着（クリアレンズのみ）及び側方反射器の左右非対称（色違い）の車両に保適証を交付。

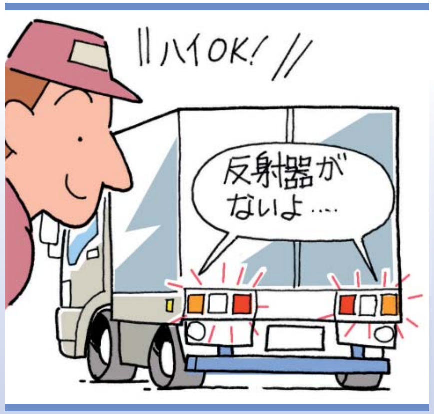

処分内容

◆指定停止:25日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 保安基準チェックシート記入と写真撮影が形式的になり、保安基準の確認を怠った。

再発防止策

担当者の明確化及び複数人によるチェック体制の実施。

Check Point 反射器の適合性を確認

17 保安基準不適合の見落とし（ヘッドレストの未装着）

違反内容

助手席のヘッドレストが外された車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:60日
◆検査員解任:1名

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 助手席を倒していた事やカーテンを付けていたため見落とした。

再発防止策

不正改造防止啓発ポスター掲示による社内勉強会を実施。
定期的な社内勉強会にて関係法令の勉強を実施。

Check Point ヘッドレストの取付を確認

18 保安基準不適合の見落とし（並行輸入車）

違反内容

方向指示器の取付け（最外側400㎜以内）不備、リヤコンビネーションランプ赤一色、タイヤはみ出し車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:50日　◆検査員解任:1名
◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 並行輸入車のため、特に違反車両という考えが無かった。

再発防止策

不正改造、保安基準についての勉強会を実施。
点検整備受付時の車両チェックの確実化。

Check Point 並行輸入車等取り扱い車種でない場合は要注意

19 作業ミス（物の置き忘れ）

違反内容

エンジンルーム内にウエスを置き忘れて作業を終了（走行中発煙）。

処分内容

◆指定停止:15日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点　作業終了時の備品等の確認を怠った。

再発防止策

中間点検と完成検査の間にチェック担当者を設置。

Check Point　作業終了時は物の置き忘れがないか確認

整備作業

20 整備ミス（ベアリングの締め過ぎ）

違反内容

ベアリングを締め過ぎた車両に保適証を交付（高速走行中に後輪外れ）。

処分内容

◆指定停止:15日
◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

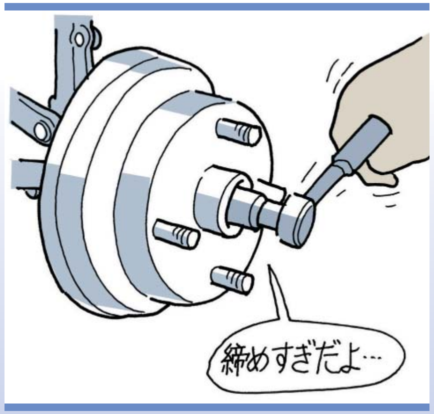

背景・問題点　ハブのテーパーローラーベアリングの組付け時にプレロードの確認を怠った。

再発防止策

再発防止研修会の実施。
新入社員教育等の強化・徹底。

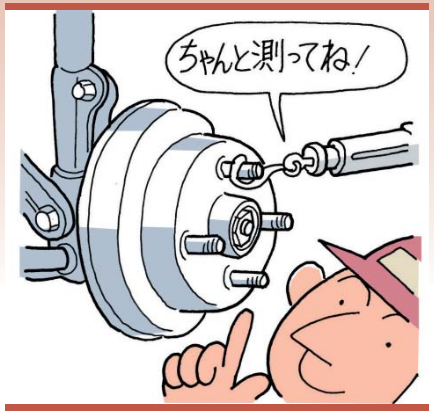

Check Point　ハブのテーパーローラーベアリングを使用している場合は、プレロードに注意

21 整備ミス（ロックワッシャの折り曲げ忘れ）

違反内容

ロックワッシャを折り曲げ忘れた車両に保適証を交付（タイヤのガタ）。

処分内容

◆指定停止:15日　◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

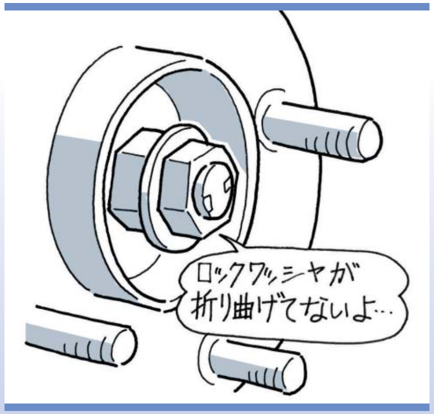

背景・問題点 ハブベアリング・ロックワッシャの折り曲げを忘れ、中間点検でも見落とした。

再発防止策

店舗関係者に対しての整備の再教育を実施。
中間点検の確認事項を明確化し、結果の記録簿への記載を枠印により統一。

Check Point ロックワッシャの折り曲げを中間点検時に確認

22 検査要領の認識不足（速度計の検査）

違反内容

検査場の床の損傷でフリーローラーが使えず、4WD車の速度計検査を行なわず保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:30日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 速度計検査における認識が不足していた。

再発防止策

検査員の確認作業の再徹底。
作業に支障をきたす作業場、施設問題はただちに店長へ報告。

Check Point 4WD車はフリーローラーを使用し検査

23 検査要領の認識不足（前照灯の検査）

違反内容

平成10年8月31日以前の製作車はハイビームで検査しなければならないのに、ロービームで検査を実施（22台）。

処分内容

◆指定停止:120日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点　新基準対応のヘッドランプテスターは全数すれ違い灯で検査するものと勘違いしていた。

再発防止策

社内研修会にて前照灯の検査方法を再確認。
相談役として主任検査員を任命。

Check Point　前照灯の新旧基準の適用確認

24 検査要領の認識不足（前照灯の検査:カットオフ）

違反内容

すれ違い灯の検査を行なう際、カットオフあり車両をカットオフなし車両の基準で実施し保適証を交付（125台）。

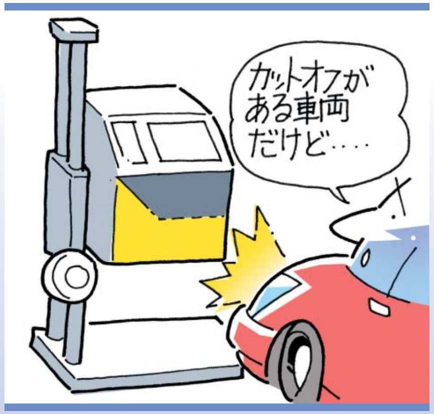

処分内容

◆指定取消

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点　前照灯におけるカットオフあり車両の検査基準の認識が不足していた。

再発防止策

指定整備業務研修の実施。

Check Point　前照灯検査の際、カットオフ有無の運用を確認

25 検査基準値の誤認（前照灯の検査:光軸）

違反内容

前照灯の光軸検査（上下方向）の結果が基準から外れているにも関わらず保適証を交付（6台）。

処分内容

◆指定停止:140日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

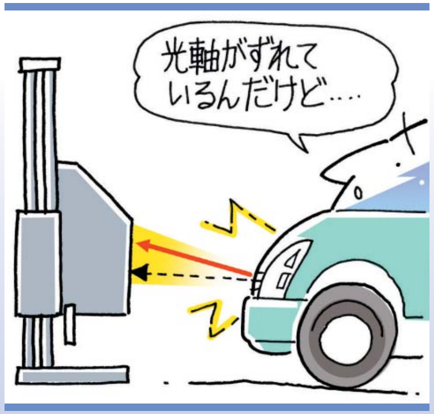

背景・問題点 光軸検査の基準値を勘違いしていた。

再発防止策

検査の基準値については、基準値確認ツールを確認し、確実に検査測定値との照らし合わせを実施。

Check Point 測定値と検査基準値との確実な照合

26 検査基準値の誤認（前照灯の検査:光度）

違反内容

前照灯の光度検査の結果が基準を満たしていないにも関わらず保適証を交付（2台）。

処分内容

◆指定停止:50日
◆検査員解任:1名

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

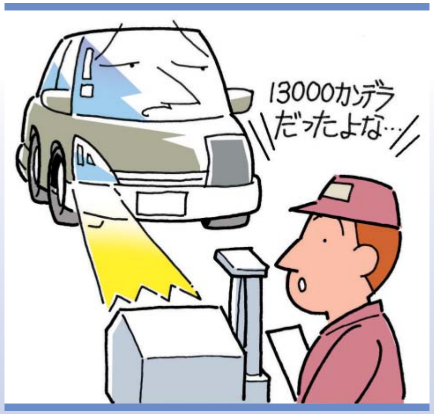

背景・問題点 光度検査の基準値を勘違いしていた。

再発防止策

検査基準値の再教育。
交付者にも検査基準値が判るツールの作成。

Check Point 測定値と検査基準値との確実な照合

27 検査基準値の誤認（制動力の検査）

違反内容

駐車ブレーキの制動力が不足しているのに保適証を交付（10台）。

処分内容

◆指定停止:55日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点

前の工場はN単位で記入していたが、今度の工場はkg単位となっていたため、判定基準を勘違いしてしまった。

再発防止策

検査員の集合教育を1回／3ヶ月実施。
社内監査結果を基に毎月の店長会議で研修会を実施。

Check Point 検査機器の表示単位に合わせた記入と、判定基準の確認

28 検査ミス（最低地上高の検査）

違反内容

最低地上高が5mm不足している車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:40日
◆検査員解任:1名

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点

最低地上高の確認を怠った。

再発防止策

整備事業の教育指導を実施。
社外講師による研修会の実施。

Check Point 車高が低い場合は最低地上高を確認

29 保適証の検査年月日を改ざん

違反内容

保適証の検査年月日を虚偽記載。

処分内容

◆指定停止:35日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点

車検満了日45日前に完成検査実施後、保適証の有効期限最終日が日曜日であることに気が付き、保適証の検査日を翌日に検査員判断で改ざんした。

再発防止策

最終決済方法のマニュアル作成。
全店長・工場長合同勉強会の実施。

Check Point 車検の前倒しを実施する場合は期日を確認

30 自賠責保険の未加入

違反内容

自賠責保険の有効期間不足の車両に保適証を交付(車検証の有効期間を満足する自賠責保険に加入していない)。

処分内容

◆指定停止:25日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点

旧の自賠責保険証を新と思い、旧の自賠責保険証の有効期限を保適証に記入した。

再発防止策

事業場管理責任者が保適証を交付する際の確認事項チェックシートを作成。

Check Point 自賠責と車検証の有効期限を確認

31 分解整備記録簿の未交付

違反内容

分解整備を行なったにもかかわらず、分解整備記録簿の未交付。

処分内容

◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

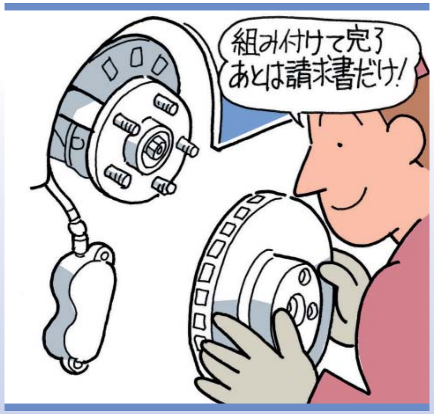

背景・問題点 分解整備記録簿の交付を怠った。

再発防止策

全店舗への記録簿記載内容等の再教育を実施。

Check Point 分解整備を行なった場合は、分解整備記録簿の交付を確認

32 検査結果の未記入

違反内容

検査結果を未記入のまま、保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:55日　◆検査員解任:1名
◆認証停止:10日

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 来客や電話対応で検査業務が中断したためうっかりミスをした。

再発防止策

指定整備の流れと管理組織の再確認を実施。

Check Point 保適証交付時は、検査結果記入の確認

33 ユーザー要求による不正対応

違反内容

フロントドライブシャフトのブーツが破れたままの車両に保適証を交付。

処分内容

◆指定停止:45日
◆検査員解任:1名

「処分内容」には複数台の違反、その他の違反が含まれている場合等があります。

背景・問題点 ブーツ破れの指摘に対して、修理不要とのユーザー要求に従ってしまった。

再発防止策

不正車検再発防止の社内教育の実施。
適正整備についての職場研修会の定例開催を実施。

Check Point ユーザーの強要があっても厳格に対応

MEMO

保安基準適合標章をフロントガラスに貼付する場合の注意事項

保安基準適合標章（以下、「適合標章」という。）の様式が改正され、新様式については一定の条件の下に、自動車の前面ガラス（以下、「フロントガラス」という。）の室内側に貼付することが可能となりました。ただし、フロントガラスに貼付する場合は、道路運送車両の保安基準第 29 条等の規定に適合していることが必須となりますので、次の貼付例を参考に、適切な対応をお願い致します。

1. 貼付できる適合標章のサイズ

フロントガラスに貼付する場合は、図 1 のように有効期間記載面と注意事項記載面が表裏面となるように適合標章（余白部分を除く）を 2 つ折りにしたものに限られます。

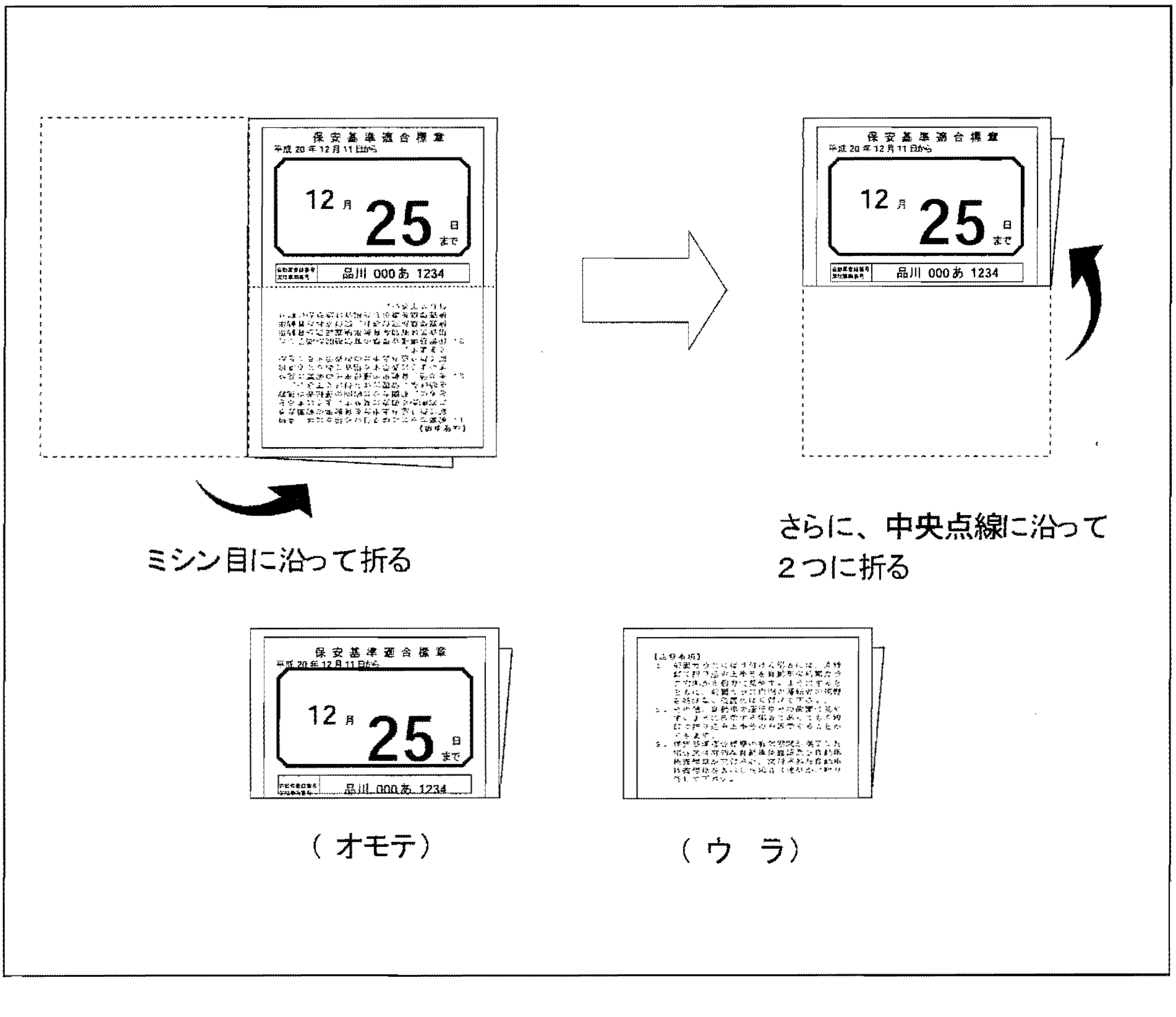

図 1

2. 貼付例

(1)【適合標章を直接貼付する】

2つ折り（図1）にした適合標章を透明な両面テープ等により貼付する。この場合、適合標章の2つ折りが崩れないように固定するとともに、貼付する際には両面テープ等が適合標章からはみ出さないようにすること。

(2)【透明な適合標章表示用ビニールケース（以下､「表示用ケース」という。）に収納して貼付する】

2つ折り（図1）にした適合標章と同程度サイズの透明な表示用ケースに収納し、貼付する。表示用ケースに糊面がない場合は透明な両面テープで貼付することも可能ですが、両面テープが表示用ケースからはみ出さないようにすること。

適合標章が不要となった場合は、表示用ケースごとフロントガラスから剥がすようにユーザーに周知して下さい。（表示用ケースを貼ったままにしないこと）

3. 貼付場所

車室内に後写鏡（以下、「ルームミラー」という。）があるか否かによって貼付場所が異なりますが、いずれの場合にあっても、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって、車両前方から適合標章の認識が可能となる位置に貼付する必要があります。

(1)【車室内にルームミラーがある自動車】

ルームミラーの前方のフロントガラスの上部に貼付する。（例1参照）

この場合、適合標章に記載された有効期間や自動車登録番号（車両番号）の認識が困難となるときは、ルームミラーに隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置に貼付すること。（例2参照）

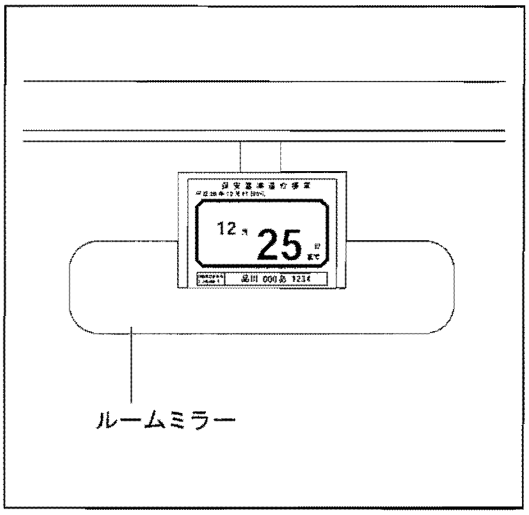

例 1 （車両前方から見た状態）

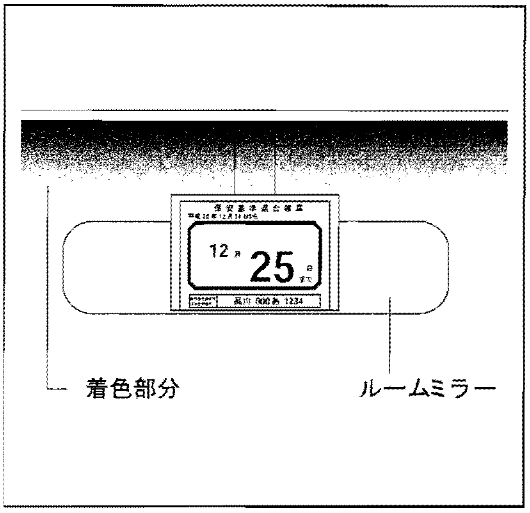

例 2 （車両前方から見た状態）

⑵【車室内にルームミラーがない自動車】

運転席から最も遠い位置のフロントガラス上部に貼付する。（例 3 参照）

この場合、適合標章に記載された有効期間や自動車登録番号（車両番号）の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置に貼付すること。（例 4 参照）

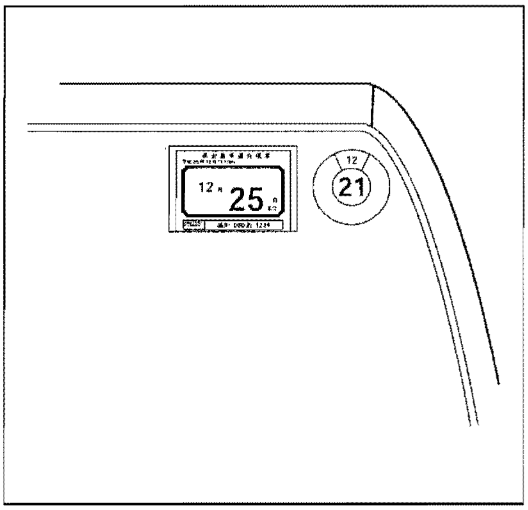

例 3 （車両前方から見た状態）

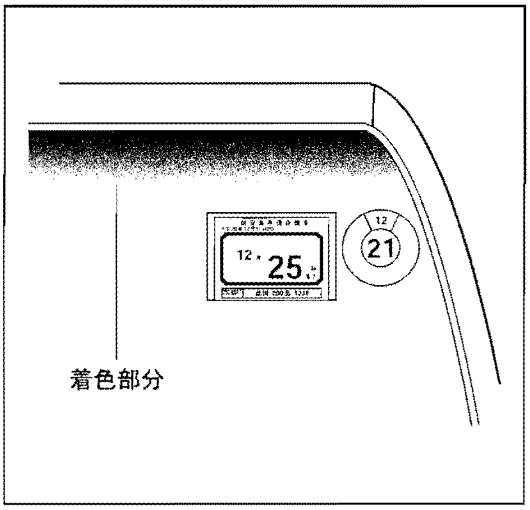

例 4 （車両前方から見た状態）

⑶【その他（⑴又は⑵による表示が困難な場合）】

運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって、適合標章の認識が可能となる位置に貼付すること。

大型車ホイールの新・ISO方式について

国内大型車メーカーは、排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車より、新・ISO方式ホイールを採用していきます。そこで、タイヤ整備事業者にとって特に注意が必要な点をご紹介いたします。

タイヤ交換作業時には、ISO方式（新・従来）の車両かJIS方式の車両か確認した上で作業してください。（車両のキャブ内に貼付されたコーションラベル等で確認してください）

新・ISO方式とJIS方式の比較と主な注意点

項目		新・ISO方式		JIS方式		新・ISO方式ホイールの取扱い注意点
		19.5インチ	22.5インチ	19.5インチ	22.5インチ	
ホイール 解説1	ボルト穴数	8穴	10穴	8穴	8穴	⚠19.5インチのホイールでは、ボルト穴数は同じですが、PCDの差が小さいため、誤装着に注意が必要です。ホイール識別ラベルにて確認してください。 タイヤバランサーへ取付ける際、ISO方式対応のアダプターが必要となる場合があります。
	PCD	275㎜	335㎜	285㎜	285㎜	
ボルト、ナット	ボルトサイズ ねじの方向 解説2	M22 左右輪：右ねじ		前輪M24、後輪M20、M30 右輪：右ねじ 左輪：左ねじ		左車輪も右ねじとなります。
	ホイールナット（使用ソケット）	平面座 座金（ワッシャー）付き ツーピース・1種類（33㎜）		球面座 ワンピース・6種類 （41㎜／21㎜）		ホイールの取り付け・取り外しには、33mmのソケットが必要となります。
作業（リム組み、リム外し） 解説3	作業方法の変更	裏面より （一部のアルミホイールは表面より）		表面より	裏面より （一部のアルミホイールは表面より）	19.5インチのホイールでは、リムからタイヤを脱着する方向が従来と反対になります。 （一部のアルミホイールは除く）
	ホイール形状（リム形状）	ハンプあり（バルブ穴側） （一部のアルミホイールはハンプなし）		ハンプなし		空気充てん時、タイヤビード部がホイールハンプのバルブ部に引っかかり、空気注入出来ない場合があります。その場合は、タイヤビード部をリムから一旦落として再度空気を注入してください。 手作業でのリム外し作業では、新たな治具（ビードブレーカー等）が必要となる場合もあります。
作業（車両への取付け、取外し）	後輪ダブルタイヤ 解説4	1つのナットで共締め		インナー、アウターナットそれぞれで締付け		ホイールの取り外し時は必ずジャッキアップするなど安全を確保してください。
	エンジンオイルなどの潤滑剤の塗布部位	ISO方式（平面座）の場合 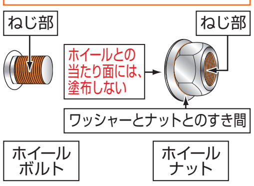		JIS方式（球面座）の場合 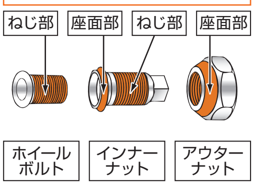		ホイールとの当たり面には、塗布しないでください。 潤滑剤は、車両の取扱説明書に記載されている油脂を使用してください。
	ホイールのセンタリング	ハブインロー		ホイール球面座		ディスクホイールをハブに取付ける際に、ホイールのハブへの固着を防止するため、ハブのはめ合い部（インロー部）にグリースを薄く塗布してください。
	締付けトルク	550～600N·m （55～60Kgf·m）				輸入車を含む従来・ISO方式車両は、車種によって締付けトルクが異なります。取扱説明書や整備のマニュアルなどで確認してください。
	アルミホイールの履き替え	ボルト交換		ボルトおよびナット交換		ボルトは、前輪用、後輪用、スチールホイール用、アルミホイール用がありますので、適切なボルトに交換・整備して下さい。誤装着をすると十分な締付け力が確保できない場合があります。

注）新・ISO方式と従来・ISO方式では、バルブ位置等が違います。（詳細はP2新・ISOホイールと従来・ISO方式ホイールの比較図参照）

社団法人日本自動車タイヤ協会

解説 1 ホイールの誤装着に注意!

同一サイズで2～3種類のホイールが存在します。誤装着に注意してください。

①19.5インチのホイールでは、ボルト穴数は同じですが、PCDの差が小さいため、誤装着に注意が必要です。誤ってJIS方式ホイールを装着すると十分な締付け力が得られず、ホイール亀裂や車輪脱落事故の原因となります。

19.5インチホイールの互換表

		ホイール	
		新・ISO	JIS
車両	新・ISO	○	×
	JIS	×	○

新・ISO方式車両にJIS方式8穴ホイールを誤装着した例

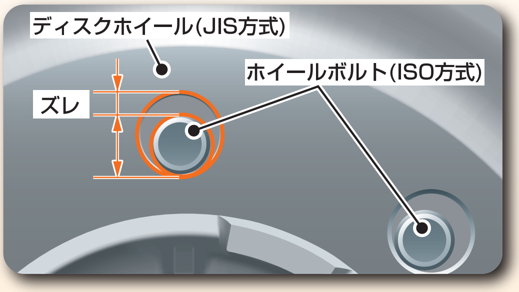

22.5インチホイールの互換表

		ホイール		
		新・ISO	従来・ISO	JIS
車両	新・ISO	○	▲※	×
	従来・ISO	○	○	×
	JIS	×	×	○

※ドラムブレーキ車には従来・ISO方式ホイール装着可

②新・ISO方式ホイールと従来・ISO方式ホイールはバルブの取付け位置が異なります。ディスクブレーキ車両に従来・ISO方式ホイールを装着すると、ブレーキ装置とバルブステムの干渉及び雪や泥の固着により破損を起こす恐れがあります。

新・ISO方式／従来・ISO方式ホイールの比較

新・ISO方式車両では、将来のディスクブレーキ普及を考慮し、新・ISO方式ホイール(バルブアウトセットタイプ)が採用されます。

③新・ISO方式ホイールかJIS方式ホイールかの識別は、ホイールナット座面の形状の他、ホイール識別ラベルにて確認してください。

新・ISO方式は青色ラベル

ホイール識別表示例

	<スチール>	<アルミ>
新・ISO方式	ISO方式(平面座)ホイール Hub Piloted Mounting Wheel 追加塗装禁止 DO NOT apply additional paint	ISO 方式（平面座）ホイール Hub Piloted Mounting Wheel アルミ用ボルト使用（AL） Only use Stud for Aluminum Wheel
JIS方式	JIS方式(球面座)ホイール (ISO方式使用不可) This wheel is for stud piloted mounting only.	JIS 方式（球面座）ホイール （ISO 方式使用不可） アルミ用ボルト・ナット使用

解説 2 ねじの方向、ホイールボルトの識別

●新・ISO方式のホイールは、左車輪も右ねじとなります。ホイールボルトに表示されているねじの方向を必ず確認してください。

●ホイールボルトには、スチール用、アルミ用の識別表示があります。ホイール交換や日常点検の際には、適用するホイール、ホイールボルトであることを確認してください。

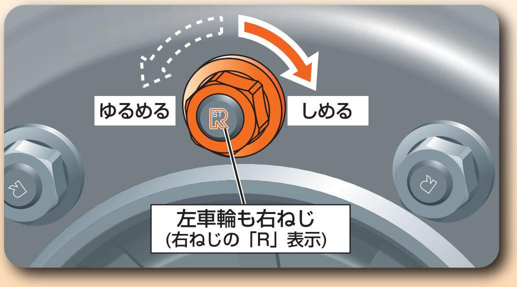

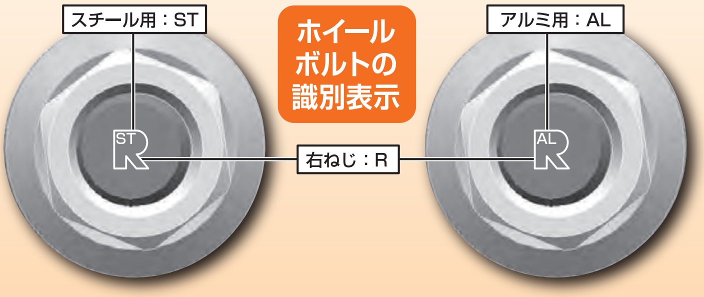

解説 3 リム組み、リム外し作業に注意！

新・ISO方式とJIS方式ホイールリム形状比較
（スチールホイール、19.5インチ）

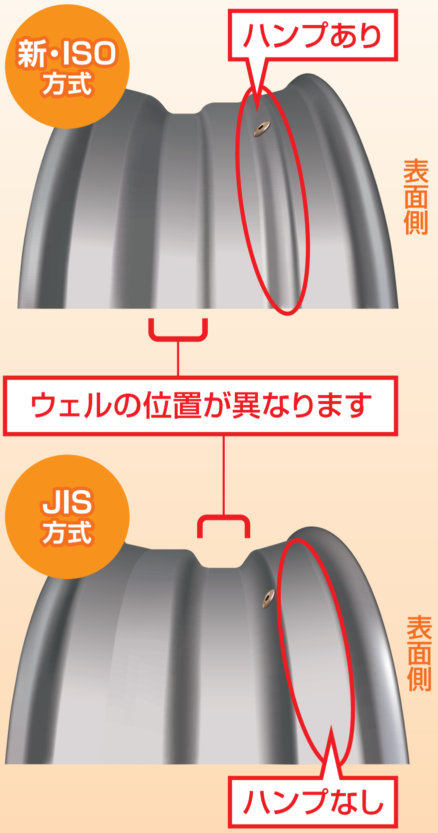

①ハンプの有無

●空気充てん時、タイヤビード部がホイールハンプのバルブ部に引っかかり、空気注入出来ない場合があります。
その場合は、タイヤビード部をリムから一旦落として再度空気を注入してください。

●手作業でのリム外し作業は、新たな治具（ビードブレーカー等）が必要な場合もあります。

ビードブレーカー使用例

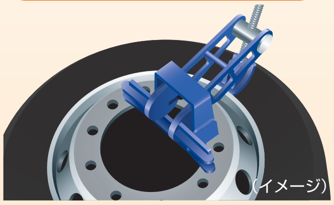
（イメージ）

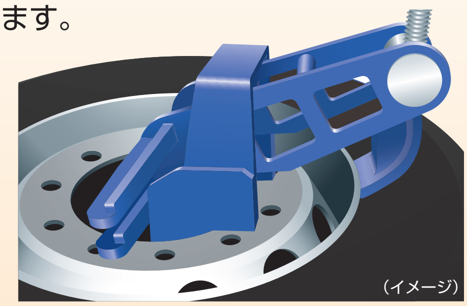
（イメージ）

②ウェルの位置が異なる（19.5インチのみ、但し一部アルミホイールは除く）

●リムからタイヤを脱着する方向が従来と反対となります。
JIS方式は表面、新・ISO方式は裏面からの作業となります。
（一部アルミホイールは除く）
組み込み、外し方法を間違ったまま作業を行うとタイヤを損傷する恐れがあります。

新・ISO方式スチールホイールのリム組み作業
（裏面からの作業例）

解説
4

後輪ダブルタイヤのホイール取外し作業に注意!

ISO方式(新・従来)車両は、ダブルタイヤも一つのナットで締付け(共締め)ます。
ナットを緩めると、外側も含め、内側のホイールもハブから外れます。
外側のタイヤのみを交換するなどでナットを緩める場合でも必ず、車両をジャッキアップするなど安全を確保してください。

ISO方式(新・従来)

1つのナットで共締め

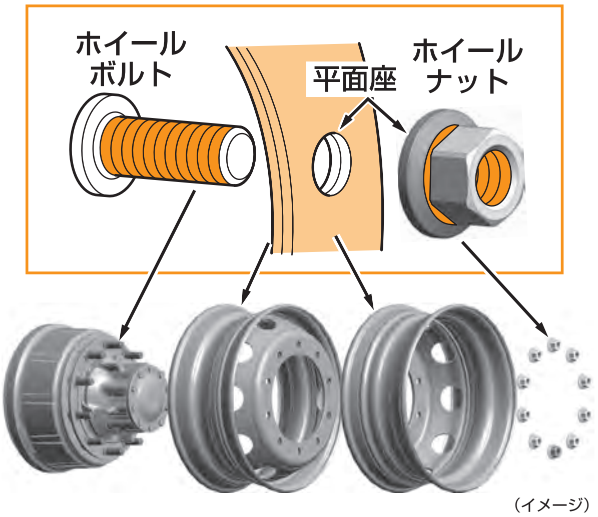

JIS方式

インナー、アウターナットそれぞれで締付け

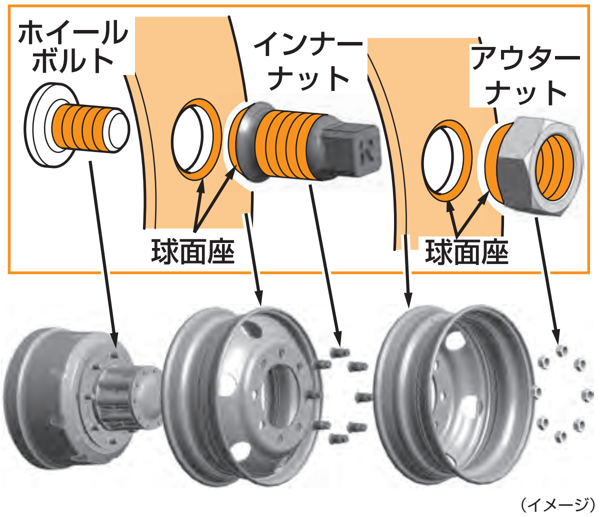

タイヤ空気圧の点検・調整作業治具

●新・ISO方式ホイールの一部では、エアーバルブの位置やかざり穴の形状が従来ホイールと異なります。ダブルタイヤの場合、内側タイヤのバルブにエクステンションを取り付けるか、適合するバルブキャップレンチやエアゲージ、エアチャックが必要な場合もあります。

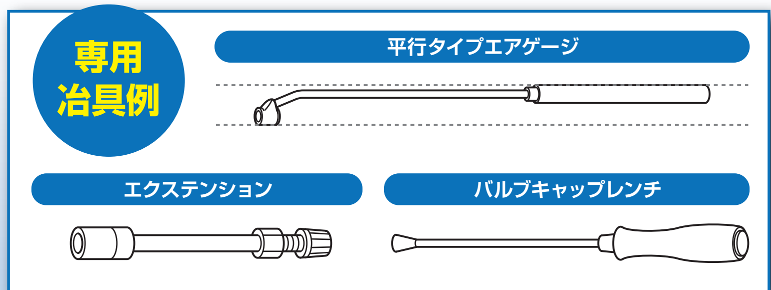

ホイールナットの増し締め

ホイール取付け後の走行による初期なじみにより、ホイールの締付け力が低下します。取付け後、50〜100km走行を目安に、ホイールナットの増し締めを行ってください。

日常点検、3か月定期点検、12か月定期点検時の注意点については、(社)日本自動車工業会からの情報提供(パンフレット等)を参照してください。

社団法人日本自動車タイヤ協会

第二章　検査業務関係

Ⅰ　最近の主要通達等

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成21年7月22日
自 動 車 交 通 局

「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

国土交通省では、自動車の安全・環境基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全・環境性能の確保に関する国際的な整合性を図るため、平成10年に「国連の車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、これに基づく規則（協定規則）について段階的に採用を進めているところです。

今般、前照灯について更なる安全性の向上を図るため、新たに「前照灯（放電灯式）に係る協定規則（第98号）」及び「前照灯（電球式及びLEDモジュール式）に係る協定規則（第112号）」を採用することとしました。

また、「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第11号）」など11規則が、昨年11月国連の場において改訂されています。

これらを受け「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）等の一部を改正し、本日施行します※（改正概要は別紙のとおり）。 ※協定規則の新規採択に係るものにあっては10月１日施行。

これらの改正により、より安全・環境性能の高い自動車が普及するとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

本改正に先立って行いましたパブリックコメントの結果につきましては、国土交通省のホームページに公表します。

＜お問い合わせ先＞
自動車交通局技術安全部　技術企画課　：是則、甲斐、高瀬
審査課　：新井、冨岡

【電話】技術企画課（代表)03-5253-8111（内42254)、直通 03-5253-8589
審査課　〃　（内42324)、〃 03-5253-8596

別紙

自動車基準の国際調和、相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

１．背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に「国連の車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則について段階的に採用をすすめているところです。

今般、前照灯について更なる安全性の向上を図るため、新たに「前照灯（放電灯式）に係る協定規則（第98号）」及び「前照灯（電球式及びLEDモジュール式）に係る協定規則（第112号）」を採択することとしました。

また、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第146回会合において、「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第11号）」など11規則の改訂を採択したことを受け、協定に定める規則改正手続きを経て、本日当該改正案が発効されることとなっています。

その他、基準の適正化のため、「前面（後面）衝突時燃料漏れ試験に係る基準」及び「緊急制動表示灯の作動条件に係る基準」等を改正することとしました。

これらを受け、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）、「装置型式指定規則」（平成10年運輸省令第66号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等を改正することとしました。

２．改正概要

(1) 協定規則の取り入れに伴う基準改正概要は以下のとおりです。

前照灯

「前照灯（放電灯式）に係る協定規則（第98号）」及び「前照灯（電球式及びLEDモジュール式）に係る協定規則（第112号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

○自動車（最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える前照灯に適用します。

【改正概要】

○光度要件を全面的に見直し、グレア光（対向車等に与えるまぶしさ）が低減されるよう、上方エリアの最大光度規制強化及び下方エリア※の最大光度規制を追加します。

○すれ違いビームと走行用ビームの機械的な切り換え機構の耐久性に関する条件を追加します。

○プラスチックレンズ等の耐久性等に関する条件が追加されます。

○通行区分切り換え機能に関する要件を設けます。（装置型式指定を行う場合に限ります。）

○連続点灯した際にも光度性能が確保されているものであることとします。

○リフレクタを上下２°可動させた時でも配光性能を満たすこととします。

○光度が所定の時間内に規定値まで達することを規定します。※

※が付された項目は、放電灯光源式の前照灯に限り適用します。

【適用時期】

○平成26年10月1日以降に製作される自動車に適用します。ただし、乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び大型特殊自動車であって平成26年9月30日までに装置型式指定等を受けた前照灯を備えたものを除きます。（型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。）

(2) 協定規則の改正に伴う基準改正概要は以下のとおりです。

① 乗降口

「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第11号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

○自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型自動車及び最高速度20㎞/h未満の自動車を除く。）に備えるドアに適用します。

【改正概要】

○縦開きの後部扉へ適用する試験方法の明確化など、乗降口のドアが衝突等による衝撃を受けた場合、不意にドアを開放し乗員が死傷する事を防止する規定を明確化します。

【適用時期】

○平成24年8月12日以降に製作される自動車に適用します。

② 乗用車の制動装置

「乗用車の制動装置に係る協定規則（第13-H号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

○専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する自動車、最高時速25㎞/h以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える制動装置に適用します。

【改正概要】

○横滑り防止装置(ESC)に係る性能要件及び試験方法を新たに規定し、ESCを備える自動車にあっては同規定を満たすものでなければならないこととします。

【適用時期】

○新型車：平成23年11月1日以降に新たに型式の指定を受ける自動車に適用します。

○継続生産車：平成25年11月1日以降に製作される自動車に適用します。

③ 座席ベルト

「座席ベルトの取付装置に係る協定規則（第14号）」、「座席ベルトに係る協定規則（第16号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

○自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20㎞/h未満の自動車及び乗車定員10人以上の自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

○折りたたみ座席（貨物の運送の用に供する自動車に設置するもの）及び

横向き座席（高速道路等を運行しないものを除く）についても座席ベルトの装着を義務付けます。
○貨物の運送の用に供する自動車などISOFIX取付装置の装備義務付けがされていない自動車に任意で備える同装置についても協定規則第14号の要件を満たすものでなければならないこととします。

【適用時期】

○平成24年7月22日以降に製作される自動車に適用します。

④　座席

「シート及びシートアンカーに係る協定規則（第17号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

○自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び乗車定員10人以上の自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

○貨物の運送の用に供する自動車に設置する折りたたみ座席についても座席の性能要件を適用することとします。
○前向き座席、後ろ向き座席及び横向き座席を新たに定義します。
○自動車（乗車定員10人以上の自動車、車両総重量3.5t超の貨物の運送用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車及びキャンピング車を除く。）には、横向き座席の備え付けを禁止します。

【適用時期】

○平成24年7月22日以降に製作される自動車に適用します。

⑤　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

○自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及びそりを有する軽自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

○灯火の色が異なる機能が組み込みされている灯火の要件を次のとおり改正します。
・結合式又は兼用式灯火の光度及び色度要件は、測定する灯火以外の灯火が点灯していない時に満たすものとする。
・ただし、兼用式の車幅灯及び尾灯にあっては、他の灯火が同時点灯している時に他の灯火の色度要件を必ず満たすものとする。
・制動灯及び方向指示器の兼用式灯火は禁止するものとする。
○１個の灯火等の条件のうち、集合式、結合式又は兼用式の灯火等であって、１つのみかけの表面を有する装置内に２つ以上の部分から構成される反射器は、60%面積要件及び15mm間隔要件を適用しないこととします。
○光源及びヒューズが取り付けられていない灯火器の定義を明確にします。
○灯火器に交換式光源が使用されている場合には、整備士等の補助を必要とせずに交換することができるよう、その交換方法を示した書面等を自動車に備えなければならないこととします。
○車室外乗降支援灯の要件を追加します。

【適用時期】

○平成23年2月7日以降に新たに型式の指定等を受ける自動車に適用します。
（型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。）

⑥　側方照射灯
「側方照射灯に係る協定規則（第119号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】
○自動車に備える側方照射灯に適用します。

【改正概要】
○光源電子制御装置を取り付ける場合の試験方法を明確にします。
○電球以外の光源を使用する側方照射灯について、配光特性の測定方法等を明確にします。

【適用時期】
○施行日より適用します。（型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。）

⑦　その他
「前部霧灯に係る協定規則（第19号）」など４規則について、形式的な改正が行われたため、同様の改正を行います。

(3) その他の基準改正概要は以下のとおりです。
①　前面(後面)衝突時燃料漏れ試験
【適用対象】
○専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】
○前面（後面）衝突時燃料漏れ試験においては、試験速度が50km/h±2km/hを超えてもよいこととします。

【適用時期】
○施行日より適用します。

②　緊急制動表示灯の作動条件
【適用対象】
○専ら乗用の用に供する自動車であって、定員10人以上であるもの及び貨物自動車であって車両総重量3.5tを超えるものに適用します。

【改正概要】
○緊急制動表示灯を作動させることができる条件のうち、減速度については、5.0m/s^{2}以上の減速時としていましたが、これを、4.0m/s^{2}以上の減速時でも作動させることができるよう、改正します。

【適用時期】
○施行日より適用します。

③　その他所用の改正を行います。

(4) 参考資料
参考１　国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要
参考２　国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

国自技第１５３号
国 自 情 第 ８ ０ 号
平成２１年9月７日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車交通局技術安全部技術企画課長

自動車情報課長

道路運送車両法の一部改正（地方税法等の一部を改正する法律附則第２２条に基づく改正）に伴う自動車税等の納税確認について

標記については、自動車税の滞納者が納税確認を行わない構造等変更検査を受検し、自動車検査証の有効期間を更新している実態に鑑み、都道府県より構造等変更検査時にも自動車税の納税確認を行うことについて強い要請があり、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成２０年法律第２１号）が公布され同法附則第２２条の規定に基づく道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号、以下「車両法」という。）の一部改正が平成２２年４月１日から施行されることとなったが、下記事項を了知の上、事務処理に遺漏のなきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。

記

１．車両法第９７条の２第１項関係
　検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る取扱いは従来通りであるが、登録自動車については、継続検査時のみならず構造等変更検査時においても自動車税の滞納がないことを証する書面を提示させることとした。

２．車両法第９７条の２第３項関係

改正前の車両法第９７条の２第３項においては、同条第１項の納税確認時に自動車税又は軽自動車税の滞納が確認された場合には、「継続検査をしない」と定めているが、検査をしないことによるトラブル発生の実態があることから、当該規定を自動車重量税、放置違反金等の納付確認と同様に、「自動車検査証の返付をしない」に改めることとした。

３．改正規定の周知等

総務省において作成した改正規定に関するポスター及びチラシを別途送付するので、これらを活用し、関係者への周知に努められたい。

また、構造等変更検査の申請時には、受付窓口において確実に納付確認を行うとともに、関係団体が行う検査予約確認の際の納付確認についても確実に実施されるよう当該団体に要請されたい。

参考

改正前

◆登録自動車
　継続検査時に納税証明書等の提示が必要

◆二輪の小型自動車
　継続検査時に納税証明書等の提示が必要

◆その他
　納付の事実の確認がない時は継続検査をしない

→

平成22年4月1日以降

◆登録自動車
　継続検査及び構造等変更時に納税証明書等の提示が必要

◆二輪の小型自動車
　継続検査時に納税証明書等の提示が必要

◆その他
　納付の事実の確認がない時は自動車検査証の返付をしない

平成22年4月1日より

構造等変更検査での

自動車税の

納税確認が行われます!

平成22年4月1日以降の構造等変更検査において、当該自動車に係る自動車税の納税が確認できない場合、自動車検査証の返付を受けることができなくなります。　（自動車税の納税が確認できない場合でも、受検は可能です。）

総務省・国土交通省

この印刷物は古紙配合率100%再生紙を使用しています。
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成21年10月23日
自動車交通局

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

国土交通省では、自動車の安全・環境基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全・環境性能の確保に関する国際的な整合性を図るため、平成10年に「国連の車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、これに基づく規則（協定規則）について段階的に採用を進めているところです。

今般、「反射器に係る協定規則（第３号）」など17規則が、本年３月国連の場において改訂されています。

これらを受け「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部を改正し、平成21年10月24日に施行します（改正概要は別紙のとおり）。

これらの改正により、より安全・環境性能の高い自動車が普及するとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

本改正に先立って行いましたパブリックコメントの結果につきましては、国土交通省のホームページに公表します。

＜お問い合わせ先＞
自動車交通局技術安全部　技術企画課　：是則、平川、高瀬
審査課　：新井、冨岡

【電話】技術企画課（代表）03-5253-8111（内42256）、直通 03-5253-8592
審査課　〃　（内42324）、〃 03-5253-8596

別紙

自動車基準の国際調和、相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

１．背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、「反射器に係る協定規則（第３号）」など17規則の改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第147回会合において採択したことを受け、協定に定める規則改訂手続きを経て、平成21年10月24日に当該改訂案が発効されることとなっています。

その他、基準の適正化のため、「電気自動車及び電気式ハイブリット自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」等を改正することとしました。

これらを受け「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等を改正することとしました。

２．改正の概要

(1)　国際基準への調和

①二輪車の空気入りタイヤ（細目告示別添5関係）

【適用対象】

○二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車に適用します。（従前と変更はありません）

【改正概要】

○「タイヤサイズの呼び及び寸法」の表に新たなタイヤサイズを追加します。

【適用時期】

○施行日より適用します。

②乗用車の制動装置（細目告示別添12関係）

【適用対象】

○専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度25km/h以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える制動装置に適用します。（従前と変更ありません）

【改正概要】

○応急用タイヤを搭載している車両について、応急用タイヤを実際に装着した状態でのブレーキ試験を実施しなければならないこととします。

【適用時期】

○新型車：平成23年11月1日以降に新たに型式の指定を受ける自動車

○継続生産車：平成25年11月1日以降に製作される自動車

③前照灯（細目告示第42条、第120条及び第198条関係）

【適用対象】

○自動車（最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える前照灯に適用します。（従前と変更ありません）

【改正概要】

○通行区分切り換え機能の要件については、すれ違い用ビームを下向きにする場合にあっては0.5度以上とすること、すれ違いビームの非対称部を取り除くことが認められていますが、それらについて、0.5度の定量要件の削除及びすれ違いビームの非対称部を低減することでも良いこととします。

○協定規則第98号（放電灯式前照灯）の走行用前照灯の最大光度を、協定規則第112号（電球式及びLEDモジュール式前照灯）及び第123号（配光可変型前照灯）と同様の光度に規定します。

○放電灯の光源は、ライトジェネレーター式以外は交換が可能なものであることを明確化します。

○すれ違い用前照灯に関する光度要件等の規定について、夜間前方情報提供装置等で使用する赤外発光器又は曲線道路用配光可変型前照灯（ＡＦＳ）で使用する追加光源は含まないことを明確化するため、「主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯」と規定することとします。

【適用時期】

○施行日より適用します。

④灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置（細目告示第43条から第59条まで、第61条、第61条の２、第133条の２、第211条の２及び別添52関係）

【適用対象】

○自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及びカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に適用します。（従前と変更ありません）

【改正概要】

○各反射器の技術基準において定められていた色度要件を細目告示別添52の技術基準に集約することとします。

○集合式、独立式、結合式又は兼用式灯火のとなる条件において、「照射面」とされている部分を「基準軸方向の見かけの表面」（自動車製作者等が定める図１の「照射面」又は「発光面」。以下同じ。）とします。

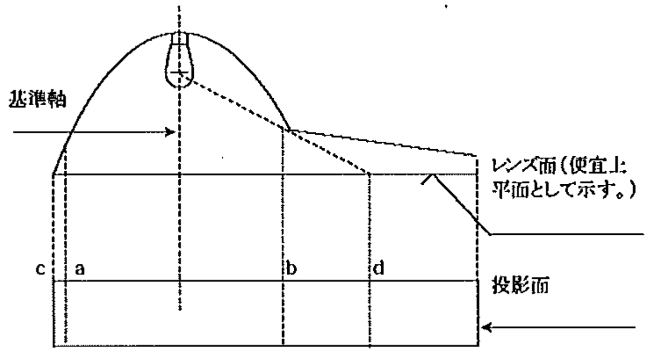

	照射面	発光面
範　囲	a−b間	c−d間

（図１）

○レンズカットのない灯火器について、発光面の定義を明確化します。
○制動灯と方向指示器の基準軸方向の見かけの表面が重なりあってはならないこととします。（※）
○車幅灯及び尾灯の点灯条件を以下のとおりに改めます。
・走行用前照灯、すれ違い用前照灯又は前部霧灯が、車幅灯の視認角及び最小光度要件を満たせば、これらの灯火の点灯時に車幅灯を消灯することができることとします。ただし、これらの車幅灯の機能を満たしている灯火器が故障した際には適用しないこととします。
・車幅灯又は尾灯と方向指示器の兼用式灯火について、方向指示器が作動している間、方向を指示している側の車幅灯及び尾灯を消灯することができることとします。
○自動車製作者等は、自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）から前照灯、制動灯、車幅灯及び尾灯に供給する電圧が以下の要件に適合していることを証明しなければならないこととします。（※）
(a) 型式認可書類に「特殊電源又は光源電子制御装置（電圧状態が変化しても光源の明るさを一定に保つための装置。）」、「自動車製作者等の要求する電圧」等で試験されたと記載がある場合には、認可時定義した電圧を超えないこと。
(b) 上記(a)以外の場合にあっては、6.75V(6Vシステム)、13.5V(12Vシステム)、28.0V(24Vシステム)の電圧から３％を超えないこと。
(c) なお、灯火の一部として光源電子制御装置及び可変光度制御装置（外部の明るさに合わせて光源の明るさを調整するための装置）が備えられている場合にあっては、上記(a)及び(b)の規定は適用しないこととする。
○自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のものに限る。）に備える地上から750mm未満の高さに取り付けられる車幅灯及び前部方向指示器について、ランプ中心を通る水平

面より下の部分について、車両内側方向の最小視認角度要件を45度から20度とします。（図２参照）

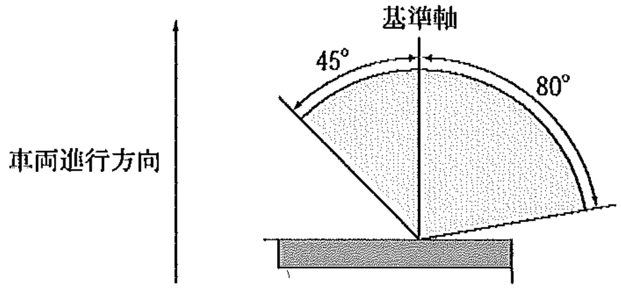

（図２）

○協定規則第98号（放電灯式前照灯）の走行用前照灯の最大光度を、協定規則第112号（電球式及びLEDモジュール式前照灯）及び第123号（配光可変型前照灯）と同様の光度に規定します。
○再帰反射材の取り付け長さを全長又は全幅の80%と規定されているものについて、構造上取り付けが困難なものである場合に限り60%（特に困難な場合には40%）まで減ずることができることとします。（平成23年12月31日までの限定措置）

【適用時期】

○施行日より適用します。ただし、（※）については、平成24年10月24日以降に新たに型式の指定等を受ける自動車に適用します。

⑤前照灯洗浄器（細目告示別添55、別添56関係）

【適用対象】

○自動車に備える前照灯洗浄器に適用します。（従前と変更ありません）

【改正概要】

○前照灯洗浄器は、主要なすれ違いビームを発するレンズ面のみを洗浄できればよく、夜間前方情報提供装置等で使用する赤外発光器又は曲線道路用配光可変型前照灯（ＡＦＳ）で使用する追加光源のレンズ面を洗浄できなくとも良いことを明確化します。

【適用時期】

○施行日より適用します。

⑥車幅灯（細目告示第123条、第201条、別添58関係）

【適用対象】

○専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のものに備える車幅灯に適用します。

【改正概要】

○地上から750mm未満の高さに取り付けられる車幅灯のランプ中心を通る水平線より下の部分について、車両内側方向の最小視認角度要件を45度から20度とします。（図２参照）

【適用時期】

○施行日より適用します。

⑦反射器（細目告示別添60、別添62及び別添68）

【適用対象】

○自動車に備える前部反射器、側方反射器及び後部反射器に適用します。（従前と変更ありません）

【改正概要】

○反射器に係る協定規則において定められていた色度要件が、灯火器及び反射器並びに指示装置に係る協定規則（第48号）に一元的に集約されることに伴い、細目告示別添60、別添62及び別添68の技術基準において定められていた色度要件を細目告示別添52の技術基準に集約するとともに、各反射器の色度は、細目告示別添52又は協定規則第48号の色度要件を引用することとします。

【適用時期】

○施行日より適用します。

⑧尾灯及び後部上側端灯（別添64、別添67関係）

【適用対象】

○自動車に備える尾灯及び後部上側端灯に適用します。（従前と変更ありません）

【改正概要】

○現在、固定光度式の尾灯及び後部上側端灯を表す記号として「Ｒ１」が使用されていますが、以前使用されていた「Ｒ」も使用できるように明確化します。

【適用時期】

○施行日より適用します。

⑨後部霧灯（細目告示別添65関係）

【適用対象】

○自動車に備える後部霧灯に適用します。（従前と変更ありません）

【改正概要】

○現在、固定光度式の後部霧灯を表す記号として「Ｆ１」が使用されていますが、以前使用されていた「Ｆ」も使用できるように明確化します。

【適用時期】

○施行日より適用します。

⑩大型後部反射器及び再帰反射材（細目告示第55条及び別添105関係）

【適用対象】

○自動車に備える大型後部反射器及び再帰反射材に適用します。（従前と変更ありません）

【改正概要】

○上記⑦と同様に、別添105の技術基準において定められていた色度要件を細目告示別添52の技術基準に集約するとともに、各反射器類の色度は、細目告示別添52又は協定規則第48号の色度要件を引用することとします。

【適用時期】
○施行日より適用します。

⑪方向指示器（細目告示第137条、第215条及び別添73関係）
【適用対象】
○専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のものに備える方向指示器に適用します。
【改正概要】
○地上から750mm未満の高さに取り付けられる前部方向指示器のランプ中心を通る水平面より下の部分について、車両内側方向の最小視認角度要件を45度から20度とします。（図２参照）
【適用時期】
○施行日より適用します。

⑫停止表示器材（細目告示別添77関係）
【適用対象】
○自動車に備える停止表示器材に適用します。(従前と変更ありません)
【改正概要】
○上記⑦と同様に、細目告示別添77の技術基準において定められていた色度要件を細目告示別添52の技術基準に集約するとともに、停止表示器材の色度は、細目告示別添52又は協定規則第48号の色度要件を引用することとします。
【適用時期】
○施行日より適用します。

⑬その他
「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第11号）」など計９規則について、誤記訂正の改訂が行われたため、国内法令も同様に改めます。

(2) その他の改正
①二輪を有する道路運送車両の取扱いについて（細目告示第2条の2）
【改正概要】
○車輪を４個有する自動車又は原動機付自転車であっても以下の全ての要件を満たすものは、二輪自動車又は二輪を有する原動機付自転車の基準を適用することができることとして、細目告示第2条の2の規定中「３個の車輪を有するもの」を「３個以上の車輪を有するもの」に改めるとともに、「車輪の接地部中心点を通る直線の距離」を明確化するため「最外側の車輪の接地部中心点を通る直線の距離」に改めます。
・車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの
・同一線上の車軸における最外側の※車輪の接地部中心点を通る直線の距離が４６０ミリメートル未満であるもの ※今回の改正により追加
・車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの

【適用時期】
○施行日より適用します。

②電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗車人員の保護並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の乗車人員の保護に係る基準の改正（細目告示第99条、別添110及び別添111）
【適用対象】
○電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。）に適用します。（従前と変更ありません）
【改正概要】
○「充電系連結システム」の定義において、充電時以外にも外部電源に接続してエアコン等を使用している実態があることから、「外部電源に接続している時以外に動力系から直流電気的に絶縁される電気回路」と改めます。
【適用時期】
○施行日より適用します。

③その他所要の改正を行います。

(3) 参考資料
参考１　国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要
参考２　国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

国連の車両等の型式認定相互承認協定（１９５８年協定）の概要

１．協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

２．加入状況

平成 21（2009 年）10 月現在、47 か国、１地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（ＥＵ）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア

（下線はＥＵ加盟国、□はアジア諸国）

３．基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成 21 年（2009 年）10 月現在、各装置ごとに 127 の協定規則（基準）が制定されている。

４．協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（ⓔ E43 ：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

５．日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は現在、乗用車の制動装置、警音器等の 40 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成21年10月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	**反射器**	53	灯火器の取付け（二輪車）	**104**	**大型車用反射材**
4	後部番号灯	**54**	**タイヤ（商用車）**	105	危険物輸送車両構造
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)
6	**方向指示器**	56	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	107	二階建てバスの構造
7	**車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯**	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	**58**	**突入防止装置**	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音（三輪車）	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ
11	**ドアラッチ及びヒンジ**	61	外部突起(商用車)	**112**	**非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光**
12	**ステアリング機構**	**62**	**施錠装置（二輪車）**	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
13	ブレーキ	63	騒音(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	114	後付エアバック
13H	**乗用車の制動装置**	64	応急用タイヤ	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
14	**シートベルト・アンカレッジ**	65	特殊警告灯	**116**	**盗難防止装置**
15	排出ガス規制	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度（バス）	117	タイヤ単体騒音
16	**シートベルト**	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	**シート及びシートアンカー**	68	最高速度測定法	**119**	**コーナリングランプ**
18	施錠装置（四輪車）	69	低速車の後部表示板	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
19	**前部霧灯**	**70**	**大型車後部反射器**	121	ｺﾝﾄﾛｰﾙ･ﾃﾙﾃｰﾙ
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
21	内部突起	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(二輪車)	**123**	**配光可変型前照灯**
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	**後退灯**	74	灯火器の取付（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	125	直接視界
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	**75**	**タイヤ（二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）**	126	客室と荷室の仕切り
25	**ヘッドレスト**	76	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)		
26	**外部突起(乗用車)**	**77**	**駐車灯**		
27	**停止表示器材**	**78**	**ブレーキ(二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)**		
28	**警音器**	79	ステアリング装置		
29	商用車運転席乗員の保護	**80**	**シート（大型車）**		
30	**タイヤ(乗用車)**	**81**	**後写鏡(二輪車)**		
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)		
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制		
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法		
34	車両火災の防止	85	馬力測定法		
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	86	灯火器の取付け（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
36	バスの構造	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車)		
38	**後部霧灯**	89	速度制限装置		
39	**スピードメーター**	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ		
40	排出ガス規制（二輪車）	**91**	**側方灯**		
41	騒音（二輪車）	92	交換用消音器（二輪車）		
42	バンパー	**93**	**ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ**		
43	安全ガラス	**94**	**前突時乗員保護**		
44	**幼児拘束装置**	**95**	**側突時乗員保護**		
45	**ヘッドランプ・クリーナー**	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	**98**	**前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)**		
48	**灯火器の取付け**	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源		
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	100	電気自動車		
50	灯火器(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

（網掛け）基準改正済

別　添

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）　新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）

（傍線部分は改正部分）

改　　正	現　　行
記 １．～11.　（略） 12.　適用関係告示第29条第11項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。 (1)　平成21年10月23日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの (2)　平成21年10月23日以前に法第75条の２の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって、平成21年10月24日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車 (3)　平成21年10月23日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの (4)　平成21年10月23日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの 13.　適用関係告示第29条第12項、第32条第９項、第37条第11項、第42条第12項及び第45条第17項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。 (1)　平成24年10月23日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成24年10月24日以降に前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯又は方向指示器（以下「前照灯等」という。）に係る取付方法等について変更がないもの (2)　平成24年10月23日以前に法第75条の２の規定によりその型式について指定を受けた前照灯等であって、平成24年10月24日以降にその取付方法等について変更がないものを備えた自動車 (3)　平成24年10月23日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成24年10月24日以降に前照灯等に係る取付方法等について変更がないもの (4)　平成24年10月23日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成24年10月24日以降に前照灯等に係る取付方法等について変更がないもの (5)　平成24年10月23日以前に施行規則第62条の３第１項の規定による認定を受けた自動車であって、平成24年10月24日以降に制動灯及び	記 １．～11.　（略）

方向指示器に係る取付方法等について変更がないもの 14.　適用関係告示第41条の２第６項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。 (1)　平成21年10月23日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの (2)　平成21年10月23日以前に法第75条の２の規定によりその型式について指定を受けた大型後部反射器であって、平成21年10月24日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車 (3)　平成21年10月23日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの (4)　平成21年10月23日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成21年10月24日以降に大型後部反射器に係る性能について変更がないもの	

附　則

この改正は、平成21年10月24日から施行する。

国 自 技 第 314 号
平成 22 年 3 月 31 日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部技術企画課長（公印省略）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について（通知）

標記法令が平成 22 年 3 月 29 日付けで官報に掲載されたので通知する。

参考１：官報の写し
参考２：新旧対照表

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示　新旧対照条文
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）

改　　　正	現　　　行
第１節　指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目 （車枠及び車体） **第22条**　（略） ２　車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第１項第２号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、別添20「外装の技術基準」、別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添22「外装の電波送受信用アンテナの技術基準」（以下、本条において「外装基準」という。）に定める基準に適合するものであること。ただし、平成29年３月31日までの間は、同基準を適用しないことができる。 二　（略） 三　外装基準の適用を受けない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、キャブ後面と荷台前部の間が荷物等がおちこむおそれがなく、かつ、排気管等の高温部の上面が露出していない構造であること。 四　（略） ３　（略） 一～二　（略） 三　平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下、本条において同じ。）、第２項第１号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8ｔ以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ４　自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第２項第４号の基準に適合しないものとする。ただし、第２項第１号の自動車（平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第２項第１号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車を除く。）にあっては、この限りでない。	**第１節　指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目** （車枠及び車体） **第22条**　（略） ２　車体の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第１項第２号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、別添20「外装の技術基準」、別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添22「外装の電波送受信用アンテナの技術基準」に定める基準に適合するものであること。ただし、平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、第３項第３号の基準に適合するものにあっては、この限りでない。 二　（略） 三　第１号の自動車（同号ただし書きの自動車を除く。）以外の自動車は、キャブ後面と荷台前部の間が荷物等がおちこむおそれがなく、かつ、排気管等の高温部の上面が露出していない構造であること。 四　（略） ３　（略） 一～二　（略） 三　前項第１号ただし書きの自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8ｔ以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ４　自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第２項第４号の基準に適合しないものとする。ただし、第２項第１号の自動車（同号ただし書きの自動車を除く。）にあっては、この限りでない。

一～九　（略） 5　乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第２項第１号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車にあっては、次に掲げるものは第２項第４号の基準に適合しないものとする。 以下　（略）	一～九　（略） 5　乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車及び前項第１号ただし書きの自動車にあっては、次に掲げるものは第２項第４号の基準に適合しないものとする。 以下　（略）
（窓ガラス） **第39条**　（略） 2　（略） 3　（略） 一～二　イ　（略） (1)　運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV_1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 以下　（略）	（窓ガラス） **第39条**　（略） 2　（略） 3　（略） 一～二　イ　（略） (1)　運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 以下　（略）
第２節　指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目 （車枠及び車体） **第100条**　（略） 2　（略） 一～二　（略） 三　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの 3　次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、前項第３号の基準に適合するものとする。 一～二　（略） 4　自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第２項の基準に適合しないものとする。ただし、平成29年３月31日までの間は、第２号、第３号、第４号及び第５号の基準を適用しないことができる。 一　（略） 二　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第３号から第５号までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの	**第２節　指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目** （車枠及び車体） **第100条**　（略） 2　（略） 一～二　（略） 三　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの 3　次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、前項第３号の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとする。 一～二　（略） 4　自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第２項の基準に適合しないものとする。 一　（略） 二　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第３号から第５号までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの

（次に掲げるものを除く。） イ　後写鏡 ロ　牽引装置 ハ　高さ2.0mを超える部分 ニ　ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分 ホ　直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分 ヘ　空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隙であって間隔が40mm以下であるもの ト　突起物の硬さが60ショア（A）以下のもの チ　窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支持部品 リ　車輪の回転部分 ヌ　ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの10分の１以上の値の曲率半径を有するもの ル　自動車の側面に備えるデフレクターの端部 ヲ　ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部 ワ　先端を除くアンテナのシャフト カ　指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの ヨ　法第75条の２第１項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの	（高さ2.0mを超える部分、フロアラインより下方の部分、直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触することがないもの、空気を吸入又は送出するためのグリルであってグリルの間隔が40mm以下であるもの、突起物の硬さが60ショア（A）以下のもの、窓拭き器及び前照灯洗浄器のワイパーブレード及びその支持部品、バンパの外郭線より20mm以内のバンパの部分、車輪の回転部分、ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さが10分の１以上の値の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えるデフレクターの端部を除く。）
三～十一　（略）	三～十一　（略）
5　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び第４項のただし書きにより同項第２号、第３号、第４号及び第５号の基準の適用を受けない自動車にあっては、次に掲げるものは、第２項の基準に適合しないものとする。	5　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるものは、第２項の基準に適合しないものとする。
以下　（略）	以下　（略）
（窓ガラス） **第117条**　（略） １～３　（略）	（窓ガラス） **第117条**　（略） １～３　（略）

4 （略） 一～二 イ（略） (1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV_1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 以下 （略）	4 （略） 一～二 イ（略） (1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 以下 （略）
第３節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目 （車枠及び車体） **第178条** （略） ２ （略） 一～二 （略） 三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ３ 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、前項第３号の基準に適合するものとする。 一 （略） 二 法第75条の２第１項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ ４ 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第２項の基準に適合しないものとする。ただし、平成29年３月31日までの間は、第２号、第３号、第４号及び第５号の基準を適用しないことができる。 一 （略） 二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第３号から第５号までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの（次に掲げるものを除く。） イ 後写鏡 ロ 牽引装置 ハ 高さ2.0mを超える部分 ニ ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によって埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分 ホ 直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分	**第３節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目** （車枠及び車体） **第178条** （略） ２ （略） 一～二 （略） 三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの ３ 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、前項第３号の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとする。 一 （略） 二 法第75条の２第１項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ ４ 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、第２項の基準に適合しないものとする。 一 （略） 二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第３号から第５号までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が５mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの（高さ2.0mを超える部分、フロアラインより下方の部分、直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触することがないもの、空気を吸入又は送出するためのグリルであってグリルの間隔が40mm以下であるもの、突起物の硬さが60ショア（A）以下のもの、窓拭き器及び前照灯洗浄器のワイパーブレード及びその支持部品、バンパの外郭線より20mm以内のバンパの部分、車輪の回転部分、ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さが10分の１以上の値の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えるデフレクターの端部を除く。）

ヘ　空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隙であって間隔が40mm以下であるもの ト　突起物の硬さが60ショア（A）以下のもの チ　窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支持部品 リ　車輪の回転部分 ヌ　ボディーパネルの折り返し部分であって突起の高さの10分の１以上の値の曲率半径を有するもの ル　自動車の側面に備えるデフレクターの端部 ヲ　ボンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部 ワ　先端を除くアンテナのシャフト カ　指定自動車等に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの ヨ　法第75条の２第１項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの 三～十一　（略） ５　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び第４項のただし書きにより同項第２号、第３号、第４号及び第５号の基準の適用を受けない自動車にあっては、次に掲げるものは、第２項の基準に適合しないものとする。 以下　（略）	三～十一　（略） ５　乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるものは、第２項の基準に適合しないものとする。 以下　（略）
（窓ガラス） **第195条**　（略） １～４　（略） ５　（略） 一～二　イ（略） (1)　運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV_1点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 以下　（略）	（窓ガラス） **第195条**　（略） １～４　（略） ５　（略） 一～二　イ（略） (1)　運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲 以下　（略）
別添20　外装の技術基準 １．適用範囲及び目的 この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪	**別添20**　外装の技術基準 １．適用範囲及び目的 この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪

自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える外装（後写鏡及び牽引装置を除く。）に適用する。 以下　（略）	自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える外装（後写鏡及び牽引装置を除く。）に適用する。 以下　（略）
別添21　外装の手荷物積載用部品の技術基準 １．適用範囲及び目的 　この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える外装の手荷物積載用部品に適用する。 以下　（略）	**別添21**　外装の手荷物積載用部品の技術基準 １．適用範囲及び目的 　この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える外装の手荷物積載用部品に適用する。 以下　（略）
別添22　外装の電波送受信用アンテナの技術基準 １．適用範囲及び目的 　この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える外装の電波送受信用アンテナに適用する。 以下　（略）	**別添22**　外装の電波送受信用アンテナの技術基準 １．適用範囲及び目的 　この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える外装の電波送受信用アンテナに適用する。 以下　（略）

国自技第３１８号
平成２２年３月３１日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車交通局技術安全部
技術企画課長（公印省略）

外装基準の適用猶予に関する周知について（依頼）

今般、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成２２年国土交通省告示第２４７号）により、平成２１年１月１日以降に製作された乗車定員１０人未満の乗用自動車（以下「外装基準対象車」という。）に適用されている外装基準について、平成２９年３月３１日までの間、適用を猶予することができることとした。

今回の改正については、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える社名表示灯等及び一部の霊柩自動車について、外装基準に適合させるための準備が整っていないものがあることが判明し、公共交通の混乱等を避けるため、緊急措置として平成２９年３月３１日までの猶予期間を設け、その間に外装基準に確実に適合させることとしたものであることから、その趣旨を自動車ユーザー及び整備事業者に広く周知する必要がある。

このため、下記のとおり、実施するよう関係者に周知されたい。

記

１．検査時の外装基準の周知について

平成２９年４月１日以降に基準が遡及適用されることから、これまでどおり検査時には基準の適合性の確認を実施し、基準不適合の場合には、受検者に対し、基準不適合箇所等について平成２９年３月３１日までに改善する必要があることを周知する。

２．チラシによる周知について

外装基準の適用について、当面別紙を窓口等に掲示して周知する。なお、後日作成予定としているチラシを受検者等に配布し、周知する。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

お　知　ら　せ

外装基準の適用について

平成21年1月1日以降に製作される乗車定員10人未満の乗用車に適用されております外装基準につきまして、同基準に適合させるための準備が整っていないものがあるため、緊急措置として、平成29年3月31日までの間、外装基準の適用を猶予することができることになりました。

　しかし、平成２９年４月１日以降から外装基準が適用となりますので、外装基準に適合していない場合には平成29年3月31日までの間に外装基準に適合させる必要があります。

外装基準の概要

対象車両

平成２１年１月１日以降に製作された乗車定員１０人未満の乗用車（特種車の乗用ベース車を含む）

対象部位

フロアラインより上方で高さ２ｍ以下の外部表面※であって直径100mmの球体が接触する部分

※外部表面とは、ボンネット、トランクルームの蓋、ドア、フェンダー、ルーフ、灯火装置、指示装置及び外観上視認可能な補強部品（アンテナ、キャリア類を含む）をいう

主な要件

外部表面には曲率半径が2.5mm未満である突起を有してはならない（突起の硬さが60ショア以下の突起などは除外しております。）

対象範囲図

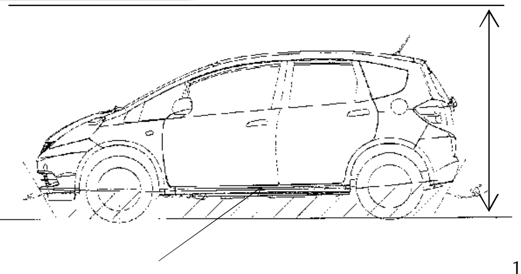

2ｍ

フロアライン下方（斜線部）

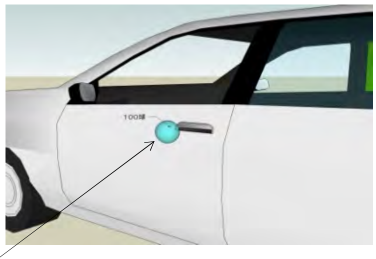

１００mm球

〇　〇　運輸支局

〇　〇　検査登録事務所

国自技第２６４号
国自環第２４３号
平成２２年2月５日

各地方運輸局長　　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和３６年１１月２５日自車第８８０号）別添自動車検査業務等実施要領の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

別　添

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達　新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号

改正　平成22年2月5日付け国自技第264号、国自環第243号

新

自動車検査業務等実施要領

第1章～第2章　（略）

第3章　自動車の検査（事務関係）

3－1～3－3　（略）

3－4　（検査証等の記載事項等）

3－4－1～3－4－18　（略）

3－4－19　備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1．～15.　（略）	（略）	（略）
15－1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)～(4)　（略） (5) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の適合性を同条第3項第2号により確認したもの	（略） 細目告示第118条第3項第2号イ又はロに規定する書面又は表示	（略） 初回検査時確認書面等 （騒音試験成績表） （WVTA） （COC） （外国登録証） （認可書）
16．～34.　（略）	（略）	（略）
35．平成22年4月1日以降に製作された自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及	消音器の加速走行騒音性能規制（以下「マフラー加速騒音規制」という。）が適用される旨	マフラー加速騒音規制適用車

旧

自動車検査業務等実施要領

第1章～第2章　（略）

第3章　自動車の検査（事務関係）

3－1～3－3　（略）

3－4　（検査証等の記載事項等）

3－4－1～3－4－18　（略）

3－4－19　備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第3号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1．～15.　（略）	（略）	（略）
15－1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)～(4)　（略）	（略）	（略）
16．～34.　（略）	（略）	（略）

び大型特殊自動車を除く。)		

附　則

本改正規定は、平成２２年４月１日から適用する。

国自環第２４７号
平成２２年２月５日
改正　　国自環第２９５号
平成２２年３月３１日

各運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局技術安全部環境課長

マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて

今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成２０年国土交通省告示第１５３２号）等の制定に伴い、内燃機関を原動機とする自動車等が備える消音器は、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならないこと等とされたことを踏まえ、今後、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号。以下「細目告示」という。）第４０条第２項、第１１８条第２項、第１９６条第２項、第２５２条第２項、第２６８条第２項及び第２８４条第２項並びに第１１８条第３項、第１９６条第３項、第２６８条第３項及び第２８４条第３項に基づく消音器の基準適合性の確認等に当たっては、下記のとおり取り扱うこととするので、了知されたい。

なお、別紙の関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。

記

第１　消音器等の改造及び構造

１．消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造の例について

消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていない（例：ボルト止め、ナット止め、接着）消音器は、細目告示第４０条第２項第２号、第１１８条第２項第５号及び第１９６条第２項第５号の規定（以下「騒音低減機構の容易除去可能構造の禁止規定」という。）に適合しない例とする。

２．消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例について

消音器本体に騒音低減目的以外の目的として装着されている外部構造部品（別紙１図１の網掛けの部品）及び消音器本体以外に装着されている外部構造部品であって、それらを取り外しても騒音防止性能に影響のないもの、並びに消音器本体に取り付け

られた排気バルブを作動させるための制御機構装置（別紙１図２の網掛けの部品）は、恒久的方法により結合されていなくても、騒音低減機構の容易除去可能構造の禁止規定に適合する例とする。

３．加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について

「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管（テールパイプをいう。以下同じ。）との接合部の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し」は、細目告示第１１８条第２項第６号及び第１９６条第２項第６号の規定（以下「加速走行騒音性能規制」という。）に影響しない改造の例とする。

なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和５０年１１月１２日付け自車第７０８号、自公第１６３号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）記６．（２）の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。

４．使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について

異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添９の加速走行騒音試験結果成績表により確認するものとする。なお、この場合の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等（加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められる改造施工者を含む。）において実施されたものの写しで差し支えないものとする。

第２　公的試験機関による成績表の発行等

１．公的試験機関について

加速走行騒音試験結果成績表を発行する公的試験機関は次のとおりとする。

①　財団法人　日本自動車輸送技術協会

②　財団法人　日本車両検査協会

③　財団法人　日本自動車研究所

２．騒音防止性能確認標章について

公的試験機関による騒音防止性能確認標章の発行等については、次のとおりとする。

（１）公的試験機関は、加速走行騒音試験の結果、消音器が加速走行騒音性能規制に適合している場合には、申請者の求めに応じ、騒音防止性能確認標章（当該申請対象

の自動車が備える消音器を特定することができる確認番号等を記載した耐熱シールであって、車台番号ごとに発行されるものをいう。以下同じ。）を発行することができる。この場合において、公的試験機関は、加速走行騒音試験結果成績表に、当該確認番号を記載するものとする。

（２）（１）の規定により発行された騒音防止性能確認標章は、加速走行騒音試験結果成績表の「写真８　消音器表示」と同一位置に貼付するものとする。

（３）騒音防止性能確認標章の様式は、別添１によるものとする。

（４）騒音防止性能確認標章の紛失又は棄損による再発行の申請があった場合には、公的試験機関は、騒音防止性能確認標章の再発行を行うことができる。

第３　協定規則及び欧州連合指令による取扱い

１．協定規則と同等な欧州連合指令について

（１）細目告示第１１８条第３項第１号ニ及び第１９６条第３項第１号ニの「協定規則第９号、第４１号若しくは第５１号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第９号※及び第４１号※にあっては、78/1015/EEC※又は97/24/EEC※の指令とし、協定規則第５１号※にあっては、70/157/EEC※の指令とする。

（２）細目告示第１１８条第３項第１号ホ及び第１９６条第３項第１号ホの「協定規則第５９号若しくは第９２号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則５９号※にあっては、70/157/EEC※の指令とし、協定規則９２号※にあっては、97/24/EEC※の指令とする。

※協定規則及びこれと同等の欧州連合指令の概要は、それぞれ次のとおり。

（協定規則）

・協定規則第９号とは、側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定
・協定規則第４１号とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定
・協定規則第５１号とは、四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定
・協定規則第５９号とは、乗車定員９人以下の乗用車及び車両総重量３．５トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定
・協定規則第９２号とは、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）の交換用消音器に関する規定

（欧州連合指令）

・欧州連合指令 78/1015/EEC 及び 97/24/EEC とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定（97/24/EEC には二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。）
・欧州連合指令 70/157/EEC とは、四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定

２．協定規則又は欧州連合指令により消音器に表示される特別な表示について

（１）細目告示第１１８条第３項第１号ニ及び第１９６条第３項第１号ニの「協定規則第９号、第４１号若しくは第５１号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示」とは、次に掲げる表示をいう。

①　協定規則第９号又は第４１号に基づくマーク

例：E4 41R-032439（協定規則第４１号第３改訂版の認可をオランダで取得し、その認可番号が 2439 であることを示す。）

②　欧州連合指令 97/24/EEC に基づくマーク

例：e2（欧州連合指令 97/24/EEC の認可をフランスで取得したことを示す。）

（２）細目告示第１１８条第３項第１号ホ及び第１９６条第３項第１号ホの「協定規則第５９号若しくは第９２号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示」とは、次の表示をいう。

①　協定規則第５９号又は第９２号に基づくマーク

例：E1 59R-002439（協定規則第５９号の認可をドイツで取得し、その認可番号が 002439 であることを示す。）

②　欧州連合指令 70/157/EEC 又は 97/24/EEC に基づくマーク

例：e9 030148（欧州連合指令 70/157/EEC の第３主要改訂版（92/97/EEC）の認可をスペインで取得し、その認可番号が 0148 であることを示す。）

３．協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について

次に掲げる自動車は、細目告示第１１８条第３項第２号ロ及び第１９６条第３項第２号ロの「外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第９号、第４１号若しくは第５１号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車」に該当するものとする。

（１）欧州連合指令 70/156/EEC 附則Ⅵ又は 2002/24/EEC 附則Ⅳ－Ａに基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書（ＣＯＣペーパー）又はこれと同等のもの（ＷＶＴＡラベル・プレート）を有する自動車

ただし、欧州連合指令の規定に基づく少数生産車（年間生産台数が四輪車５００台（一部２５０台）未満、二輪・三輪車２００台以下のものをいう。なお、車両識別番号（ＶＩＮ）の３桁目の記号が「９」である自動車はこれに該当する。以下（２）において同じ。）にあっては、この限りでない。

（２）欧州連合（ＥＵ）加盟国において生産された自動車（少数生産車を除く。）であって、ＥＵ加盟国の政府が発行する自動車登録証を有する自動車

（３）協定規則第５１号に基づくマークが、車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されている自動車

（４）協定規則第５１号又は欧州連合指令 70/157/EEC に適合する旨の認可書（協定規則第５１号附則Ｉの車両型式認可書又は欧州連合指令 70/157/EEC 附則Ｉ付録２の車両型式認可書をいう。）の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車

この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

第４　検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い

１．公的試験機関成績表の取扱いについて

公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車又は使用過程において消音器を改造した自動車に対して発行する加速走行騒音試験結果成績表については、本通の提示を求めるものとする。

この場合において、騒音防止性能確認標章が発行されている場合は、当該確認標章の発行を受けた自動車の初めての新規検査（予備検査を含む。）の際に、加速走行騒音試験結果成績表の騒音防止性能確認標章確認番号と検査申請車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。

２．加速走行騒音試験結果成績表と検査申請車両の同一性の確認について

改造車の新規検査時提出書面通達に定める細目告示第４０条第１項第３号の表の自動車の種別に応じた加速騒音値規制、又は、本通達に定める消音器の加速走行騒音性能規制のそれぞれへの基準適合性について、両通達の規定により、公的試験機関又は自動車製作者等が実施した加速走行騒音試験結果成績表又はその写しにより判定する場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と検査申請車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。

この場合において、「構造・装置等が同一である」とは、当該加速走行騒音試験結果成績表中の「試験自動車」欄に記載される項目のうち、「車名」、「型式」（原動機等の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）、「原動機型式」、「最高出力」（使用過程車の検査を除く。）、「変速機の種類」（使用過程車の検査を除く。）、「車両総重量」（使用過程車の検査を除く。）、「消音器の個数」、「触媒の有無」（使用過程車の検査を除く。）及び同成績表添付資料中の「消音器外観」に係る構造・装置等が同一であることをいう。

なお、「車両総重量」にあっては、検査申請車両の車両総重量が同成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合、及び軽い場合であって、その差が試験自動車の車両総重量の－５％以内又は－２０kg以内の場合は同一とみなすものとする。

３．騒音防止性能確認標章の取扱いについて

使用過程車の検査において、加速走行騒音性能規制への適合性を加速走行騒音試験結果成績表の提示により確認する場合、騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車は、同規制に適合するものとして取り扱って差し支えない。

４．装置指定を受けた消音器の取扱いについて

装置指定を受けた消音器に係る取扱いは次のとおりとする。

（１）指定自動車等について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が道路運送車両法第７５条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた騒音

防止装置の消音器（以下「装置指定消音器」という。）であり、かつ、同法施行規則第６２条の４の騒音防止装置の型式指定番号標（以下「型式指定番号標」という。）が当該消音器を備えた自動車に表示されているときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記６．また書きの規定による「Ｓ」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。

（２）装置指定消音器であって、型式指定番号標が当該消音器を備えた自動車に表示されている場合は、当該型式指定番号標の表示は、加速走行騒音性能規制に適合する表示として取り扱って差し支えない。

第５　指定自動車等の製作者が行う表示

１．製作者表示を行うことができる場合について

指定自動車等の製作者は、当該指定自動車等に備える消音器に、製作者表示（細目告示第１１８条第３項第１号イ及び第１９６条第３項第１号イの「指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示」をいう。以下同じ。）を行うことができる。

２．製作者表示の内容について

製作者表示は、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標等とする。この場合において、部品番号等の表示であっても、指定自動車等の製作者等の管理下にあることが別途証されたものは、製作者表示として認めるものとする。

３．製作者表示の表示方法について

製作者表示の表示は、次により行うものとする。

（１）製作者表示は消音器毎に表示することとする。ただし、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合は、当該部品として構成されているいずれかの消音器に行えばよい。

（２）製作者表示は、消音器を自動車に取り付けた状態で見えやすい位置に行うこと。ただし、自動車又は消音器の構造上やむ得ない場合に限りピット及び手鏡等を使用して確認可能な位置とすることができるものとする。また、当該表示は容易に破損・滅失等しない方法（鋳出し、刻印又は金属プレートの固着等）により表示しなければならない。

第６　原動機付自転車が備える消音器の取扱い

原動機付自転車が備える消音器の取扱いは、第１～第３及び第５の規定を準用する。なお、第３の規定を準用する場合において、自動車に適用される協定規則及びこれと同等の欧州連合指令は、それぞれ原動機付自転車に係る協定規則及び欧州連合指令に読み替えて適用するものとする。

別添１：騒音防止性能確認標章

ＡＮＴ－○○○－△△△△

↑　　　↑　　　↑

①　　　②　　　③

①加速走行騒音試験を実施したことを示す記号

②公的試験機関の略称（アルファベット）

③確認番号（試験車両毎に公的試験機関が決定する番号）

別紙１：消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例

図１

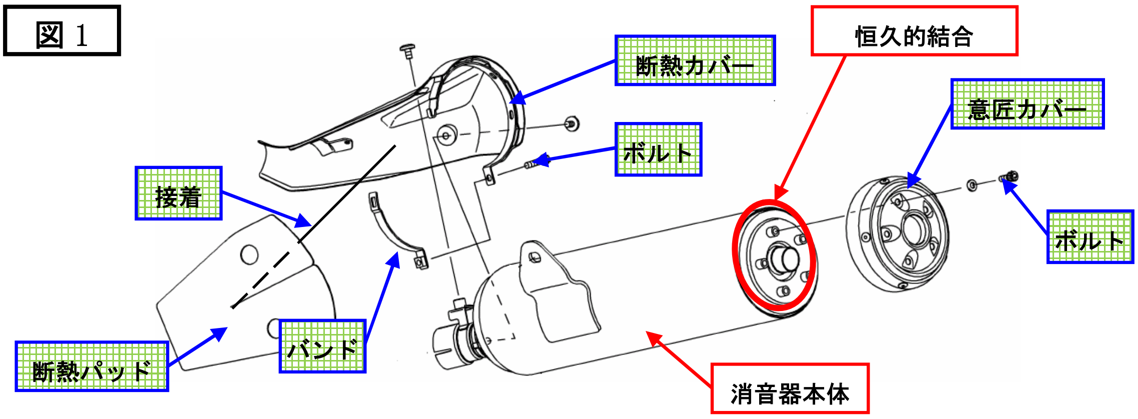

図２

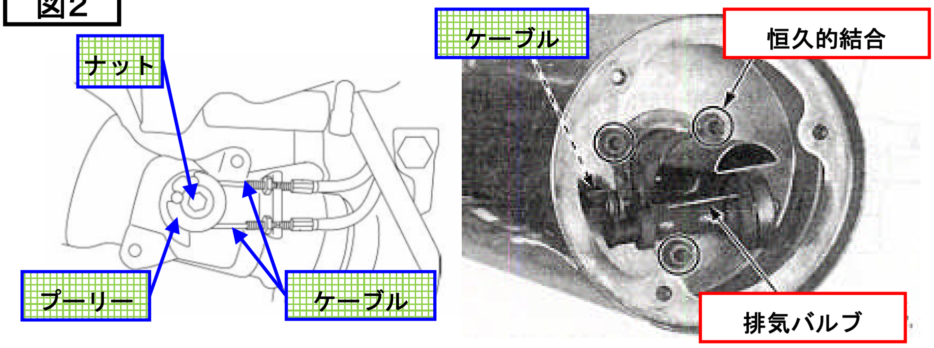

※二輪車について、消音器本体の後端に恒久的方法により結合されていない意匠カバーを装着する車両について、消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造であるかどうかを判別可能とするため、申請書等の添付書面の構造・装置の概要説明書に、「意匠カバーを取り外しても、消音器の騒音低減機構を容易に除去できない構造である」旨を記載するとともに、消音器概略図を添付することとしている。

別　紙

（関係自動車検査機関）
・自動車検査独立行政法人理事長
・軽自動車検査協会理事長
・独立行政法人交通安全環境研究所理事長

（関係団体）
・社団法人日本自動車工業会会長
・日本自動車輸入組合理事長
・社団法人日本産業車両協会会長
・社団法人日本農業機械工業会会長
・社団法人日本建設機械化協会会長
・社団法人日本自動車車体工業会会長
・社団法人日本自動車整備振興会連合会会長
・社団法人日本自動車販売協会連合会会長
・社団法人日本自動車部品工業会会長
・財団法人日本自動車輸送技術協会会長
・財団法人日本車両検査協会会長
・財団法人日本自動車研究所理事長
・社団法人日本中古自動車販売協会連合会会長
・社団法人日本自動車機械工具協会会長
・社団法人日本陸用内燃機関協会会長

第二章　検査業務関係

Ⅱ　参考資料

今後適用が予定されている保安基準等の適用整理一覧
規定の概要、車種、時期等を装置別に整理

道路運送車両法の保安基準及び同細目を定める告示では、既に基準が定められ公布されてはいるものの適用は自動車製作者等の状況により、一定の期間をおいて段階的に適用を開始するものが多い。また、新規定についての適用対象、適用開始日等は適用関係告示で規定されているものの多岐にわたって分かりにくくなっていた。
以下は今後、適用が予定されている保安基準等の規定の概要、適用対象車種、適用日を装置別に整理し一覧としたものである。

今後適用が予定されている保安基準等（適用整理一覧表）

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課・環境課
平成22年3月現在

番号	項　　目	概　　要	適　用　対　象	適 用 年 月 日
1	長さ、幅又は高さ	自動車の「幅」の測定に関して、自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車の側面中央部に備える方向指示器を除く。）を除いた状態で測定する。	自動車	［製作日］ 平成22年4月1日以降
2	かじ取装置	前面衝突によりかじ取りハンドルが車室側に過度に移動しないことや頭部に受ける衝撃の許容範囲の規定を適用。	車両総重量1．5t 未満の貨物車 ※[1] 平成23年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの及びかじ取装置に係る改造を行ったもの	［型式指定日］ 平成23年4月1日以降 ［製作日］ 平成28年4月1日以降
3	乗用車の制動装置	・ブレーキアシストシステム（BAS）及び横滑り防止装置（ESC）に係る性能要件及び試験方法を新たに規定し、BAS及びESCを備える自動車にあっては同規定を満たすものでなければならないこととする。 ・応急用タイヤを搭載している車両について、応急用タイヤを実際に装着した状態でのブレーキ試験を実施するものとする。	乗車定員10人未満の乗用車（次に掲げるものを除く。） ① 二輪自動車 ② 側車付二輪自動車 ③ 三輪自動車 ④ カタピラ及びそりを有する軽自動車 ⑤ 最高速度25㎞／h未満の自動車 ⑥ 被牽引自動車 ※[1] 平成23年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの	［型式指定日］ 平成23年11月1日以降 ［製作日］ 平成25年11月1日以降
4	二輪車の制動装置	ABSを装備した車両に対するABS試験方法等を規定した協定規則第78号の技術要件を適用。	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25㎞／h未満のもの及び被牽引自動車を除く。） ※[1] 平成19年6月28日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の形状、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるもの	［型式指定日］ 平成21年6月18日以降 ［製作日］ 平成23年6月18日以降
5	電気装置（感電保護）	高電圧からの感電等に対する乗車人員保護に係る技術基準の適用。	電気自動車及びハイブリッド自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。）	［製作日］ 平成24年7月1日以降
6	車体及び車枠	自動車の幅から突出している両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車の側面中央部に備える方向指示器を除く。）の突出量の規定を適用。	自動車	［製作日］ 平成22年4月1日以降

番号	項　　目	概　　　要	適　　用　　対　　象	適 用 年 月 日
7	外装	外装、外装の手荷物積載用部品、外装の電波送受信用アンテナの技術基準の適用。	乗車定員10人未満の乗用車	[製作日] 平成21年1月1日以降 (平成29年3月31日まで適用を猶予できる。)
8	衝突時の車枠及び車体の保護性能(オフセット衝突(乗用車))	オフセット衝突時の乗員保護性能に係る技術基準を適用。	車両総重量2.5t 以下の貨物車 ※[1] 平成23年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったもの	[型式指定日] 平成23年4月1日以降 [製作日] 平成28年4月1日以降
		オフセット衝突時の乗員保護性能について、座席ベルトについては、協定規則第16号に適用していなければならないことを規定した協定規則第94号と調和。	乗用車(乗車定員10人以上の自動車、車両総重量2.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	[製作日] 平成24年7月1日以降
9	衝突時の車枠及び車体の保護性能(歩行者保護)	歩行者保護性能について、ボンネットにおける衝撃吸収要件等を規定した細目告示別添99「歩行者頭部保護の技術基準」を適用。	自動車(次に掲げるものを除く。) ① 乗車定員10人以上の乗用車 ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物車(車両総重量2.5t 以下であり、かつ、車枠と車体が一体構造のものであって運転者室の前方に原動機を有するものを除く。) ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車 ⑧ 大型特殊自動車 ⑨ 小型特殊自動車 ⑩ 最高速度20km／h未満の自動車 ⑪ 被牽引自動車 ※[1] 平成17年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の形状、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの	[型式指定日] 平成17年9月1日以降 [製作日] 平成22年9月1日以降
			次のいずれかに該当する自動車 ① 座席の地上面からの高さが475㎜以下の自動車 ② 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車 (1) 地面と自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25度以上 (2) 地面と自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20度以上 (3) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20度以上 (4) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が200㎜以上	[型式指定日] 平成19年9月1日以降 [製作日] 平成24年9月1日以降

番号	項　　目	概　　　要	適　用　対　象	適 用 年 月 日
9	衝突時の車枠及び車体の保護性能（歩行者保護）	歩行者保護性能について、ボンネットにおける衝撃吸収要件等を規定した細目告示別添99「歩行者頭部保護の技術基準」を適用。	(5) 自動車の前軸直下の最低地上高が180mm以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 (6) 自動車の後軸直下の最低地上高が180mm以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。 ③ 保安基準第18条第4項の規定が適用される貨物自動車 ④ 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中点が、前面ガラスの下端の最前部を通り車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車 ⑤ 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車 ⑥ 燃料電池自動車 ※[1]平成19年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の形状、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの	[型式指定日] 平成19年9月1日以降 [製作日] 平成24年9月1日以降
10	衝突時の車枠及び車体の保護性能（側面衝突）	ハニカム構造に関する規定を追加した改正後の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の基準」を適用。	座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（次に掲げる自動車を除く。） ① 乗車定員10人以上の乗用車 ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 車両総重量3．5t を超える貨物車 ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車 ⑧ 大型特殊自動車 ⑨ 小型特殊自動車 ⑩ 被牽引自動車 ※[1] 平成19年8月11日以前に指定を受けた型式指定自動車と側面衝突時の乗員保護に係わる性能が同一であり、かつ、平成19年8月12日以降に側面衝突時の乗員保護に係わる性能について変更がないもの	[型式指定日] 平成19年8月12日以降 [製作日] 平成23年8月12日以降
11	突入防止装置	突入防止装置の強度試験の負荷荷重を変更（従来の2倍）等	貨物車（車両総重量3．5t 以下の小型自動車、軽自動車及び被牽引自動車を除く。）及びポールトレーラ	[製作日] 平成24年7月11日以降
12	前部潜り込み防止装置	前部潜り込み防止装置を義務付け	車両総重量3．5t を超える貨物車（三輪自動車、被牽引自動車、全輪駆動車、特殊な装備の性能を損なうおそれがある自動車及び特殊な装備により装着が困難な自動車を除く。）	[製作日] 平成23年9月1日以降

番号	項目	概要	適用対象	適用年月日
13	座席	座席、座席取付装置に強度、衝撃吸収要件等を規定した協定規則第１７号の技術要件を適用。	乗車定員１０人未満の乗用車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度２０km／h未満の自動車を除く。）、乗車定員１１人以上の乗用車（高速道路等において運行しないものに限る。）及び貨物自動車（最高速度２０km／h未満の自動車を除く。）	［製作日］ 平成２４年７月１日以降
		座席、座席取付装置に強度、衝撃吸収要件等を規定した協定規則第８０号の技術要件を適用。	乗車定員１０人の乗用車及び乗車定員が１１人以上の乗用車（高速道路等において運行しないものを除く。）	
		前向き座席、後向き座席及び横向き座席を新たに定義	自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度２０km／h未満の自動車及び乗車定員１０人以上の自動車を除く。）	［製作日］ 平成２４年７月２２日以降
		折りたたみ座席についても、協定規則第１７号の技術要件を適用。	貨物自動車	
		横向き座席の備え付け禁止	自動車（乗車定員１０人以上の自動車、車両総重量３．５t 超の貨物自動車、緊急自動車、患者輸送車及びキャンピング車を除く。）	
14	座席ベルト等	後席中央座席に３点式シートベルトを義務付け及び座席ベルト、座席ベルト取付装置に強度、衝撃吸収要件等を規定した協定規則第１４号、第１６号の技術要件を適用。	自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度２０km／h未満の自動車を除く。）	［製作日］ 平成２４年７月１日以降
		折りたたみ座席と横向き座席にもベルト装着を義務付け	① 折りたたみ座席：貨物自動車 ② 横向き座席：自動車（乗車定員１０人以上の自動車（高速道路を運行しないものは除く）、車両総重量３．５t 超の貨物自動車、緊急自動車、患者輸送車及びキャンピング車に限る。）	［製作日］ 平成２４年７月２２日以降
15	座席ベルト非装着時警報装置	シートベルト・リマインダの警報作動条件をイグニッションスイッチ「ON」又は「Start」の位置からとしていたものを「ON」のみとする。	乗車定員１０人未満の乗用自動車	［製作日］ 平成２６年２月３日以降
16	頭部後傾抑止装置等	自動車に備える頭部後傾抑止装置の寸法や衝撃吸収要件を規定した細目告示別添３４「頭部後傾抑止装置の技術基準」を新たに適用。	自動車（次に掲げる自動車を除く。） ① 車両総重量３．５t を超える自動車（乗車定員１０人以下の乗用車を除く。） ② 二輪自動車 ③ 側車付二輪自動車 ④ 大型特殊自動車 ⑤ 農耕作業用小型特殊自動車 ⑥ 最高速度２０km／h未満の自動車	［製作日］ 平成２４年７月１日以降
17	年少者用補助乗車装置等	年少者用補助乗車装置取付具を２個備えることを義務付け	乗用車（乗車定員１０人以上、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）	［製作日］ 平成２４年７月１日以降
18	乗降口	乗降口に備える扉の寸法、性能要件等を規定した技術基準の適用。	自動車（乗車定員１１人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度２０km／h未満の自動車を除く。）	［製作日］ 平成２４年７月１日以降
		乗員が乗降するすべてのドアにドアロックの装着を義務付け		［製作日］ 平成２４年８月１２日以降
19	騒音防止装置	「取り外されているもの」、「切断されているもの」、「内部の騒音低減機構が除去されているもの」、「破損又は腐食があるもの」に加え、「騒音低減機構を容易に除去できる構造のもの」を新たに禁止	内燃機関を原動機とする自動車	［製作日］ 平成２２年４月１日以降

番号	項　　目	概　　要	適　用　対　象		適　用　年　月　日
19	騒音防止装置	使用過程車及び平行輸入車等のマフラーに対する加速走行騒音防止性能の義務付け。	内燃機関を原動機とする自動車		［製作日］ 平成２２年４月１日以降
20	排気管からの排出ガス発散防止性能	平成１７年度排出ガス規制 （新長期規制）	ガソリン車（NOx触媒付ガソリン直噴車以外）	（試験モード） １０・１５モード＋JC08Cモード	［型式指定日］ 平成２０年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２２年９月１日以降
				JC08Hモード＋JC08Cモード	［型式指定日］ 平成２３年４月１日以降 ［製作日］ 平成２５年３月１日以降
		平成２１年自動車排出ガス規制 （ポスト新長期規制）	ディーゼル車（乗用車、軽量車（GVW≦１．７t）、中量車の一部（２．５t＜GVW≦３．５t） ガソリン車（NOx触媒付ガソリン直噴車）	JC08Hモード＋JC08Cモード	［型式指定日］ 平成２１年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２２年９月１日以降
			その他燃料車（乗用車、軽・中量車（GVW≦３．５t））	１０・１５モード＋JC08Cモード	［型式指定日］ 平成２１年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２２年９月１日以降
				JC08Hモード＋JC08Cモード	［型式指定日］ 平成２３年４月１日以降 ［製作日］ 平成２５年３月１日以降
			ガソリン車（重量車） ディーゼル車（重量車の一部（１２t＜GVW）） その他燃料車（重量車の一部（１２t＜GVW））	JE05モード	［型式指定日］ 平成２１年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２２年９月１日以降
			ディーゼル車（重量車の一部（３．５t＜GVW≦１２t）） その他燃料車（重量車の一部（３．５t＜GVW≦１２t））		［型式指定日］ 平成２２年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２３年９月１日以降
		平成２１年特殊自動車排出ガス規制	軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力５６kw以上７５kw未満）	大特８モード	［型式指定日］ 平成２０年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２２年９月１日以降
		平成２３年特殊自動車排出ガス規制	軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力１３０kw以上５６０kw未満）	大特８モード、NRTCモード、８モード黒煙、無負荷急加速黒煙	［型式指定日］ 平成２３年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２５年４月１日以降
			軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力７５kw以上１３０kw未満）		［型式指定日］ 平成２４年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２５年１１月１日以降
			軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力５６kw以上７５kw未満）		［型式指定日］ 平成２４年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２６年４月１日以降
			軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力３７kw以上５６kw未満）		［型式指定日］ 平成２５年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２６年１１月１日以降
			軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力１９kw以上３７kw未満）		［型式指定日］ 平成２５年１０月１日以降 ［製作日］ 平成２７年９月１日以降
		ディーゼル車のオパシメータによる測定（オパシメータ測定車を黒煙測定器により測定できない）	オパシメータ測定車 ① 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの		平成２２年１０月１日以降

番号	項　　目	概　　要	適　用　対　象	適 用 年 月 日
20	排気管からの排出ガス発散防止性能	ディーゼル車のオパシメータによる測定（オパシメータ測定車を黒煙測定器により測定できない）	② 車検証に記載されている型式指定番号が、「16000」番以降のもの（特殊自動車を除く） ③ ポスト新長期規制適合を示す排出ガス記号（3桁の排出ガス記号であって1桁目が、L、M、R又はS）が付されているもの	平成22年10月1日以降
21	前照灯	グレア光（対向車等に与える眩しさ）等の要件について規定した協定規則第98号及び第112号を適用。	自動車（次に掲げるものを除く。） ① 最高速度20km／h未満の自動車 ② 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ③ 最高速度35km／h未満の大型特殊自動車 ④ 二輪自動車、側車付二輪自動車 ⑤ 農耕作業用小型特殊自動車 ⑥ カタピラ及びそりを有する軽自動車	[製作日] 平成26年10月1日以降 （型式指定自動車等の新規検査時のみ）
22	前部霧灯	自動車に備える前部霧灯について、LEDモジュールを光源とする場合は、UV放射試験等を適用。	自動車	[製作日] 平成25年7月11日以降 （型式指定自動車等の新規検査時のみ）
23	側方照射灯	側方照射灯の性能要件を規定した細目告示別添102「側方照射灯の灯火の色、明るさ等に関する技術基準」を新たに適用。	乗車定員10人以上の乗用車及び3．5tを超える貨物車	[製作日] 平成27年4月1日以降 （型式指定自動車等の新規検査時のみ）
24	尾灯、制動灯、方向指示器	尾灯、制動灯、方向指示器の個数の変更（尾灯及び制動灯については2個又は4個から2個、方向指示器については自動車後面両側に1個ずつ又は2個ずつから1個ずつに変更）	自動車	[製作日] 平成24年1月1日以降 （型式指定自動車等の新規検査時のみ）
25	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置	方向指示器の光源が断線した場合の警告作動条件の見直し	自動車	[製作日] 平成22年1月11日以降 （型式指定自動車等の新規検査時のみ）
		可動構成部品はあらゆる固定位置において、前部反射器及び後部反射器の照明部の50%を超えて覆ってはならない。		[製作日] 平成25年1月1日以降 （型式指定自動車等の新規検査時のみ）
		光源及びヒューズが取り付けられていない灯火器の定義の明確化		[※[2]型式指定日等] 平成23年2月7日以降
		・制動灯と方向指示器の基準軸方向のみかけの表面が重なりあってはならない ・自動車製作者等は、前照灯、制動灯及び尾灯に供給する電圧が一定の要件に適合していることを証明するものとする。		[※[2]型式指定日等] 平成24年10月24日以降
26	大型後部反射器	すべての大型後部反射器の性能要件及び取付要件について、最新の協定規則第70号の技術要件を適用	車両総重量が7トン以上の貨物車	[製作日] 平成23年9月1日以降
27	再帰反射材	防水布等の柔軟な部材に貼付する再帰反射材について柔軟性試験の実施を義務付け	乗車定員10人以上の乗用車、車両総重量が750kgを超える貨物車及び被牽引自動車	[製作日] 平成24年1月1日以降 （型式指定自動車等の新規検査時のみ）
		輪郭表示再帰反射材に「部分輪郭表示再帰反射材」に関する規定を追加		[製作日] 平成24年1月1日以降

番号	項　　目	概　　要	適　用　対　象	適　用　年　月　日
28	補助制動灯	補助制動灯の装備義務付け	車両総重量3．5t 以下の貨物車（バン型の自動車に限る。）	[製作日] 平成22年1月1日以降
29	後退灯	後退灯の取付高さを1200㎜以下とする。	自動車	[製作日] 平成23年1月1日以降
		後退灯の取付個数を2個以下から2個、3個又は4個に改正	長さ6mを超える乗用車及び貨物自動車	[製作日] 平成28年1月1日以降
30	旅客自動車運送事業用自動車	アクセル・インターロック装置等の装着について規定した細目告示別添106「ワンマンバスの構造要件」を新たに適用。	旅客自動車運送事業用自動車のワンマンバス	[製作日] 平成24年7月1日以降
31	原動機付自転車の制動装置	常温時制動試験時に、前後同時制動試験等を規定した協定規則第78号の技術基準を適用。	原動機付自転車 ※[1] 平成19年6月28日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の形状、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるもの。	[型式指定日] 平成21年6月18日以降 [製作日] 平成23年6月18日以降
32	原動機付自転車の消音器	「取り外されているもの」、「切断されているもの」、「内部の騒音低減機構が除去されているもの」、「破損又は腐食があるもの」に加え、「騒音低減機構を容易に除去できる構造のもの」を新たに禁止	内燃機関を原動機とする原動機付自転車	[製作日] 平成22年4月1日以降
		使用過程車及び平行輸入車等のマフラーに対する加速走行騒音防止性能の義務付け。		

※[1]の型式指定自動車の適用年月日にあっては、[製作日]と同じ

※[2]には型式指定自動車以外に新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を含む

整備工場の皆様へ

黒煙の検査方法が変わります

―　黒煙測定器からオパシメータへ　―

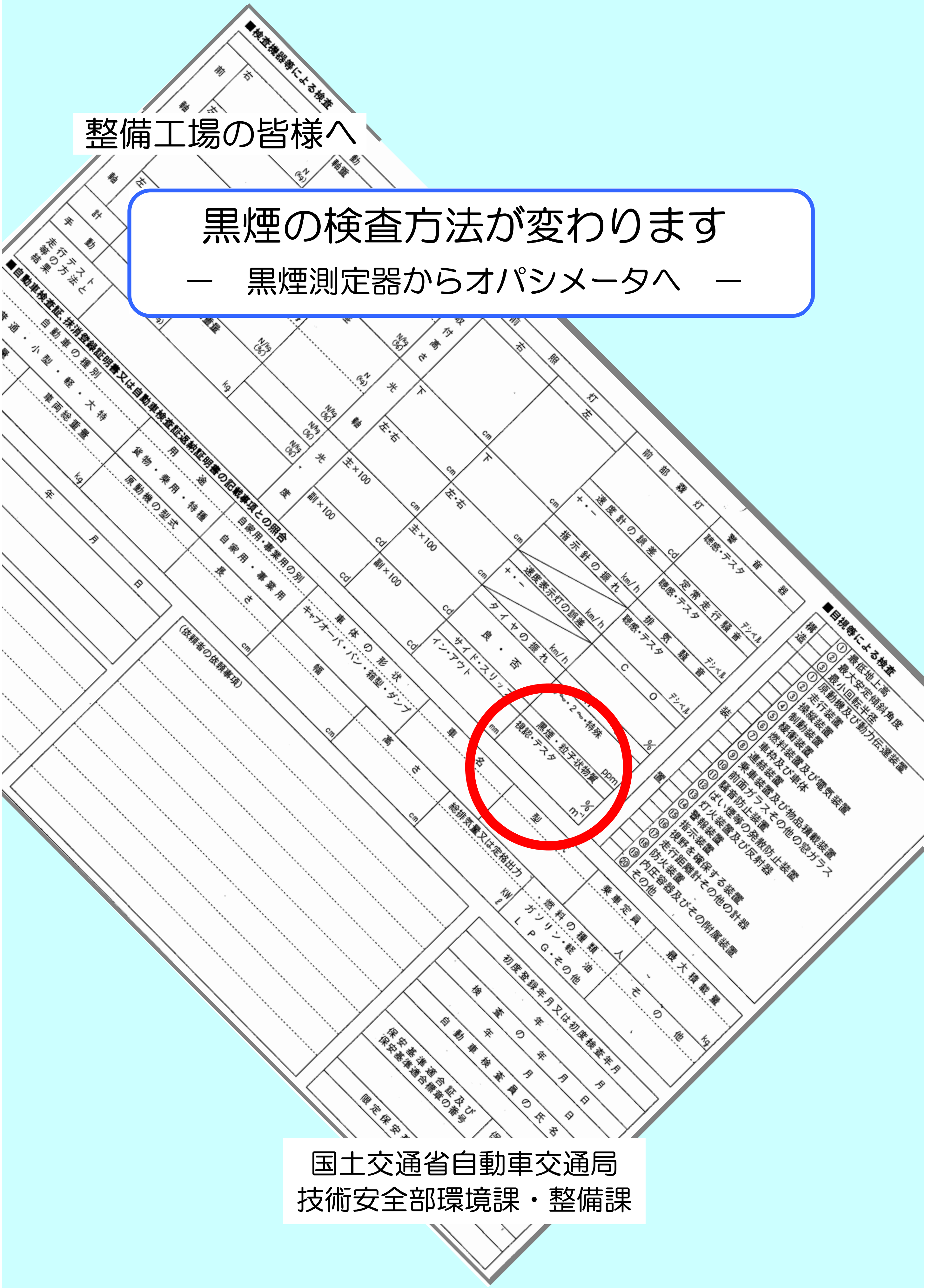

国土交通省自動車交通局
技術安全部環境課・整備課

オパシメータを使用したディーゼル車の排出ガス検査が始まっています。

ディーゼル車の新しい排出ガス検査方法（平成19年7月31日～）

新車時

オパシメータ測定車（新しいディーゼル車）
<平成19年9月1日以降に型式指定の申請をしたもの>

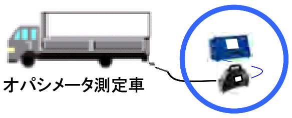

オパシメータで審査

継続検査時

1 参照

平成22年10月1日以降は、オパシメータを保有していなければ、オパシメータ測定車の検査ができません。

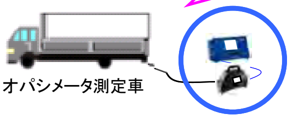

オパシメータで検査

※ ただし、経過措置として、平成22年9月30日までの間は、黒煙測定器で検査可能

黒煙測定車（これまでのディーゼル車）
<オパシメータ測定車以外のディーゼル車>

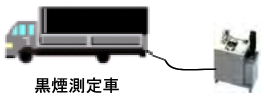

黒煙測定器で審査

2 参照

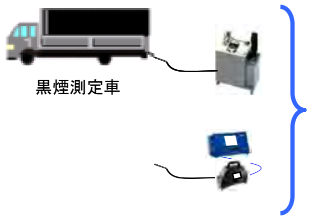

黒煙測定器又は**オパシメータ**で検査

1 「オパシメータ測定車」は、オパシメータを使用して検査します。

◆ 次のいずれかに該当するディーゼル車は、「オパシメータ測定車」であり、オパシメータにより検査を行います。
（**（規制値） 新長期規制適合車：0.80 m^{-1}（パ－メ－タ－）　ポスト新長期規制適合車：0.50 m^{-1}** ）

（1）車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの
（2）車検証に記載されている型式指定番号が、「16000」番以降のもの（特殊自動車を除く。）
（3）ポスト新長期規制適合を示す排出ガス記号（3桁の排出ガス記号であって1桁目が L、M、R 又は S））が付されているもの

オパシメータ測定車

◆ ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間は、黒煙測定器により検査することができます。（判定値：25%）

（参考） オパシメータ測定車は、平成 20 年 11 月頃から、継続検査に持ち込まれる見込みです。

2 黒煙測定車（オパシメータ測定車以外のディーゼル車）は、黒煙測定器又はオパシメータにより検査します。

◆ 黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査できるほか、オパシメータにより検査することもできます。

黒煙測定車の規制値・スクリーニング値

規制値・スクリーニング値 / 黒煙測定車（オパシメータ測定車以外のディーゼル車）	規制値 黒煙による汚染度（黒煙測定器を使用する場合）	スクリーニング値 光吸収係数（オパシメータを使用する場合）
黒煙 50%規制車 （下記車両を除く黒煙測定車）	50%	2.76 m^{-1}
黒煙 40%規制車 （識別記号： KA、KB、KC、KD）	40%	1.62 m^{-1}
黒煙 25%規制車 （識別記号： KE 以降、3 桁のもの）	25%	0.80 m^{-1}

「スクリーニング値」とは、黒煙測定車をオパシメータにより検査する場合に、基準に適合しているとみなすことができる値をいいます。

なぜ、オパシメータを導入するのですか。

■ 背 景

自動車排出ガスに含まれる有害物質のうち粒子状物質（PM）については、発がん性、気管支ぜん息、花粉症等の健康影響との関連が懸念されており、また、浮遊粒子状物質（SPM）の中でも、より粒径の小さい粒子（微小粒子）の大気環境濃度と健康影響との関連性が新たに着目されていることから、その低減対策の推進を図っているところです。この一環として、これまでの車検（継続検査）では、ディーゼル車から排出される PM の検査として、黒煙測定器を使用して排出ガスの黒煙による汚染度を測定していました。しかしながら、近年の排出ガス規制の強化に伴うディーゼル車の排出ガス低減技術の高度化の結果、最近のディーゼル車ではほとんど黒煙が排出されなくなっており、今後の PM 検査においては、排出割合が増えている軽油や潤滑油の未燃焼成分である青煙等の可溶有機成分（SOF 成分）まで含めて測定することが重要となっています。これに対して、これまでの黒煙測定器は、SOF 成分を測定することができず、また、今後予定されている排出ガス規制の一層の強化が行われた場合、測定精度の面においても対応が困難となります。このため、平成 19 年 9 月以降の新型車より、黒煙測定器による黒煙検査に代えて、SOF 成分まで含めてより高精度に測定が可能である「オパシメータ」を使用した PM 検査を順次開始しています。

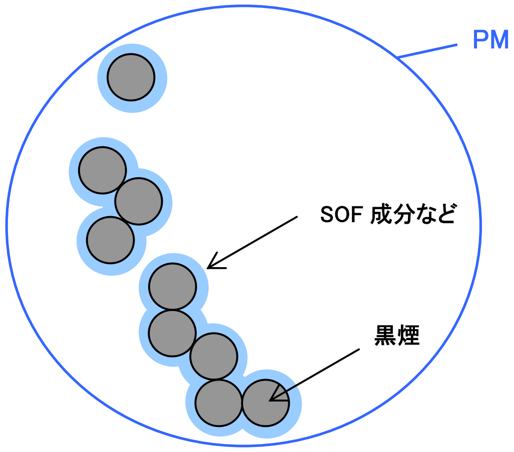

粒子状物質（PM）の模式図

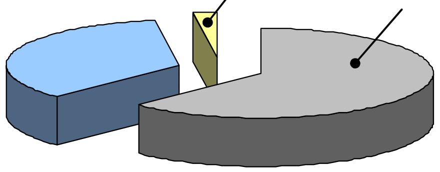

PM の構成

■ オパシメータ

オパシメータは、排気管より採取した排気ガスに光を透過させて、その透過率から PM による排出ガスの汚染度（光吸収係数[m^{-1}]）を測定します。

黒煙測定器と比べて、次の特徴を有します。

- PM 中の成分のうち、黒煙のほか、軽油や潤滑油の未燃焼成分である SOF 成分まで測定可能
- 光吸収係数 0.025 m^{-1} レベルの測定精度
- ろ紙などの交換品が不要

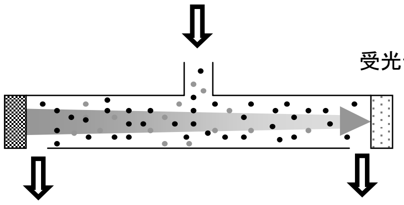

発光部からの光は排気ガス中の煙で減衰されて受光部に入る。
この減衰された光量から排気ガスの光吸収係数（m^{-1}）を計測する。

オパシメータの測定原理

Q&A

Q 「オパシメータ測定車」を黒煙測定器により検査することはできないのですか。

A 黒煙測定器は、PM 中の多種多様な成分のうち黒煙しか測定することができません。このため、オパシメータ測定車を黒煙測定器により検査することはできません。（ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間は、経過措置として、オパシメータ測定車を黒煙測定器により検査することが認められています。）

スケジュール（指定整備工場へのオパシメータ導入関連）

指定整備工場へのオパシメータ導入スケジュール

	平成19年 7/31	平成20年 （11月）	平成21年	平成22年 10/1
オパシメータ測定車		平成20年11月頃から、「オパシメータ測定車」が継続検査に持ち込まれ始めます。 / オパシメータ又は黒煙測定器により検査（経過措置） 判定値 オパシメータ 0.80m^{-1}、0.50m^{-1}★ 黒煙測定器 25%、25%	平成22年10月1日以降、「オパシメータ測定車」は、オパシメータを使用して検査します。（黒煙測定器は使用できません。）	オパシメータにより検査 判定値 オパシメータ 0.80m^{-1}、0.50m^{-1}
黒煙測定車	黒煙測定器により検査 判定値 黒煙測定器 50%、40%、25%	黒煙測定器又はオパシメータにより検査 判定値 黒煙測定器 50% / オパシメータ 2.76 m^{-1}、黒煙測定器 40% / オパシメータ 1.62 m^{-1}、黒煙測定器 25% / オパシメータ 0.80m^{-1}		

Point1　平成19年7月31日から、黒煙測定車をオパシメータにより検査できるようになりました。
Point2　平成20年11月頃から、オパシメータ測定車が継続検査に持ち込まれ始める予定です。
Point3　**平成22年10月1日**から、オパシメータを保有していなければ、オパシメータ測定車の検査が認められなくなります。
Point4　ポスト新長期規制適合車（3桁の排出ガス記号であって1桁目がL、M、R又はS）の判定値は、「0.50m^{-1}」（オパシメータ測定）です。（★）

Q&A

Q　ディーゼル車を取扱う指定整備事業者は、オパシメータを保有しなければならないのでしょうか？

A　ディーゼル車を取扱う指定整備事業者が保有する検査機器については、黒煙測定器又はオパシメータのいずれかで良いこととしております。ただし、平成22年10月以降は、オパシメータを保有していなければ、オパシメータ測定車を検査することが認められなくなります。

Q&A

Q　オパシメータしか保有しなくても、黒煙測定車を検査することができますか？

A　オパシメータを備えていれば、オパシメータ測定車はもちろん、ほとんど全ての黒煙測定車に対応することができます。（詳しくは、「検査の方法 ③」をご覧下さい。）

Q&A

Q　他の指定整備工場と、黒煙測定器やオパシメータを共同使用することはできますか？

A　黒煙測定器やオパシメータについては、他の検査機器と同様に、申請により共同使用をすることができます。この申請にあたっては、自動車による移動の所要時間がおおむね1時間以内の位置であることなどの要件や、必要な添付書類が定められておりますので、詳細については管轄の運輸支局又は各自動車整備振興会にお問い合わせ下さい。

Q&A

Q　自動車検査独立行政法人は、どのようなスケジュールでオパシメータを配備する予定ですか？

A　自動車検査独立行政法人は、以下のスケジュールでオパシメータを配備する予定です。

○　平成19年度　　各車検場に1台ずつ配備
○　平成20～21年度　　全ての検査コースに順次導入

なお、オパシメータの配備が完了するまでの間は、法令の定めるところにより、オパシメータ測定車について黒煙測定器を使用した検査も行います。

Q&A

Q　ポスト新長期規制適合車を検査するときの判定値はどうなるのですか？

A　ポスト新長期規制適合車の判定値は0.50m^{-1}（オパシメータ測定）です。ただし、平成22年9月30日までの間は、黒煙測定器による測定値が25%以下であれば基準に適合するとみなします。（経過措置）

オパシメータを使用した検査の方法

（詳しくは、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」別添 109 をご覧下さい。）

◆ 測定前の準備

1. オパシメータの状態
   - ○ 使用開始前に十分に暖機すること。
   - ○ １日１回以上校正を行ったうえで使用すること。
   - ○ 排出ガスを採取する前に、プローブに滞留した黒煙等の掃気を行うこと。
2. 自動車の状態
   - ○ 停止状態とし、十分に暖機されていること。
   - ○ 変速機の位置は中立とし、原動機を無負荷の状態とすること。

◆ 排出ガスの光吸収係数の測定

自動車の排気管内にプローブを根元まで挿入し※1、自動車を次の条件で運転する。（参考図）

調整運転： 無負荷運転（アイドリング運転）を 5～6 秒行う。

測定①　：

・加速ペダルを急速に一杯まで踏み込み、踏み込み始めてから 2 秒間※2持続した後、加速ペダルを放す。

・加速ペダルを踏み込み始めた時から 5 秒間測定を行い、その間における光吸収係数の最大値を測定する。

・測定値が下表の閾値以下であれば、その値を指定整備記録簿に記載する。（基準適合。検査終了）

測定②　：

・測定値が下表の閾値を超えた場合には、4～10 秒の間隔をおいて、2 回目の測定を行う。

・2 回目の測定値が下表の閾値以下であれば、その値を指定整備記録簿に記載する。（基準適合。検査終了）

測定③　：

・2 回目の測定値が下表の閾値を超えた場合には、4～10 秒の間隔をおいて 3 回目の測定を行い、3 回の測定の平均値を指定整備記録簿に記載する。当該平均値が規制値以下であれば基準適合。（検査終了）

なお、測定値（測定③で求める平均値を含む。）は、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること。

自動車の種類・規制値別の閾値一覧

オパシメータ測定車の検査	規制値		閾値（しきいち）
ポスト新長期規制車（3桁のガス記号で1桁目が L、M、R、S）	光吸収係数 0.50m^{-1}	⇒	光吸収係数 0.40m^{-1}
その他のオパシメータ測定車	光吸収係数 0.80m^{-1}	⇒	光吸収係数 0.64m^{-1}

黒煙測定車をオパシメータにより検査	スクリーニング値		閾値（しきいち）
黒煙 25%規制車	光吸収係数 0.80m^{-1}	⇒	光吸収係数 0.64m^{-1}
（黒煙 30%規制車（特殊自動車のみ））	光吸収係数 1.01m^{-1}	⇒	光吸収係数 0.80m^{-1}
（黒煙 35%規制車（特殊自動車のみ））	光吸収係数 1.27m^{-1}	⇒	光吸収係数 1.01m^{-1}
黒煙 40%規制車	光吸収係数 1.62m^{-1}	⇒	光吸収係数 1.29m^{-1}
黒煙 50%規制車	光吸収係数 2.76m^{-1}	⇒	光吸収係数 2.20m^{-1}

Q&A

Q　「閾値（しきいち）」とは、何ですか？

A　オパシメータを使用した検査における「閾値（しきいち）」とは、本来３回測定の平均値により合否を判定するところを、１回目又は２回目の測定値により合格と判定することができる値です。オパシメータ（黒煙測定車をオパシメータにより検査する場合を含みます。）では、１回目又は２回目の測定値が閾値以下であれば、その時点で基準に適合するものとみなし、検査を終了することができます。

※1　根元まで挿入することが困難なときは、外気の混入を防止する措置を講じて測定を行います。

※2　原動機の回転数を自動で測定することができる機能を有するオパシメータを使用して排出ガスの光吸収係数を測定する場合にあっては、加速ペダルの踏み込みから最高回転数に達するまでの間、加速ペダルを踏み込めばよいものとします。

検査の方法 ②（オパシメータを使用した検査の例）

◆ オパシメータを使用した検査の方法（参考図）

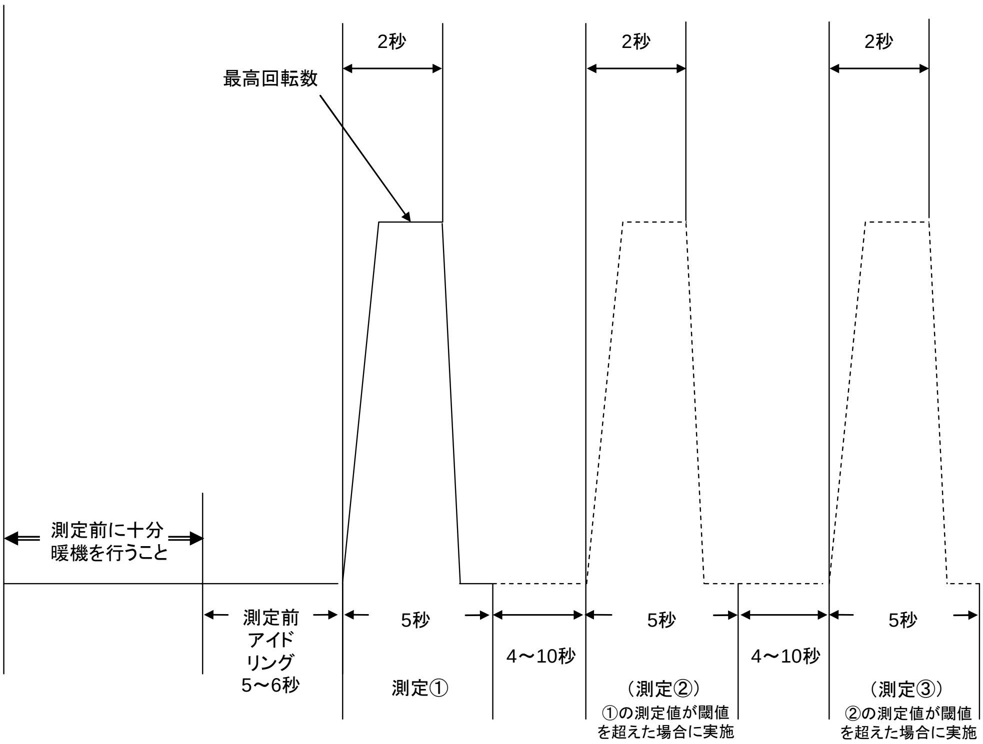

◆ オパシメータを使用した検査の例

例： 規制値 0.80m^{-1} のディーゼル車をオパシメータにより検査する場合

（1）1回目又は2回目で合格判定ができる場合（閾値による合格判定）

1回目又は2回目の測定においては、表示された値の小数点以下第3位を四捨五入した値が閾値以下であれば、その時点で合格となります。

例1： 1回目測定値 0.644 → 四捨五入 → 0.64 ≦ 0.64（閾値） ○ 基準適合（検査終了）

例2： 1回目測定値 0.681 → 四捨五入 → 0.68 ＞ 0.64（閾値） ？ 閾値超過（検査続行）
2回目測定値 0.633 → 四捨五入 → 0.63 ≦ 0.64（閾値） ○ 基準適合（検査終了）

（2）1 回目及び 2 回目において合格判定ができない場合（3回測定平均値による合否判定）

1 回目、2 回目ともに閾値を超えた場合には、3回目を測定し、3回の測定の平均値により合否判定を行います。

平均値は、各表示値（小数点以下第3位）を使用して計算し、その結果について小数点以下第3位を四捨五入した値が規制値以下であれば、合格となります。（3回目の測定は、閾値による合格判定ができません。※3）

例3： 1回目測定値 0.841 → 四捨五入 → 0.84 ＞ 0.64（閾値） ？ 閾値超過（検査続行）
2回目測定値 0.823 → 四捨五入 → 0.82 ＞ 0.64（閾値） ？ 閾値超過（検査続行）
3回目測定値 0.630 ※3

（3回平均）＝（0.841＋0.823＋0.630）※4÷3＝0.7646‥ → 四捨五入 → 0.76 ≦ 0.80（規制値） ○ 基準適合（検査終了）

※3 3回目を測定した場合（2回目までに合格判定できない場合）は、必ず3回の平均値を規制値に照らして合否を判定してください。
※4 平均値は、それぞれの表示値により計算し、その結果について小数点以下第3位を四捨五入してください。

黒煙測定車の検査のフローチャート

黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査しますが、オパシメータにより検査することも認められています（スクリーニング検査※5）。規制値に応じ、それぞれ以下のフローチャートをご参照ください。また、それぞれの場合における指定整備記録簿の記載例は、7ページをご覧ください。

黒煙25%規制車

○ 黒煙25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
○ このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。

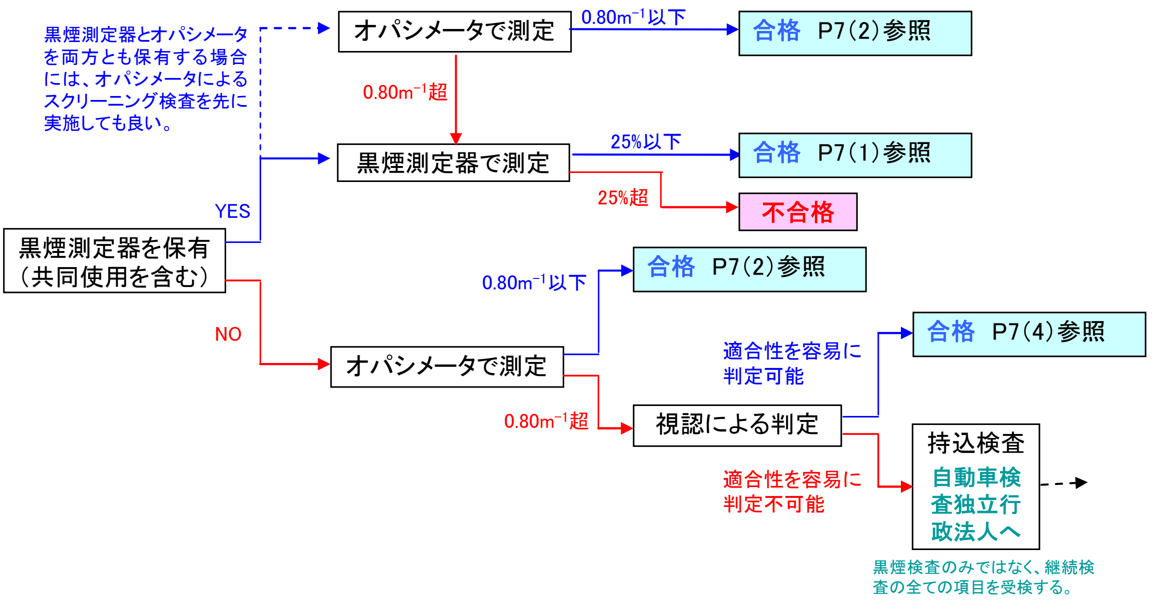

黒煙40%、50%規制車

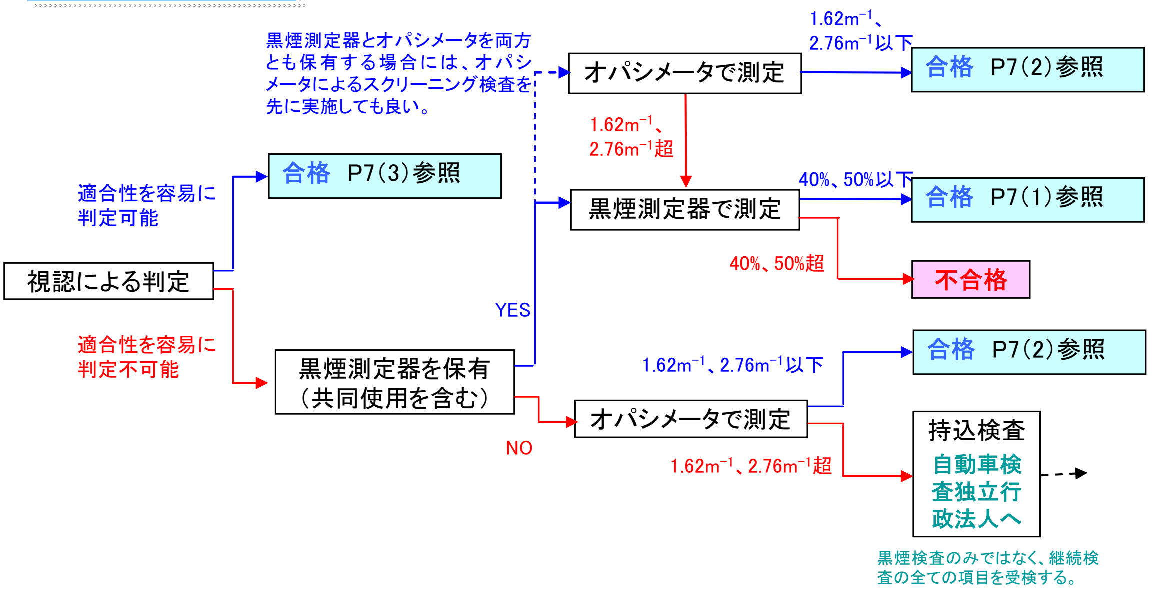

※5 スクリーニング検査： 黒煙測定車をオパシメータを使用して検査すること。その際の判定値を「スクリーニング値」といいます。スクリーニング値は、黒煙の規制値に応じ下表の通りです。（例えば、黒煙 25%規制車は光吸収係数が 0.80m^{-1} 以下であれば基準適合となります。）

黒煙規制値		スクリーニング値
黒煙 25%	⇒	光吸収係数 0.80m^{-1}
黒煙 30%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.01 m^{-1}
黒煙 35%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.27 m^{-1}
黒煙 40%	⇒	光吸収係数 1.62 m^{-1}
黒煙 50%	⇒	光吸収係数 2.76 m^{-1}

指定整備記録簿の記載例

自動車の種類、使用した検査機器により、指定整備記録簿の記載の方法が異なります。

◆ 黒煙測定車の検査について

（1） 黒煙測定器を用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
２０　%　m^{-1}

（2） オパシメータを用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
０．７５　%　m^{-1}

（3） 最初から視認により判断した場合
（40%、50%規制車に限る。）

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
適　%　m^{-1}

（4） オパシメータを用いた測定において
スクリーニング値を超え、視認により
判断した場合 （25%規制車に限る。）
別途、備考欄にオパシメータによる
測定値[m^{-1}]を明確に記載する。

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
適　%　m^{-1}

◆ オパシメータ測定車の検査について

（5） オパシメータを用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
０．７５　%　m^{-1}

（6） 黒煙測定器を用いて判断した場合
［平成 22 年 9 月 30 日まで実施可能］

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
２０　%　m^{-1}

その他ご不明な点がございましたら、
最寄りの運輸支局等へご相談下さい。

運輸支局等連絡先一覧

運 輸 局	運輸支局等担当		電話番号
北海道運輸局	札幌運輸支局	整備担当部門	011-731-7168
	函館運輸支局	整備担当部門	0138-49-8864
	室蘭運輸支局	整備担当部門	0143-44-3013
	帯広運輸支局	整備担当部門	0155-33-3282
	釧路運輸支局	整備担当部門	0154-51-2523
	北見運輸支局	整備担当部門	0157-24-7633
	旭川運輸支局	整備担当部門	0166-51-5363
東北運輸局	宮城運輸支局	整備担当部門	022-235-2513
	福島運輸支局	整備担当部門	024-546-0342
	岩手運輸支局	整備担当部門	019-637-2912
	青森運輸支局	整備担当部門	017-739-1506
	山形運輸支局	整備担当部門	023-686-4714
	秋田運輸支局	整備担当部門	018-863-5814
関東運輸局	東京運輸支局	整備担当部門	03-3458-9236
	神奈川運輸支局	整備担当部門	045-939-6803
	埼玉運輸支局	整備担当部門	048-624-6981
	群馬運輸支局	整備担当部門	027-263-4422
	千葉運輸支局	整備担当部門	043-242-7338
	茨城運輸支局	整備担当部門	029-247-5249
	栃木運輸支局	整備担当部門	028-658-7013
	山梨運輸支局	整備担当部門	055-261-0882
北陸信越運輸局	新潟運輸支局	整備担当部門	025-285-3125
	長野運輸支局	整備担当部門	026-243-5525
	富山運輸支局	整備担当部門	076-423-0892
	石川運輸支局	整備担当部門	076-291-7852
中部運輸局	愛知運輸支局	整備担当	052-351-5314
	三重運輸支局	整備担当	059-234-8412

運 輸 局	運輸支局等担当		電話番号
中部運輸局	静岡運輸支局	整備担当	054-261-7622
	岐阜運輸支局	整備担当	058-279-3715
	福井運輸支局	整備担当	0776-34-1603
近畿運輸局	大阪運輸支局	整備担当部門	072-822-4374
	京都運輸支局	整備担当部門	075-681-9764
	奈良運輸支局	整備担当部門	0743-59-2153
	滋賀運輸支局	整備担当部門	077-585-7252
	和歌山運輸支局	整備担当部門	073-422-2153
神戸運輸監理部		整備担当部門	078-453-1103
中国運輸局	広島運輸支局	整備担当部門	082-233-9169
	鳥取運輸支局	整備担当部門	0857-22-4110
	島根運輸支局	整備担当部門	0852-37-2138
	岡山運輸支局	整備担当部門	086-273-2114
	山口運輸支局	整備担当部門	083-922-5398
四国運輸局	香川運輸支局	整備担当部門	087-882-1355
	徳島運輸支局	整備担当部門	088-641-4813
	愛媛運輸支局	整備担当部門	089-956-1561
	高知運輸支局	整備担当部門	088-866-7313
九州運輸局	福岡運輸支局	整備担当部門	092-673-1196
	大分運輸支局	整備担当部門	097-558-2577
	長崎運輸支局	整備担当部門	095-839-4749
	佐賀運輸支局	整備担当部門	0952-30-7274
	熊本運輸支局	整備担当部門	096-369-3130
	宮崎運輸支局	整備担当部門	0985-51-3958
	鹿児島運輸支局	整備担当部門	099-261-9194
沖縄総合事務局	陸運事務所	整備部門	098-875-0300

第三章　自動車検査独立行政法人関係

プレスリリース
平成２１年１２月４日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－審査事務規程の第５１次改正－

横向き座席の備え付け禁止、座席ベルトの装着対象車両の追加、走行用前照灯の最高光度の引き上げなどに関する規定の追加

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、横向き座席の備え付け禁止に関する規定を追加することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成 21 年 12 月 4 日から施行します。

本改正は、平成 21 年 7 月 22 日及び 10 月 24 日に施行された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．座席及び座席ベルトの関係

(1) 横向き座席の備え付け禁止に関する規定を追加

24 年 7 月 22 日以降製作された専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上、緊急自動車、患者輸送車及びキャンピング車を除く。)に備える座席について、走行時の安全性を向上させるため横向き座席の備え付けを禁止します。
(4－34－1－1(1)、5－34－1(1))

(2) 貨物車の折りたたみ座席の強度及び座席ベルト装着に関する規定を追加

28 年 7 月 22 日以降製作された貨物の運送の用に供する自動車の荷台などに備える折りたたみ座席について、座席及び当該座席の取付装置が衝突等による衝撃を受けた場合の耐久要件や座席ベルトの備え付け要件を新たに追加し、走行時の安全性を強化します。
(4－34－1－2、4－36－1(1)、5－34－1(5)、5－36－1(1))

２．走行用前照灯の最高光度の規定を改正

走行時の安全性を向上させるため、走行用前照灯の最高光度を 225,000cd から 300,000cd に引き上げます。
(4－57－2－1、5－57－2－1)

３．車幅灯及び前部方向指示器の視認角度要件の規定を追加

乗車定員 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量 3.5ｔ以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える地上 750 ㎜未満の高さに取り付けられた車幅灯又は前部方向指示器について、ランプ中心を通る水平面より下の部分の車両内側方向の最小視認角度要件を 45°から 20°へと見直しを行います。
(4－63－3(1)⑫、4－79－3(3)⑮、5－63－3(1)⑫、5－79－3(2)⑮)

４．前照灯に国連協定規則の技術要件の規定を適用

平成 26 年 10 月 1 日以降製作された型式指定自動車等に備える前照灯について、国際基準への調和を図るため前照灯の技術基準を廃止し、国連協定規則(第 98 号及び第 112 号)の技術要件を適用します。これにより、相互承認の対象となります。(4−106⑪)

５．その他

車輪を 3 個以上有する自動車であっても車輪及び車体を傾斜して旋回する構造などの要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用することができることとし、新技術への対応を図ります。(1−3 の 2)

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８−２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　　０３−５３６３−３４４１　（代表）
FAX　　０３−５３６３−３３４７
E-mail　gyoumuka@navi.go.jp

プレスリリース
平成２２年３月４日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－ 審 査 事 務 規 程 の 第 ５ ２ 次 改 正 －
加速走行騒音規制が適用される車両に備えられた消音器の審査方法を追加

本年４月から新たに並行輸入自動車、改造自動車等の新規検査及び継続検査の際に加速走行騒音規制が適用されます。これに係る消音器の審査方法などについて、審査事務規程の一部改正を行います。

本改正は、国土交通省から「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付、自車第 880 号）の一部改正及び「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」（平成 22 年２月５日付、国自環第 247 の 2 号）が通知されたことに伴い所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は次のとおりです。

１．消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、消音器の構造、騒音低減機構等に関する基準に適合しない旨を規定した。(4-48-2-2(2)、5-48-2-2(2))

２．消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることを、公的試験機関が発行した加速走行騒音試験結果成績表により審査する場合の確認事項を追加規定した。
(4-48-2-2(3)②ア、5-48-2-2(3)②ア)

３．並行輸入自動車の審査要領について、消音器の加速走行騒音性能規制への適合性を確認するために提出させる書面の種類とその審査方法及び現車での審査方法を新たに規定した。
（別添２の 2-1 表１、5-3-11、7-8）

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７
E-mail　gyoumuka@navi.go.jp

プレスリリース
平成２２年３月３１日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－審査事務規程の第５３次改正－

乗用車の外装基準の適用の猶予、大型特殊自動車の排気ガス規制の強化などに関する規定の追加

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、乗用車の外装基準の適用を猶予することに関する規定を追加することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成22年4月1日から施行します。

本改正は、平成22年3月18日及び3月29日に公布された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．乗用車の外装基準の適用を猶予することに関する規定を追加

平成21年1月1日以降製作された乗用車(乗車定員10人未満に限る。)に適用されている外装の基準(注1)について、平成29年3月31日までの間、基準適用を猶予(注2)することとします。

(4－26－1(5)、5－26－1(5))

注１：自動車のボディ等の表面に関して、人との衝突・接触の際に人が負傷する危険性を減らすことを目的として定められた安全基準

注２：平成29年4月1日以降は、使用過程車（平成21年1月1日以降製作された乗用車）も含めて当該外装基準が適用されます。

２．大型特殊自動車の排気ガス規制の強化

次のとおり排気ガス規制を強化します。なお、本規制は平成25年以降に型式を取得する自動車から段階的に適用されます。

(1) 排出ガス新試験モードの導入及び規制値の強化

現行のディーゼル特殊自動車8モード法に加え、新たにＮＲＴＣモード法を導入し、排出ガスの規制値を強化します。

(4－50－1－2(1)⑧)

(2) 黒煙汚染度の規制値の強化

無負荷急加速黒煙の測定方法及びディーゼル特殊自動車8モード法により測定される黒煙汚染度の規制値を強化します。

(4－50－1－1③、4－50－1－2(1)⑩、5－50－1③)

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　　０３－５３６３－３３４７
E-mail　gyoumuka@navi.go.jp

第四章　軽自動車検査協会関係

第四章　軽自動車検査協会関係

１．協会の業務等

（1）業務内容

１．軽自動車の検査事務
２．検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
３．検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
４．検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
５．前各号の業務に付帯する業務
６．前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

（2）事務所所在地等（所在地の地図は別紙）

事務所	〒	所在地	TEL
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲1258番地18 （国分寺流通センター内）	087-870-6676
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地１番地３	088-641-4848
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町1814番地の２	089-975-6730
高知事務所	781-0270	高知市長浜3106番地2	088-842-5734

（3）業務受付時間

平日：午前8時45分から11時45分まで、午後1時から4時まで
（土・日・祝日、12／29～1／3は休業）

（4）ユーザー車検予約システム（平成22年2月1日～）

○パソコン（インターネット）での検査予約

http://www.kei-yoyaku.jp/

○携帯電話（iモード等）での検査予約

http://mobile.kei-yoyaku.jp/

○固定電話での検査予約（音声案内に従って検査の予約を行います。）

香川主管事務所　050-3101-9180
徳島事務所　050-3101-9181
愛媛事務所　050-3101-9182
高知事務所　050-3101-9183

軽自動車検査協会　〒769-0103　高松市国分寺町福家甲1258番地18
（国分寺流通センター内）

香川主管事務所

電　　話　087−870−6676
F　A　X　087−870−6585

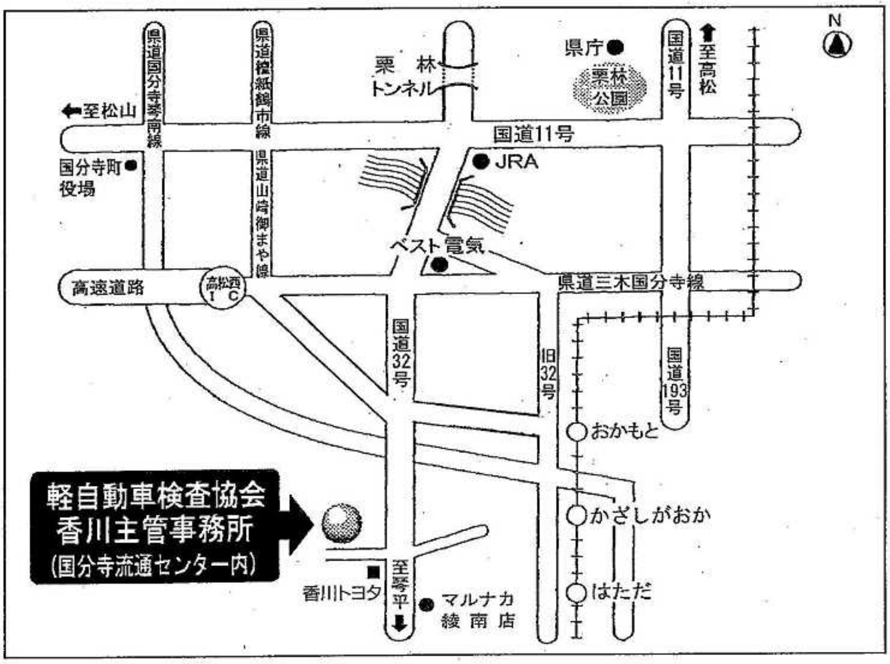

軽自動車検査協会　〒771-1156　徳島市応神町応神産業団地１番地３

徳島事務所

電　　話　088−641−4848
F　A　X　088−641−4554

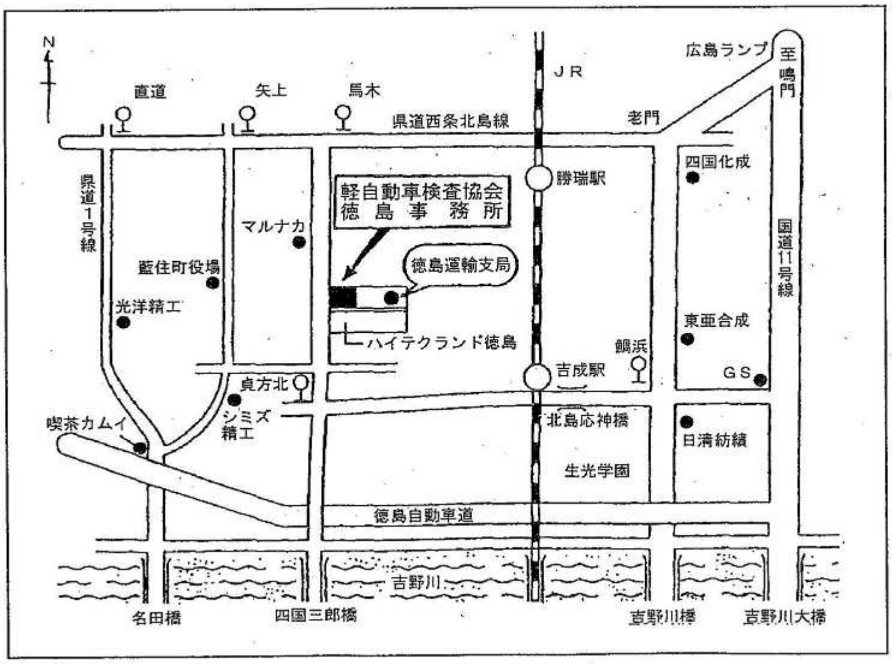

軽自動車検査協会　〒791-1112　松山市南高井町1814番地２

愛媛事務所

電　　　話　089－975－6730
F　　A　　X　089－976－7652

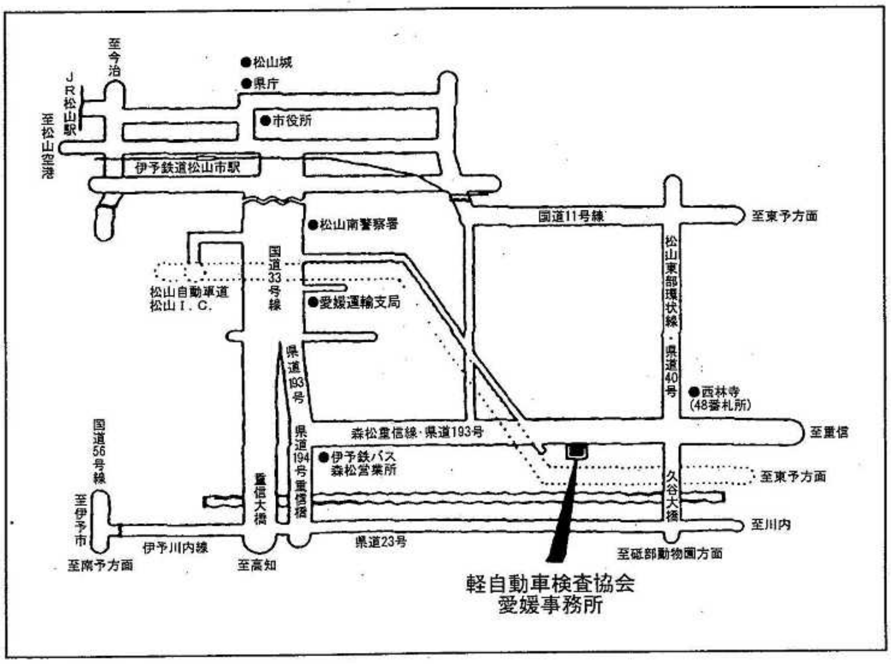

軽自動車検査協会　〒781-0270　高知市長浜３１０６番２

高知事務所

電　　　話　088－842－5734
F　　A　　X　088－842－5075

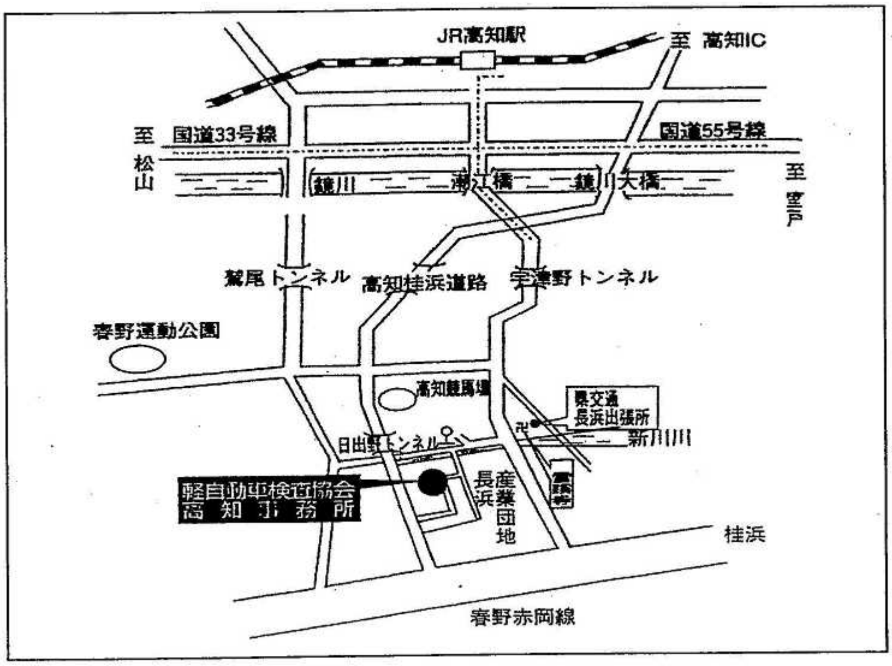

２．最近の検査場における事故状況について

構内・検査コースの
事故防止について

最近、全国の事務所等構内及び検査コースにおいて受検者の不注意（ブレーキとアクセルの踏み違えなど）による衝突事故等が多発しています。

慎重な運転により、事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

平成20年度～平成22年度（5月末）までの高齢者(70歳以上)が惹起した構内事故

平成22年5月末現在

年　度	月　日	発生場所	事故状況	被害状況	年齢
H20年度	4月4日	出入口付近	ブレーキとアクセルを踏み間違えて、隣接コースの受検車両及び検査棟に衝突した。	検査棟の側壁の損傷、受検車両等の損傷	82才
3 件	7月29日	出入口付近	受検車両が後退していることに気付かず、職員が後続車との間に挟まれた。	職員の左股関節捻挫	70才
	12月11日	ライトテスタ	ギア「Dレンジ」に入れたままで、降車したため車両が前進し、ドアが光電管カバーに接触した。	光電管等の損傷	70才
H21年度	4月27日	ライトテスタ	ブレーキとアクセルを踏み間違えて、前方車両に追突した。	受検車両等の損傷	77才
2 件	6月9日	出入口付近	ブレーキとアクセルを踏み間違えて、前方車両に追突し、さらに再検査申告ボタンに衝突した。	再検申告ボタンの損傷、受検車両の損傷など	72才
H22年度	4月9日	ブレーキテスタ	受検車両が後退した際にブレーキとアクセルを踏み間違えて、後方車両に衝突した。	受検車両等の損傷	79才
6 件	4月14日	出入口付近	ブレーキとアクセルを踏み間違えて、前方車両に追突した。	受検車両等の損傷	70才
	4月21日	出入口付近	ブレーキとアクセルを踏み間違えて、検査棟側壁に衝突した。	検査棟の側壁の損傷、受検車両等の損傷	72才
	4月27日	スピードメータ	受検者がアクセル操作を誤り、前方車両及び検査棟柱に衝突した。追突された車両は、その勢いでリフトの支柱に衝突した。	検査機器の配線カバーの損傷、受検車両等の損傷	72才
	5月12日	待機コース	ブレーキとアクセルを踏み間違えて、構内に駐車していた車両に衝突した。	受検車両等の損傷	70才
	5月19日	出入口付近	ブレーキとアクセルを踏み間違えて、前方車両に追突した。	受検車両等の損傷及び頭、首痛	77才

平均 73．7才

３．重量税還付申請について

自動車重量税還付申請書 記載のポイント

還付申請手続について

自動車重量税還付申請書の様式は、解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となっています。

還付申請書は、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後、**永久抹消登録申請又は解体届出の手続と同時に運輸支局等に提出します。**

提出された還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、所轄税務署に引き継がれ、税務署においては、還付金の支払いを適正に行うための申請書の審査など所要の手続を的確に行います。そのため、還付申請書が運輸支局等に提出されてから、所轄税務署長から還付金が支払われるまでに**おおむね3か月程度**かかることをご理解願います。

具体的な申請書の提出先は、道路運送車両法の手続に応じて次のとおりとなります。

区　　分	道路運送車両法の手続	還付申請書提出先
登録自動車	永久抹消登録申請 （一時抹消登録をしていない自動車）	登録自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所
	解体届出 （一時抹消登録済みの自動車）	最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所
軽自動車	自動車検査証の返納を伴う解体届出 （車検証を返納していない自動車）	軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所
	解体届出 （車検証を返納済みの自動車）	最寄りの軽自動車検査協会の事務所

※「輸出抹消の場合」や「車検残存期間が１ヵ月に満たない場合」は、還付を受けることができませんのでご留意ください。

国税庁

国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp

【自動車重量税廃車還付制度のQ＆A等を掲載しています。】

「付表１」をご確認ください。

還付申請の際に運輸支局等の窓口で交付される**付表1の記載内容を必ず確認してください。**

付表1の記載内容に誤りがある場合には、運輸支局等の窓口に申し出てください。

記載内容に不備のある場合には、還付金の支払いが遅れる場合や、還付できない場合がありますので、必ずご確認ください。

（申請者用）

自動車重量税還付申請書付表１

平成○年○月○日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

○　自動車登録番号　品川５７あ１２３４　○車台番号　ＡＢ１－１２３４５６７

○　還付を受けようとする金額　６，３００円

○　申請者　氏名又は名称　コクゼイ　タロウ
　　　　　　　　　　　　　国　税　太　郎
　　　　郵便番号　１００－００１３
　　　　住所　東京都千代田区霞が関３－１－１－１０１
　　　　電話番号　０３－１２３４－５６７８

○　振込先口座　金融機関名・支店名　甲乙銀行虎ノ門支店
　　　　口座種類　普通預金
　　　　口座番号　１２３４５６７

フリガナ・氏名に誤りはありませんか？
個人の方…氏名
法人の方…登記上の法人名

現住所ですか？
個人の方…住民票の住所
法人の方…登記上の住所

ビルやマンションの場合は部屋番号まで記載されていますか？

振込先は申請者（本人）名義の口座ですか？
（代理受領の場合は、代理受領者名義。）
※ゆうちょ銀行の場合は、貯金口座が「５桁＋２～８桁（記号＋番号）」で記載されていますか。

※「付表１」は、還付金を受領するまで大切に保管してください。
また、申請代理人の方は「付表１」を必ず申請者本人へお渡しください。

解体届出申請　記入例

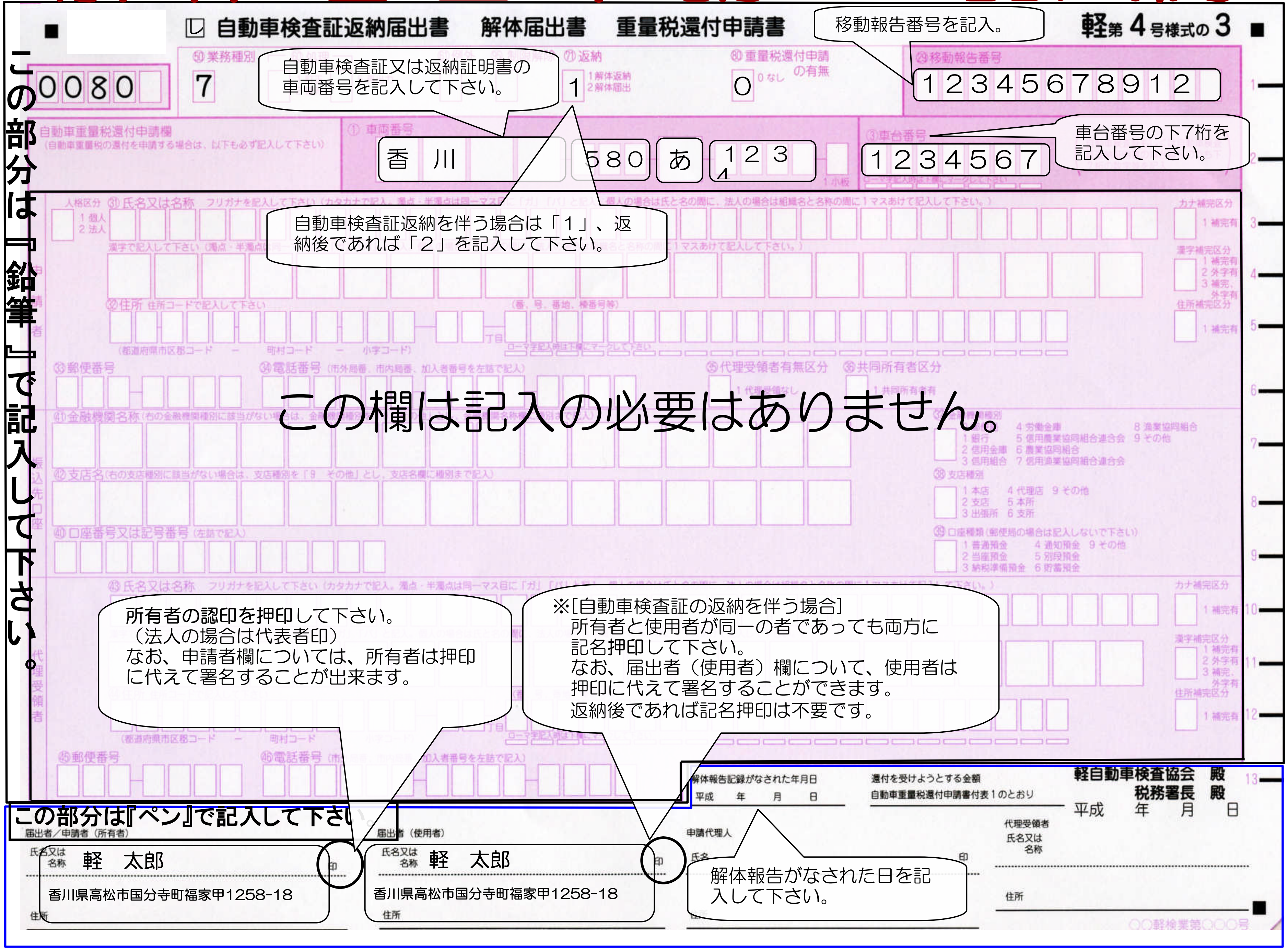
自動車検査証返納届出書　解体届出書　重量税還付申請書
軽第4号様式の3
移動報告番号を記入。
自動車検査証又は返納証明書の車両番号を記入して下さい。
車台番号の下7桁を記入して下さい。
0080
7
1
0
123456789l2
香　川　580　あ　123
1234567
自動車検査証返納を伴う場合は「1」、返納後であれば「2」を記入して下さい。
この欄は記入の必要はありません。
この部分は『鉛筆』で記入して下さい。
所有者の認印を押印して下さい。（法人の場合は代表者印）なお、申請者欄については、所有者は押印に代えて署名することが出来ます。
※[自動車検査証の返納を伴う場合] 所有者と使用者が同一の者であっても両方に記名押印して下さい。なお、届出者（使用者）欄について、使用者は押印に代えて署名することができます。返納後であれば記名押印は不要です。
この部分は『ペン』で記入して下さい。
届出者／申請者（所有者）
氏名又は名称　軽　太郎
香川県高松市国分寺町福家甲1258-18
届出者（使用者）
氏名又は名称　軽　太郎
香川県高松市国分寺町福家甲1258-18
解体報告記録がなされた年月日　平成　年　月　日
還付を受けようとする金額　自動車重量税還付申請書付表1のとおり
軽自動車検査協会　殿
税務署長　殿
平成　年　月　日
申請代理人
代理受領者　氏名又は名称
解体報告がなされた日を記入して下さい。

重量税還付申請（本人申請）　記入例

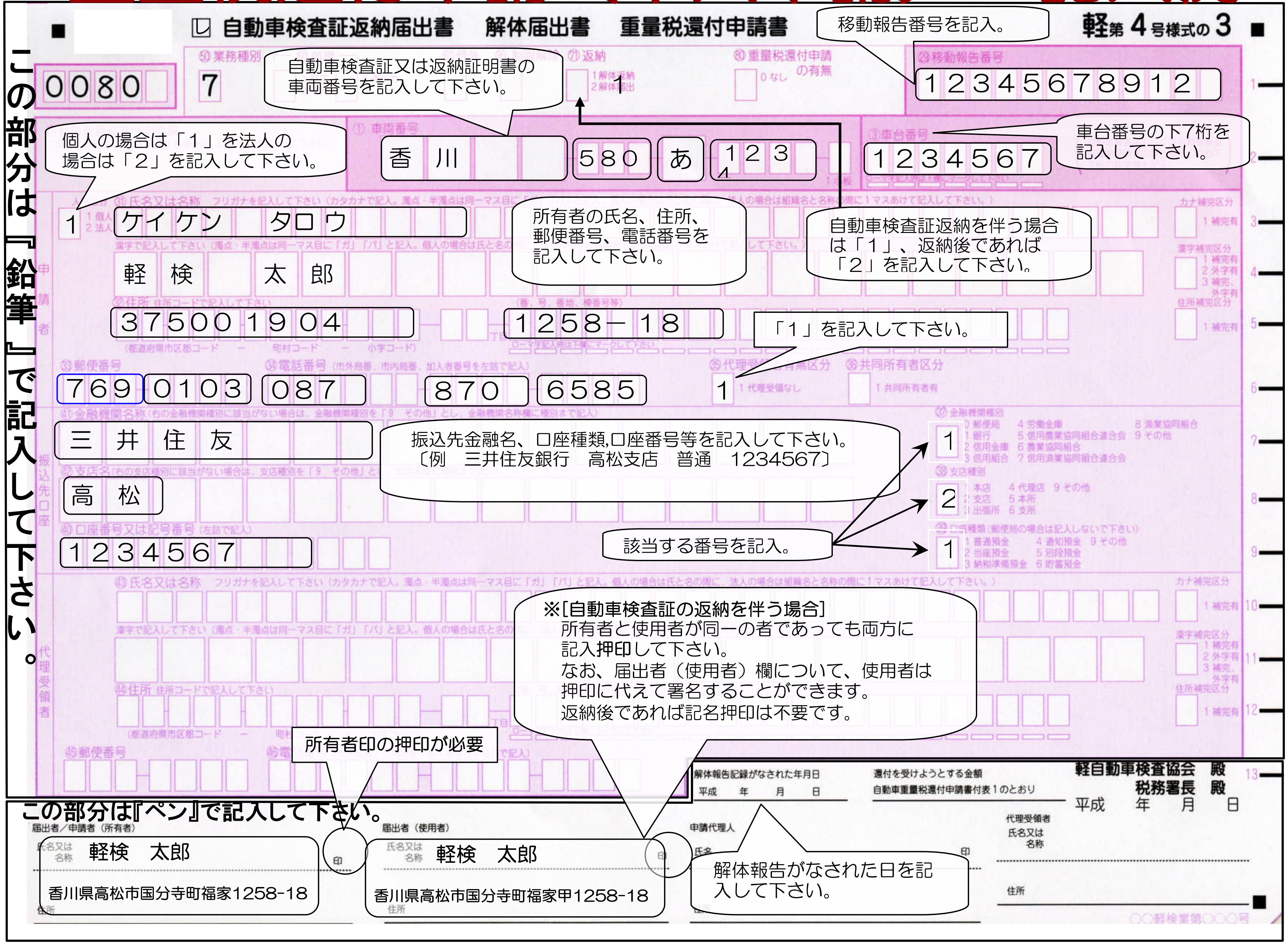

☑ 自動車検査証返納届出書　解体届出書　重量税還付申請書

軽第4号様式の3

0080

⑩業務種別 7

⑰返納 1 (1 解体返納 2 解体届出)

⑳重量税還付申請の有無 (0 なし)

㉓移動報告番号 123456789 12

① 車両番号 香川 580 あ 123

③車台番号 1234567

㉛氏名又は名称 1 (1 個人 2 法人) ケイケン タロウ

軽検 太郎

㉜住所 37500 1904　1258－18

㉝郵便番号 769 0103

㉞電話番号 087 870 6585

㉟代理受領の有無区分 1 (1 代理受領なし)

㊱共同所有者区分 (1 共同所有者有)

振込先口座

㊶金融機関名称 三井住友

㊷支店名 高松

㊵口座番号又は記号番号 1234567

㊲金融機関種別 1 (0 郵便局 1 銀行 2 信用金庫 3 信用組合 4 労働金庫 5 信用農業協同組合連合会 6 農業協同組合 7 信用漁業協同組合連合会 8 漁業協同組合 9 その他)

㊳支店種別 2 (1 本店 2 支店 3 出張所 4 代理店 5 本所 6 支所 9 その他)

㊴口座種類 1 (1 普通預金 2 当座預金 3 納税準備預金 4 通知預金 5 別段預金 6 貯蓄預金 9 その他)

代理受領者

㊸氏名又は名称

㊹住所

㊺郵便番号

この部分は『鉛筆』で記入して下さい。

この部分は『ペン』で記入して下さい。

届出者／申請者（所有者）
氏名又は名称 軽検　太郎　印
住所 香川県高松市国分寺町福家1258-18

届出者（使用者）
氏名又は名称 軽検　太郎　印
住所 香川県高松市国分寺町福家甲1258-18

解体報告記録がなされた年月日　平成　年　月　日

還付を受けようとする金額　自動車重量税還付申請書付表１のとおり

軽自動車検査協会　殿
税務署長　殿
平成　年　月　日

申請代理人 氏名　印

代理受領者 氏名又は名称　住所

〇〇軽検業第〇〇〇号

重量税還付申請（代理申請）　記入例

この部分は『鉛筆』で記入して下さい。

軽第４号様式の３

☑ 自動車検査証返納届出書　解体届出書　重量税還付申請書

- 0080
- ㊿業務種別：7
- ㉑返納：1（1 解体返納　2 解体届出）
- ⑳重量税還付申請の有無：0 なし
- ㉙移動報告番号：123456789１2
- ①車両番号：香川　580　あ　1234
- ③車台番号：1234567
- ㉛氏名又は名称：1（1 個人　2 法人）　ケイケン　タロウ／軽検　太郎
- ㉜住所：37500 1904　1258－18
- ㉝郵便番号：769 0103
- ㉞電話番号：087　870　6585
- ㉟代理受領有無区分：1（1 代理受領なし）
- ㊱共同所有者区分
- ㊶金融機関名称：三井住友
- ㊷支店名：高松
- ㊵口座番号又は記号番号：1234567
- ㊲金融機関種別：1
- ㊳支店種別：2
- ㊴口座種類：1

移動報告番号を記入。

自動車検査証又は返納証明書の車両番号を記入して下さい。

車台番号の下7桁を記入して下さい。

個人の場合は「１」を法人の場合は「２」を記入して下さい。

所有者の氏名、住所、郵便番号、電話番号を記入して下さい。

自動車検査証返納を伴う場合は「１」、返納後であれば「２」を記入して下さい。

「１」を記入して下さい。

振込先金融名、口座種類,口座番号等を記入して下さい。〔例　三井住友銀行　高松支店　普通　1234567〕

該当する番号を記入。

※代理人が還付申請する場合、
別途、申請依頼書の提出が必要になります。
申請依頼書に、所有者の押印（返納を伴う場合は使用者の押印も）が必要になります。

届出者欄には、記入が必要です。
なお、記入・押印された申請依頼書が別途必要になります。
返納後であれば使用者欄は記入不要です

解体報告がなされた日を記入して下さい。

申請代理人は、申請代理人欄に記入・押印が必要になります。

この部分は『ペン』で記入して下さい。

解体報告記録がなされた年月日　平成　年　月　日

還付を受けようとする金額　自動車重量税還付申請書付表１のとおり

軽自動車検査協会　殿
税務署長　殿
平成　年　月　日

届出者／申請者（所有者）	届出者（使用者）	申請代理人	代理受領者
氏名又は名称　軽検　太郎　印	氏名又は名称　軽検　太郎　印	氏名　検査　太郎　印	氏名又は名称
住所　香川県高松市国分寺町福家１２５８-１８	住所　香川県高松市国分寺町福家1258-18	住所　香川県高松市番町４６４９	住所

○○軽検業第○○○号

重量税還付申請（申請依頼書）　記入例

申　請　依　頼　書

私は、今般 〔氏名　検査　太郎　／　住所　香川県高松市番町４６４９〕 を代理人と定め、下記検査対象軽自動車の

該当する番号に○してください

1. 返納届及び解体の届出
2. 解体の届出
3. (○) 返納届･解体の届出及び自動車重量税還付申請
4. 解体の届出及び自動車重量税還付申請

に関する手続きを委託します。

記

車　両　番　号	車　台　番　号
香川５８０あ１２３４	XY1－01234567

※[自動車検査証の返納を伴う場合]
所有者と使用者が同一の者であっても両方に記入押印して下さい。

平成　　年　　月　　日

届出者（使用者）

（フリガナ）　ケイケン　タロウ

氏名又は名称　軽検　太郎　（軽検）

住　　所　香川県高松市国分寺町福家1258-１８

届出者／申請者（所有者）

（フリガナ）　ケイケン　タロウ

氏名又は名称　軽検　太郎　（軽検）

住　　所　香川県高松市国分寺町福家1258-１８

重量税還付申請（代理人受領）　記入例

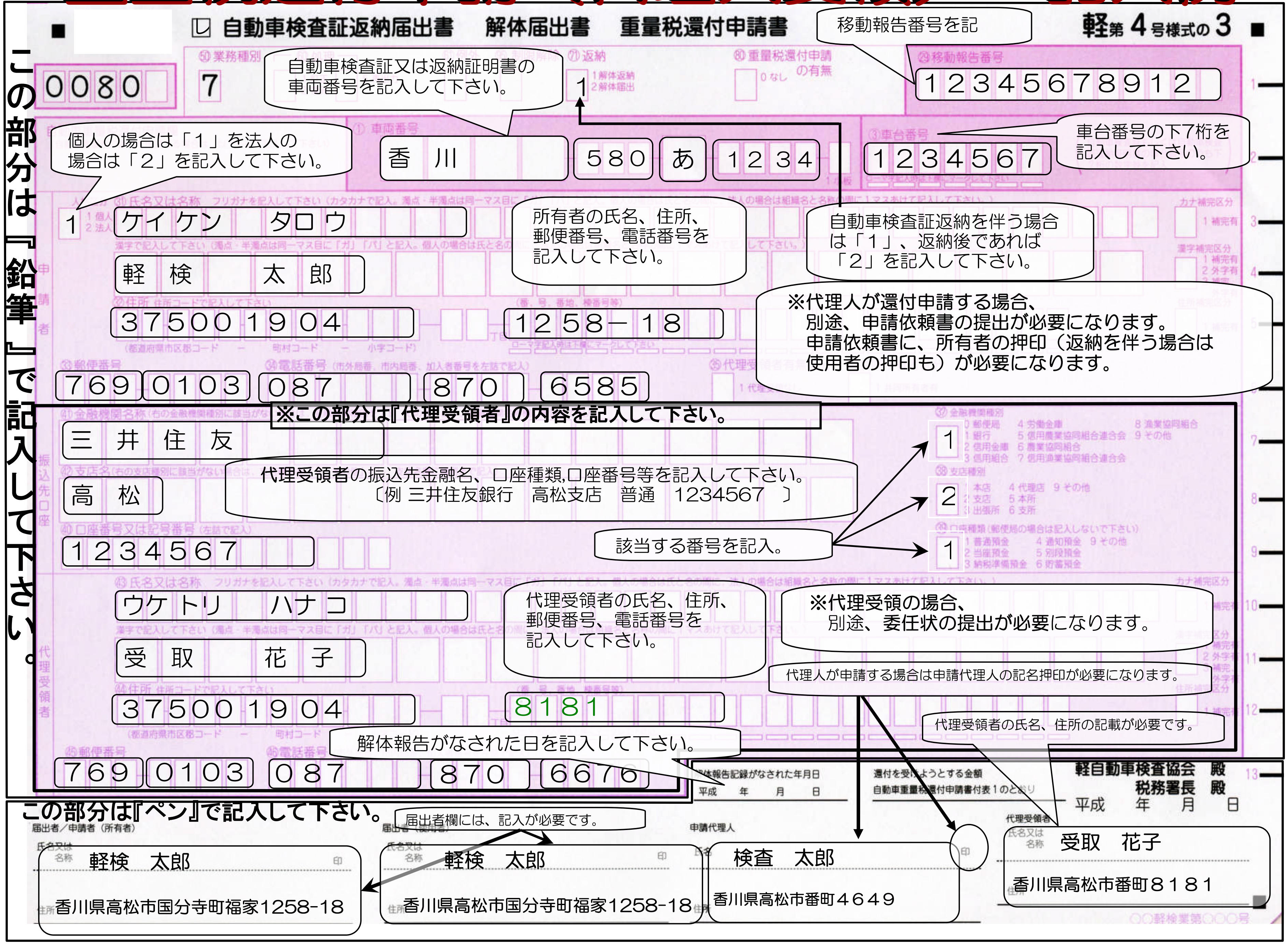

この部分は『鉛筆』で記入して下さい。

自動車検査証返納届出書　解体届出書　重量税還付申請書　軽第4号様式の3

0080　⑩業務種別 7　⑪返納 1（1 解体返納 2 解体届出）　⑳重量税還付申請の有無（0 なし）　㉙移動報告番号 123456789 12

移動報告番号を記

自動車検査証又は返納証明書の車両番号を記入して下さい。

①車両番号 香川 580 あ 1234　③車台番号 1234567

車台番号の下7桁を記入して下さい。

個人の場合は「1」を法人の場合は「2」を記入して下さい。

1（1 個人 2 法人）　㉛氏名又は名称 ケイケン　タロウ　軽検　太郎

所有者の氏名、住所、郵便番号、電話番号を記入して下さい。

自動車検査証返納を伴う場合は「1」、返納後であれば「2」を記入して下さい。

㉜住所 37500 1904　1258－18

※代理人が還付申請する場合、別途、申請依頼書の提出が必要になります。申請依頼書に、所有者の押印（返納を伴う場合は使用者の押印も）が必要になります。

㉝郵便番号 769 0103　㉞電話番号 087 870 6585

※この部分は『代理受領者』の内容を記入して下さい。

㊶金融機関名称 三井住友　㊲金融機関種別 1（0 郵便局 1 銀行 2 信用金庫 3 信用組合 4 労働金庫 5 信用農業協同組合連合会 6 農業協同組合 7 信用漁業協同組合連合会 8 漁業協同組合 9 その他）

代理受領者の振込先金融名、口座種類,口座番号等を記入して下さい。〔例 三井住友銀行　高松支店　普通　1234567　〕

㊷支店名 高松　㊳支店種別 2（1 本店 2 支店 3 出張所 4 代理店 5 本所 6 支所 9 その他）

㊵口座番号又は記号番号 1234567　㊴口座種類 1（1 普通預金 2 当座預金 3 納税準備預金 4 通知預金 5 別段預金 6 貯蓄預金 9 その他）

該当する番号を記入。

㊸氏名又は名称 ウケトリ　ハナコ　受取　花子

代理受領者の氏名、住所、郵便番号、電話番号を記入して下さい。

※代理受領の場合、別途、委任状の提出が必要になります。

代理人が申請する場合は申請代理人の記名押印が必要になります。

㊹住所 37500 1904　8181

代理受領者の氏名、住所の記載が必要です。

解体報告がなされた日を記入して下さい。

㊺郵便番号 769 0103　㊻電話番号 087 870 6676

解体報告記録がなされた年月日 平成 年 月 日　還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表1のとおり　軽自動車検査協会 殿　税務署長 殿　平成 年 月 日

この部分は『ペン』で記入して下さい。

届出者欄には、記入が必要です。

届出者／申請者（所有者） 氏名又は名称 軽検　太郎 印 住所 香川県高松市国分寺町福家1258-18

届出者（使用者） 氏名又は名称 軽検　太郎 印 住所 香川県高松市国分寺町福家1258-18

申請代理人 氏名 検査　太郎 印 住所 香川県高松市番町4649

代理受領者 氏名又は名称 受取　花子 住所 香川県高松市番町８１８１

○○軽検業第○○○号

重量税還付申請（委任状）　記入例

委　任　状

代理受領者の氏名、住所を記入して下さい。

受任者　氏 名　受取　花子

住 所　香川県高松市番町８１８１

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

車 両 番 号	車 台 番 号
香川580あ1234	XY1－01234567

平成　年　月　日

委任者（使用済自動車の所有者）

（フリガナ）　ケイケン　タロウ

氏名又は名称　軽検　太郎　（印：軽検）

所有者印の押印が必要

使用済自動車の所有者の方が**自署**してください。
ワープロ・ゴム印などで作成された場合は実印の押印及び印鑑証明書（原本）の添付が必要となります。

住　　所　香川県高松市国分寺町福家12

御注意
① 委任状は、**委任者が自署・押印してください。**
② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条（充当）及び地方税法附則第9条の10（委託納付）の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

【高度化システム】「運用」イメージ図